



令和 8 年 4 月 30 日

令和7年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 福田 俊史 様

鳥取県議会議員 伊藤 保

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調 査 研 究 費	832,419 円	中部振興議員連盟県外調査(東京都) 全国ホルスタイン共進会視察調査(北海道) 鳥取岡山県境議員連盟海外研修旅費(フィンランド他) 県内調査旅費
研 修 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	152,179	新聞・書籍
広 報 費	0	
事 務 所 費	736,823	事務所賃借料・電気代他
事 務 費	297,906	コピー・印刷機リース料 電話・ファックス・携帯他
人 件 費	909,720	補助職員賃金
合 計	2,929,047	

3 支出に充てない残額

70,953 円

令和7年度 政務活動費出納簿

合計

月	収 入	支 出										残 高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	52,130	0	0	0	11,000	0	157,877	53,155			
5月	0	385,454	0	0	0	11,000	0	6,614	13,365			
6月	0	0	0	0	0	12,500	0	6,922	34,655			
7月	750,000	13,000	0	0	0	11,000	0	162,581	17,865			
8月	0	0	0	0	0	12,100	0	14,703	19,755			
9月	0	420	0	0	0	13,100	0	14,301	28,114			
10月	750,000	93,567	0	0	0	13,100	0	158,625	21,422			
11月	0	135,046	0	0	0	11,000	0	18,831	19,107			
12月	0	0	0	0	0	20,179	0	12,055	22,380			
1月	750,000	0	0	0	0	11,000	0	160,543	18,412			
2月	0	20,387	0	0	0	13,100	0	12,150	22,842			
3月	0	132,415	0	0	0	13,100	0	11,621	26,834			70,953
合 計	3,000,000	832,419	0	0	0	152,179	0	736,823	297,906	909,720	2,929,047	70,953

4月分

4月分

[illegible]

4月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									(単位:円)	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	領収書等の番号
	4月 計		750,000	52,130	0	0	0	11,000	0	157,877	53,155			

5月分

令和7年度 政務活動費出納簿

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	
5月2日	郵券代(日本郵政)	1,870円×90%									1,683		1,683 12-1
5月7日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682 通帳一7
5月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800 通帳一8
5月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900 通帳一9
5月26日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300 通帳一10
5月26日	事務所電灯代(中国電力)	3,859円×90%								3,473			3,473 13
5月26日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141 14
5月29日	鳥取・岡山県境議連視察旅費	385,454円×100%		385,454									385,454 15
5月30日	5月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■	16
													0
													0
													0
5月 計			0	385,454	0	0	0	11,000	0	6,614	13,365	■	

(単位:円)

令和7年度 政務活動費出納簿

6月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の 番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
6月2日	事務所電話・FAX回線代(NTT)	5,803円×90%									5,222		5,222	通帳一11
6月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳一12
6月4日	印刷機再リース料(リコーリース)	9,768円×90%÷12月×11月									8,058		8,058	通帳一13
6月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳一14
6月25日	事務所電灯代(中国電力)	4,202円×90%								3,781			3,781	17
6月25日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141	18
6月26日	NHK受信料	3,900円×90%									3,510		3,510	通帳一15
6月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳一16
6月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳一17
6月27日	鳥取県教育関係職員録	1,500円×100%						1,500					1,500	19
6月30日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,112円×90%									1,000		1,000	20
6月30日	事務所電話・FAX回線代(NTT)	5,759円×90%									5,183		5,183	通帳一18
6月30日	6月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■		21
													0	
													0	
6月 計			0	0	0	0	0	12,500	0	6,922	34,655	■		

令和7年度 政務活動費出納簿

7月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										(単位:円) 領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
7月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—19
7月10日	第二・四半期交付金		750,000											
7月17日	事務所賃借料(7~9月分・わかまつ)	165,000円×90%								148,500			148,500	22
7月18日	県緑化推進委員会会費	10,000円×100%		10,000									10,000	23
7月18日	青少年育成鳥取県民会議費	3,000円×100%		3,000									3,000	24
7月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—20
7月25日	事務所電灯代(中国電力)	4,195円×90%								3,775			3,775	25
7月25日	事務所電気代(中国電力)	11,452円×90%								10,306			10,306	26
7月28日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—21
7月28日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—22
7月30日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990	27
7月31日	事務所電話・FAX回線代	5,770円×90%									5,193		5,193	通帳—23
7月31日	7月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■	■	28
7月 計			750,000	13,000	0	0	0	11,000	0	162,581	17,865	■	■	

8月分

令和7年度 政務活動費出納簿

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										(単位:円) 領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
8月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—24
8月10日	鳥取県職員名簿	1,100円×90%						1,100					1,100	29
8月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—25
8月26日	事務所電灯代(中国電力)	3,884円×90%								3,495			3,495	30
8月26日	事務所電気代(中国電力)	12,454円×90%								11,208			11,208	31
8月26日	NHK受信料(NHK)	3,900円×90%									3,510		3,510	通帳—26
8月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—27
8月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—28
8月28日	コピーチャージ料と用紙(ふじもと)	5,071円×90%									4,563		4,563	32
8月29日	8月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■		33
													0	
													0	
													0	
8月 計			0	0	0	0	0	12,100	0	14,703	19,755	■		

令和7年度 政務活動費出納簿

9月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の 番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
9月1日	事務所電話・FAX回線代	5,682円×90%									5,113		5,113	通帳—29
9月2日	鳥取・岡山県境議員連盟の総会	420円×100%		420									420	34
9月4日	コピー機リース料(リコーリース)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—30
9月7日	ウイルスバスター更新料	17,330円×90%÷3年									5,199		5,199	35
9月8日	全国農業新聞購読料(4～6月分)	2,100円×100%						2,100					2,100	36
9月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—31
9月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—32
9月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—33
9月26日	事務所電灯代(中国電力)	3,661円×90%								3,294			3,294	37
9月26日	事務所電気代(中国電力)	12,230円×90%								11,007			11,007	38
9月29日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990	39
9月30日	9月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■	■	40
9月30日	事務所電話・FAX回線代	5,700円×90%									5,130		5,130	通帳—34
													0	
													0	
9月 計			0	420	0	0	0	13,100	0	14,301	28,114	■	■	

令和7年度 政務活動費出納簿

10月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等の 番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	
10月6日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682 通帳—35
10月7日	生活経済政策研究会費	(8,000円+203円)÷12月×4月		2,734									2,734 41
10月10日	第三・四半期交付金(10月~12月)		750,000										0
10月17日	事務所賃借料(10~12月)わかまつ	165,000円×90%								148,500			148,500 42
10月20日	全国農業新聞(7月~9月)	2,100円×100%						2,100					2,100 43
10月20日	鳥取県議会「民主とつとり」と鳥根県議会「民主県民クラブ」合同研修会	1,360円×100%		1,360									1,360 44
10月25日	第16回全日本ホルスタイン共進会視察調査	89,473円×100%		89,473									89,473 45
10月27日	NHK受信料(NHK)	3,900円×90%									3,510		3,510 通帳—36
10月27日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900 通帳—37
10月27日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800 通帳—38
10月27日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300 通帳—39
10月27日	事務所電灯代(中国電力)	3,350円×90%								3,015			3,015 46
10月27日	事務所電気代(中国電力)	7,900円×90%								7,110			7,110 47
10月30日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990 48
10月31日	事務所電話FAX代	5,823円×90%									5,240		5,240 通帳—40
10月31日	10月分事務補助員(永田頼行)	■ × 90%										■	49
10月 計			750,000	93,567	0	0	0	13,100	0	158,625	21,422	■	

令和7年度 政務活動費出納簿

11月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
11月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—41
11月10日	プロバイダー料(ハル)	19,800円×90%÷12月×5月									7,425		7,425	通帳—42
11月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—43
11月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—44
11月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—45
11月27日	事務所電灯代(中国電力)	4,039円×90%								3,635			3,635	50
11月27日	事務所電気代(中国電力)	7,117円×90%								6,405			6,405	51
11月27日	事務所灯油代(赤碕石油)	9,768円×90%								8,791			8,791	52
11月27日	鳥取県議会中部振興議員連盟県 外調査	135,046円×100%		135,046									135,046	53
11月28日	11月分事務補助員(永田頼行)	■■■■円×90%										■■■■	■■■■	54
													0	
													0	
													0	
11月 計			0	135,046	0	0	0	11,000	0	18,831	19,107	■■■■	■■■■	

12月分

令和7年度

政務活動費出納簿

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
12月1日	事務所電話FAX代	5,787円×90%									5,208		5,208	通帳—46
12月1日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990	55
12月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—47
12月15日	月刊「自治研」購読料	(8,976円+203円)×100%						9,179					9,179	56
12月24日	事務所電灯代(中国電力)	3,394円×90%								3,054			3,054	57
12月24日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141	58
12月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—48
12月25日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990	59
12月25日	事務所灯油代(赤碕石油)	6,512円×90%								5,860			5,860	60
12月26日	NHK受信料	3,900円×90%									3,510		3,510	通帳—49
12月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—50
12月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—51
12月26日	12月事務補助員(永田頼行)	■■■■円×90%										■■■■		61
													0	
													0	
													0	
12月 計			0	0	0	0	0	20,179	0	12,055	22,380	■■■■		

令和7年度 政務活動費出納簿

1月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										(単位:円) 領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
1月5日	事務所電話・FAX代	5,761円×90%									5,184		5,184	通帳—52
1月5日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—53
1月13日	第四・四半期交付金		750,000										0	
1月16日	事務所賃借料(1月～3月・わかまつ)	165,000円×90%								148,500			148,500	62
1月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—54
1月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—55
1月26日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—56
1月27日	事務所電灯代(中国電力)	3,380円×90%								3,042			3,042	63
1月27日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141	64
1月29日	コピーチャージ料・ホワイトボードマーカー代(ふじもと)	(1,100円+618円)×90%									1,546		1,546	65
1月29日	事務所灯油代(赤碕石油)	6,512円×90%								5,860			5,860	66
1月30日	1月分事務補助員(永田頼行)	■×90%										■	■	67
													0	
													0	
1月 計			750,000	0	0	0	0	11,000	0	160,543	18,412	■	■	

令和7年度 政務活動費出納簿

2月分

(単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の 番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
2月2日	事務所電話・FAX代	5,700円×90%									5,130		5,130	通帳—57
2月3日	新年度予算政調政審旅費	6,500円×100%		6,500									6,500	68
2月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682	通帳—58
2月5日	全国農業新聞(10月～12月)	2,100円×100%						2,100					2,100	69
2月5日	日本海政経懇話会費	(55,000+550)円÷12月×3月		13,887									13,887	70
2月16日	郵券代(日本郵政)	1,120円×90%									1,008		1,008	71
2月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300	通帳—59
2月26日	NHK受信料	3,900円×90%									3,510		3,510	通帳—60
2月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900	通帳—61
2月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800	通帳—62
2月26日	事務所電灯代(中国電力)	3,499円×90%								3,149			3,149	72
2月26日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141	73
2月26日	事務所灯油代(赤碕石油)	6,512円×90%								5,860			5,860	74
2月27日	郵券代(日本郵政)	1,680円×90%									1,512		1,512	75
2月27日	2月分事務補助員(永田頼行)	■■■■■×90%										■■■■■		76
													0	
													0	
													0	
													0	
2月 計			0	20,387	0	0	0	13,100	0	12,150	22,842	■■■■■		

令和7年度 政務活動費出納簿

3月分

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	
3月2日	事務所電話・FAX代	5,876円×90%									5,288		5,288 通帳—63
3月4日	コピー機リース料(リコー)	12,980円×90%									11,682		11,682 通帳—64
3月25日	新聞代(日本海)田子	3,300円×100%						3,300					3,300 通帳—65
3月26日	新聞代(山陰中央)SMCC	3,900円×100%						3,900					3,900 通帳—66
3月26日	新聞代(読売)SMCC	3,800円×100%						3,800					3,800 通帳—67
3月26日	事務所電灯代(中国電力)	2,912円×90%								2,620			2,620 77
3月26日	事務所電気代(中国電力)	3,491円×90%								3,141			3,141 78
3月26日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990 79
3月26日	コピーチャージ料(ふじもと)	1,100円×90%									990		990 80
3月26日	事務所灯油代(赤碕石油)	6,512円×90%								5,860			5,860 81
3月28日	全国農業新聞代(1月～3月)	2,100円×100%						2,100					2,100 82
3月31日	事務所電話・FAX代	5,821円×90%									5,238		5,238 通帳—68
3月31日	郵券代(日本郵政)	2,940円×90%									2,646		2,646 83
3月31日	3月分事務補助員(永田頼行)	90%											84
3月31日	会派議連盟関係政務活動費	43,382円×100%		43,382									43,382 85
3月31日	燃料費	89,033円×100%		89,033									89,033 86
3月 計			0	132,415	0	0	0	13,100	0	11,621	26,834		

令和7年度 政務活動事務所状況報告書

議員名: 伊藤 たもつ

1 所在地・所有形態

所在地: 鳥取県東伯郡琴浦町松谷5-1 みなとビル2階4号室

電話番号: 0858-55-2340

FAX番号: 0858-55-2350

設置形態

- ☒ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☐ 自宅と兼用

所有形態

- ☐ 自己所有(生計を一にする親族名義を含む)
☒ 賃借
☒ 第三者所有(賃貸借契約先 (株)わかまつ)
☐ 関連会社 (会 社 名)
☐ 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☐ 有り

- ☐ 自宅
☐ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
 (政務活動使用時間 h/事務所使用時間 h)
☐ 使用面積割
 (政務活動使用面積 m²/事務所面積 m²)
☐ その他
 (根拠:)

按分率(A)	
/	%

☒ 無し

按分率(C)
9/10

☐ 明確に区分できない場合

按分率(B)
☐ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4 ☐ ()

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所: 鳥取県東伯郡琴浦町松谷5-1 みなとビル2階3号室

政党事務所住所: なし

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名:

伊藤 たもつ

1 事務所費

按分率=

9 / 10	90 %
--------	------

←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

☒ 事務所賃借料

☒ 電気代

☐ 上下水道代

☐ その他

☐ 駐車場賃借料

☐ ガス代

☒ 灯油代

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話 (ファクシミリ兼用含む) (番号 0858 - 55 - 2340)

☐ 自宅設置 . . . 1 / 2

☒ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 0858 - 55 - 2350)

☐ 自宅設置 . . . 1 / 2

☒ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先 ハルインターネット)

☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2

☒ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先)

☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2

☐ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 090 - 3638 - 7154)

☒ 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1 / 2

☐ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9 / 10

⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

☐ 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1 / 2

☒ 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

☐ 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分

☒ 政務活動のみの場合 . . . 10 / 10

賃貸借契約一部変更契約書

添付資料

物件 の 表 示	名 称	伊藤 保
	号 室	みなとビル2-4号室
	所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5

貸主と借主は、平成11年 7月 7日付にて締結した標記物件の賃貸借契約（以下「原契約」と称す）に関し下記のとおり原契約の一部を変更することとし、貸主及び借主は本日これに合意する。

（原契約変更事項）

1. 賃料（原契約第4条）

変更前賃料 月額50,000円 消費税4,000円 合計54,000円

変更後賃料 月額50,000円 消費税5,000円 合計55,000円

*新賃料は 令和 元年10月 1日を起算とする。

*1か月に満たない日割り賃料の計算は1か月を30日として計算するものとする。

2. 賃貸借期間（原契約第3条）

変更前期間 平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで1か年間とする。

変更後期間 令和 元年10月 1日から令和 2年 9月30日まで1か年間とする。

*ただし、貸主は借主から契約満了までに貸主に対して本契約の解約について何らの申し出がない場合には、本契約は更新されることとする。

3. 敷金・保証金（原契約第6条）

原契約で受領済み。

4. その他について

上記変更事項を除く各条項は原契約書記載の通りとし、本契約の締結の証として本証書を2通作成し、当事者記名押印の上、各々1通を保有する。連帯保証人には写しを交付する。

令和 元年 9月 3日

貸 主 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地
氏 名 株式会社 わ
代表取締役 川 夫
電 話 0858-55-6866

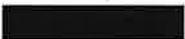


借 主 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町松谷5番地
氏 名 伊藤 保
電 話 0858-55-1676



雇 用 契 約 書

雇用者 伊藤 たもつ 及び被雇用者 永田 頼行 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	;令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日		
就業場所	東伯郡琴浦町松谷5番地の1 みなとビル2F 伊藤たもつ議員事務所		
仕事内容	(1)政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、資料収集、来客対応等) (2)政務活動に係る関係書類の作成、管理、保存の事務等		
勤務日数	週 5 日勤務		
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分 から 午後 3 時 00 分 まで 休憩時間は、12 時 00 分 から 13 時 00 分 まで)		
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始		
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (有) 休日労働をさせることが (有 ・ 振替休日とする)		
給与(賃金)等	給 料 等 : 		
給与支払日	給与等:毎月分を月末の平日に支払 賞与: に支払		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和 7 年 3 月 31 日			
雇用者	鳥取県議会議員	伊藤 たもつ	 印
被雇用者	住 所		
	氏 名	永田頼行	

雇 用 契 約 書

雇用者 伊藤 たもつ 及び被雇用者 永田 頼行 は、最低賃金の改定に伴い、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
就業場所	東伯郡琴浦町松谷5番地の1 みなとビル2F 伊藤たもつ議員事務所
仕事内容	(1)政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、資料収集、来客対応等) (2)政務活動に係る関係書類の作成、管理、保存の事務等
勤務日数	週 5 日勤務
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 00 分 から 午後 3 時 00 分 まで 休憩時間は、12 時 00 分 から 13 時 00 分 まで)
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (有) 休日労働をさせることが (有 ・ 振替休日とする)
給与(賃金)等	給 料 等 : 
給与支払日	給与等:毎月分を月末の平日に支払 賞与: に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和 7 年 9 月 30 日 雇用者 鳥取県議会議員 伊藤 たもつ  印 被雇用者 住 所  氏 名 永田 頼行 	

三三三

台帳簿

日付 摘要 振込金額 振込元 振込先 振込日



07-04-04 200 *12,980リコーリース (カ × 90%
07-04-10 振込 トットリケ コフキカイ *750,000

①



07-04-25 200 *3,300 田子新聞舗 × 100% 153 ②
07-04-28 200 *3,900 NHK × 90% 153 ③
07-04-28 200 *3,900 シワフタイ (SMCC × 100% 153 ④
07-04-28 200 *3,800 シワフタイ (SMCC × 100% 153 ⑤
07-04-30 200 *5,618 電話料 × 90% 153 ⑥





普通預金

2

日付 振替 振替ない金額 振り金額 振替手数料

1					
2	07-05-07	200	*12,980リコーリース (カ	X 90%	⑦
3					
4					
5					
6	07-05-26	200	*3,800ソフコフタイ(	X 100%	⑧
7	07-05-26	200	*3,900ソフコフタイ(	X 100%	⑨
8	07-05-26	200	*3,300田子新聞舗	X 100%	⑩
9					
10					
11	07-06-02	200	*5,803電話料	X 90%	⑪
12	07-06-04	200	*12,980リコーリース (カ	X 90%	⑫
13					
14	07-06-04	200	*9,768リコーリース (カ	X 90%	⑬
15					
16					
17					
18					
19	07-06-25	200	*3,300田子新聞舗	X 100%	⑭
20	07-06-26	200	*3,900NHK	X 90%	⑮
21	07-06-26	200	*3,900ソフコフタイ(	X 100%	⑯
22	07-06-26	200	*3,800ソフコフタイ(	X 100%	⑰
23	07-06-30	200	*5,759電話料	X 90%	⑱
24	07-07-04	200	*12,980リコーリース (カ	X 90%	⑲
25	07-07-10	振込トットリケン ケフキカイ	*750,000		

普通預金

日付

お支払い金額

お預け金額

お引き当り

お振替

07-07-25	200	*3,300田子新聞舗	X100%
07-07-28	200	*3,900ソフソフタイ()	X100%
07-07-28	200	*3,800ソフソフタイ()	X100%

07-07-31	200	*5,770電話料	X90%
07-08-04	200	*12,980リコーリース (カ)	X90%

07-08-25	200	*3,300田子新聞舗	X100%
07-08-26	200	*3,900NHK	X90%

07-08-26	200	*640電灯 8 月	
07-08-26	200	*3,900ソフソフタイ()	X100%
07-08-26	200	*3,800ソフソフタイ()	X100%

07-09-01	200	*5,682電話料	X90%
----------	-----	-----------	------



普通預金

日付 摘要 お支払い金額 お預け金額 残高 利息

07-09-04	200	*12,980リコーリース (カ	X 90%	30
07-09-25	200	*3,300田子新聞舗	X 100%	31
07-09-26	200	*3,900シブワフンタイ (	X 100%	32
07-09-26	200	*3,800シブワフンタイ (	X 100%	33
07-09-30	200	*5,700電話料	X 90%	34
07-10-06	200	*12,980リコーリース (カ	X 90%	35
07-10-10	振込トットリケン ケンキカ	*750,000		
07-10-27	200	*3,900NHK	X 90%	36
07-10-27	200	*3,900シブワフンタイ (SMCC	X 100%	37
07-10-27	200	*3,800シブワフンタイ (SMCC	X 100%	38
07-10-27	200	*3,300田子新聞舗	X 100%	39

普通預金

⑤

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取組店
1					1
2	07-10-31	200	*5,823電話料	×90%	④0
3	07-11-04	200	*12,980リコーリース (カ	×90%	④1
4					4
5					5
6	07-11-10	200	*19,800ハル会費	×90%	④2
7	07-11-25	200	*3,300田子新聞舗	×100%	④3
8	07-11-26	200	*3,900ソフコフタイ(	×100%	④4
9	07-11-26	200	*3,800ソフコフタイ(	×100%	④5
10					10
11					11
12					12
13					13
14					14
15					15
16	07-12-01	200	*5,787電話料	×90%	④6
17					17
18	07-12-04	200	*12,980リコーリース (カ	×90%	④7
19					19
20					20
21					21
22	07-12-25	200	*3,300田子新聞舗	×100%	④8
23					23
24					24

※「お支払い金額」欄の「△」印は「現金」(現金)・「手形」(手形)の
振替とは支払可能日が変わります。

普通預金

6

日付	摘要	お支払い金額	お預り金額	引き落とし	残高
07-12-26	200	*3,900 NHK		X90%	(49)
07-12-26	200	*3,900 ショップタイム		X100%	(50)
07-12-26	200	*3,800 ショップタイム		X100%	(51)
08-01-05	200	*5,761 電話料		X90%	(52)
08-01-05	200	*12,980 リコーリース (カ)		X90%	(53)
08-01-13	振込トットリク カンキカイ		*750,000		
08-01-26	200	*3,900 ショップタイム		X100%	(54)
08-01-26	200	*3,800 ショップタイム		X100%	(55)
08-01-26	200	*3,300 田子新聞舗		X100%	(56)
08-02-02	200	*5,700 電話料		X90%	(57)
08-02-04	200	*12,980 リコーリース (カ)		X90%	(58)

※「お支払い金額」の「その他」日付は、お支払いの月(年)の
前記のとおり表示されます。



普通預金

7

日付	摘要	お支払い金額	お振り込み額	差引残高	取組店
08-02-25	200	*3,300田子新聞舗	X100%	(59)	
08-02-26	200	*3,900NHK	X00%	(60)	
08-02-26	200	*3,900ソファソタイル	X100%	(61)	
08-02-26	200	*3,800ソファソタイル	X100%	(62)	
08-03-02	200	*5,876電話料	X90%	(63)	
08-03-04	200	*12,980リコーリース (カ	X90%	(64)	
08-03-25	200	*3,300田子新聞舗	X100%	(65)	
08-03-26	200	*3,900ソファソタイル	X100%	(66)	
08-03-26	200	*3,800ソファソタイル	X100%	(67)	
08-03-31	200	*5,821電話料	X90%	(68)	

※「お支払い金額」「日付」は振込額(小切手・手形等)の
額とお支払可能日と異なります。

〒689-2503
東伯郡琴浦町松谷 3 5 3

伊藤保 様

事務費()
(前年度支払分)
NO 1



インターネットサー

〒680-0941

鳥取県鳥取市湖山町北2丁目522-2

セコム山陰ITラボトリー

代表 井上法雄

TEL. 0857-30-4633

FAX. 0857-30-4634

登録番号: T1270002000268

振替明細書

2025/ 4/21 発行

2025/ 4/21 現在

会員番号 :
ご請求期間 : 2024年11月
口座引落日 : 2024年11月10日
お支払方法 : 振替

<ご指定の口座内容>

金融機関名 :
支店名 :
預金種目 :
口座番号 :
口座名義人 : 伊藤事務所 伊藤保

HALインターネットをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りお引き落としさせていただきます。振替日の前日には、
口座へのご入金を宜しくお願い致します。

ご利用金額	消費税額(10%)	ご入金額	繰越金額	合計ご請求金額	口座引落日
¥18,000	¥1,800	¥19,800	¥0	¥0	2024年11月10日

	商品名	ID	備考	金額
1	フレッツ光ネクスト準接続年会費		年更新 (11月)	¥18,000
2				
3			【 小 計 】	¥18,000
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	06-11-11' 200		*19,800ハル会費 ×90%	
17				
18				

※注意事項※

お支払口座の残高をご確認の上、お支払日の前日までにはご入金の程宜しく願います。

万が一ご請求金額が引落とし出来ない場合は、以後インターネット接続のご利用ができなくなります。

ご契約の解約の場合、契約期限満了日の一ヶ月前にはご連絡の上解約手続きをおとり下さい。

中途解約の払い戻しはいたしませんのでご了承ください。

また、ご利用停止後の解約手続きの場合、解約日までの利用料金はご請求いたします。

請 求 書

伊藤 保 様

一般社団法人 生活経済政策研究所

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地
全電通労働会館4階

TEL:03-3253-3772

FAX:03-3253-3779

e-mail:info@seikatsuken.or.jp

下記の通り御請求申し上げます。

単位:円

項目	品名	数量	単位	単価	金額
一般会費	2024年12月～2025年11月分				8,000
振込先	中央労働金庫本店営業部 普通 1146094			合計	8,000

シャセイカツケイサセイサケンキョウシヨ

備考

調査研究費(/)
(前年度支払分)
NO 2

$$\textcircled{a} (8,000 \text{円} + 203 \text{円}) \div 12 \text{月} \times 8 \text{月} = 5,468 \text{円}$$

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号	001202
	加入者名	一般社団法人 生活経済政策研究所
	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥8,000
	ご依頼人	伊藤保 様
料 金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 内税10%18円 07-02-06 T501000111 2730 (52005) N94140001
備 考	現金振	

この受領証は、大切に保管してください。

生活経済政策

NO 2

添付資料

No. 331

August 2024

明日への視角

不条理への怒りを忘れてはいないか！

「国と地方は対等」は何処へ 長い物には巻かれるか 齋藤 勁 3

特集 日本社会のバリアフリーはどこまで進んだか

はじめに 辻 由希 4

障害者政策と制度が作り出すバリア 山村りつ 6

障害者雇用の在り方への視点—包摂された雇用とは 眞保智子 10

障害者権利条約批准後の障害者の地域生活における
住宅環境のあり方についての一考察 鈴木 良 16

選挙で投票先を選ぶということ—知的障害者の政治参加の観点から
堀川 諭 20

障害のある人にとって「スポーツ」とは 内田匡輔 25

連載 北欧におけるジェンダー平等とは [5]

ノルウェー：常にジェンダー平等の先駆者として 浅井亜希 32

書評

長田華子・金井郁・古沢希代子 編著

『フェミニスト経済学—経済社会をジェンダーでとらえる』

劉 佳 34

一般社団法人

生活経済政策研究所

Economic Policy Institute for Quality Life

[ホーム](#) 生活研とは

生活研とは？

役員等

定款／事業報告書／事業
計画書等

交通案内

会員案内

生活研は、民主主義の発展と社会的公正の尊重を基本理念にし、学者、労働組合と消費者団体、立法専門家等の協力の下で研究活動を推進している社団法人です。働く人々や市民の生活の向上に寄与するため、効率と社会的公正との両立、生活と経済との相互関連性に着目した研究活動を行っています。また、グローバルデモクラシーの視点に立って、日本における民主主義と市民社会の発展に貢献する調査研究を行うことをめざしています。

おもな事業活動として、諸課題に関する総合的研究活動、シンポジウム・研究会・セミナーの開催、月刊誌『生活経済政策』の発行、および資料等の刊行、国・自治体・法人・各種団体との提携や受託等による調査・研究、その他を行っています。

沿革

生活研の前身である平和経済計画会議は、日本の政治・社会・経済の民主的設計と平和的国際環境づくりを推進するため1961年に設立され、1983年には活動基盤の強化のために社団法人（主管官庁：通商産業省、当時）となりました。そして、その歴史を継承するとともに、新しい時代に即応した研究活動を行うため、1997年に名称を現在の生活経済政策研究所に変更しました。

研究体制

各研究テーマごとに、学者・研究者、実践家によるプロジェクトチームを設置し、自主研究、委託研究等、各種調査研究をとりまとめています。

事業の内容とは

自主研究

近年の大きく変化する内外の政治・社会・経済構造に係わる課題を研究テーマにしています。

委託研究

省庁、企業、諸団体からのさまざまなテーマにわたる委託研究を受け入れています。

出版活動

月刊誌『生活経済政策』の発行、『生活研ブックス』や各種調査研究報告書を出
版しています。

添 付 資 料

国際的調査活動

海外の研究者および非営利民間シンクタンクとの研究交流をすすめています。

シンポジウム・講演会

ミニシンポジウム・講演会を随時開催するとともに、討論内容の公表・刊行を通
じて研究成果の発信をすすめます。

[このページのトップへ](#)

再契約内容 リース:

2024年 5月11日発行

契約者 伊藤たもつ事務所

期間 2024年 5月 1日~2025年 4月30日
(再リース: 6回目)

金額 年額 9,768円
(内消費税 888円)
税率10%年額 8,880円 (消費税 888円)

お支払い 2024年 6月 4日
自動振替 <一括払い>

ご指定引落口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

■継続・終了手続きに関するお問合せ先■

リコーリース株式会社
登録番号 T7010601037788
カスタマー業務部
西日本満了センター
TEL: 06-4799-4400

5AA1015024

契約番号

物件情報

物件連番	1	数	量	1
物件名	Satelio Lt B300			
物件番号	212397			
設置先	鳥取県東伯郡琴浦町 伊藤たもつ事務所			

以上

物件連番	数	量

物件連番	数	量

物件連番	数	量

*本明細を適格請求書の代替書類として保管下さい。

事務費(/)
(前年度支払分)
NO 3

$$\textcircled{A} 9.768 A \times 0.9 = \frac{1}{12} = \underline{\underline{732 A}}$$

06-06-04 200

¥9,768リコーリース (カ) x 9.0 %

No. 20250100001361-001

請求書

2025年1月31日
(2025年1月1日～2025年1月31日)

〒689-2503 (顧客番号 XXXXXXXXXX)

鳥取県東伯郡琴浦町松谷353

伊藤 保 様

毎度格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
ご照会の上お支払方よろしくお願い申し上げます。



株式会社

新日本海新聞社



本社 〒680-8688

鳥取市富安2丁目137番地

TEL0857-21-2887

中部本社 〒682-8505

倉吉市上井町1丁目156番地

TEL0858-26-8300

登録番号 T5270001000307

前月繰越額	当月収入金額	当月お申込金額	当月消費税	当月ご請求額	翌月繰越額
0	0	50,000	5,000	55,000	55,000

支払期限

2025/02/28

伝票番号	掲載日	件名(内容)	スペース	面	単価	金額
0384-0	1/01	年会費 2025日本海政経懇話会		0	0	50,000

1. 振込金(振手数料)受取書

②

振込金による入金受取書(貸-借)

受取書

ご振込日 7月13日

鳥取

倉吉中央

000000

0026415

755000

カ) ニニニホニカイニニフ" ニシx

(株)新日本海新聞社

イトウニ"ムニヨ イトウ"タモツ

調査研究費(/)
(前年度支払分)

NO 4

伊藤事務所

東伯郡琴浦町松谷353

伊藤 保

005A552340

$$\begin{aligned} & @ (55000A + 5500R) \div 12A \\ & \times 9A = \underline{\underline{41.662A}} \end{aligned}$$

鳥取県庁に提出した書類を添付しております。
合致しない場合は、ご一報をお願いします。

鳥取県銀行

赤碓出張所



倉吉信用金庫 本店営業部 (普) 020489
鳥取信用金庫 倉吉支店 (普) 093213

合計

55,000円

55,000円

日本海政経懇話会

Nihonkai seikei konwakai

2024年 日本海政経懇話会のご案内

日本海政経懇話会は日本を代表する論客や実業家、著名人らを講師に迎え
時機をとらえたテーマを設定し、講演会を開催しております。

皆さまの経済・地域・社会活動、そして日本と地域の将来を描く一助になれば
幸いです。

2024年の主な予定講師

〈3月例会〉



松井一郎氏
元大阪府知事・前大阪市長

〈4月例会〉



馬淵磨理子氏
経済アナリスト

〈6月例会〉



杉村太蔵氏
元衆議院議員

会員
募集

年会費(1月~12月)

55,000円(消費税込み)

年間6回の例会開催のほか、会員特典もございます。詳細は裏面またはHPをご覧ください。



日本海政経懇話会
会員サイトQR

日本海政経懇話会2024年 会員特典

添付資料

① 日本海新聞主催イベントへの優待及び割引制度

日本海新聞が2024年に開催するイベントの優待、または入場料を会員様限定で割引します。優待・割引制度に関してはその都度ご案内いたします。イベントにより対象外もありますので、ご了承ください。

② 日本海新聞旅行部が提供する企画旅行を5%割引

日本海新聞旅行部が企画、販売する旅行代金を会員様限定で5%割引します。同伴のご家族の方も対象に含みます。

定例会と特別例会への出席

各界で活躍する著名な講師を迎え、東・中・西部の各会場で開催する年に6回の定例会、特別例会に出席できます。会員はどの会場でも参加可能です。

例会参加特典として、講師との ①食事会の開催(会場・人数限定) ②名刺交換会 ③サイン本抽選プレゼントを予定。

※講師や時間の都合により開催できない場合もあります。

会員向け専用HP

例会の開催案内や講演のアーカイブ視聴などの情報を提供します。
※講師によりアーカイブ視聴配信不可、視聴期間が限定される場合もございます。あらかじめご了承ください。

※講師によってはYouTubeでの
アーカイブ視聴をHPにアップします



日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は倉吉市上井町1丁目156、新日本海新聞社中部本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位に開催する。

■ 第5章 役員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部(本社)

新日本海新聞社本社
地域プロデュース局ビジネス支援部内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891
E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1
TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544
E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部(中部本社)

新日本海新聞社中部本社
地域プロデュース局ビジネス支援課内
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310
E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部(西部本社)

新日本海新聞社西部本社
地域プロデュース局ビジネス支援課内
〒683-8520 米子市西三柳3060番地
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817
E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

調査研究費(4/1)

NO 5

$$@ 5,000 A \times 1.0 = \underline{\underline{5,000 A}}$$

領 収 書

令和7年4月1日

伊 藤 保 様

金 5,000円

内 訳

鳥取県モンゴル中央県親善協会に係る令和7年度会費として
上記のとおり領収しました

鳥取県米子富益町 39-51 () 方)

鳥取県モンゴル中央県親善協会

会 長 内 田 博 長



連絡先 ()
(事務局次長 ())

鳥取県モンゴル中央県親善協会 令和7年度総会

期 日：令和7年4月20日（日）

13：30～15：30

場 所：エキパル倉吉



令和6年度鳥取県モンゴル中央県青少年交流事業で来県
した中央県の子ども達10名とオトゴンチメグ先生

浜崎県議会議長と内田会長とともに
6月14日 於：県議会議長室

「鳥取県モンゴル中央県親善協会」規約

添 付 資 料

(名称および事務所の所在地)

第1条 この会は「鳥取県モンゴル中央県親善協会」と称し、事務所を鳥取市に置く。

(目的)

第2条 この会は、鳥取県とモンゴル国中央県との相互理解を深め、親善交流を盛んにし、鳥取県とモンゴル国中央県の発展、ひいてはモンゴル国の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 日本とモンゴル国とは国交樹立以来、交流を推進しており、鳥取県とモンゴル国中央県の一層の関係を密にするよう、諸事業を行うこと。
- 2 鳥取県において、モンゴル国の諸事情を紹介すること。
- 3 鳥取県の諸事情をモンゴル国において紹介すること。
- 4 双方各界の文化・経済・人事等の諸交流を盛んにすること。
- 5 その他、目的を達成するために必要と認める事項。

(会員)

第4条 この会の目的に賛同し、会費を納め、事業に協力する個人および団体とする。

(会費)

第5条 この会の会費は、1口・個人5,000円、団体10,000円を年額とし、1口以上とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。
会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名、事務局長1名
なお、役員の推薦により顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し、その職務に当たる。
副会長は会長を助け、必要あるときに、その職務を代行する。
理事は会の運営に関し意見を述べる。
監事は会務の監査にあたる。
事務局長は日常の会務の処理にあたる。

(総会)

第8条 定期総会は年1回、また臨時総会は必要に応じ開催し、次の事項を協議する。

- 1) 事業計画及び予算に関する事。
- 2) 事業報告及び決算に関する事。
- 3) 規約の改廃に関する事。
- 4) 役員の選出に関する事。
- 5) その他総会で必要と認めた事項。

- 2 総会は、会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席を必要とし、協議事項は出席者の2分の1以上の同意を得て決定する。

(役員会)

第9条 役員会は、総会の決定を受け、会の運営を行うため必要があるとき開催する。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は総会で決定する。

附 則 この規約は、平成10年12月6日から施行する。

領収証

No.

伊藤たもつ事務所 様 2025年4月15日

金額 722,000.-

但 ☐

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

※HISAGO #778

鳥取県東伯郡琴浦町槻下1051-17

スリーブ

代表者 安谷忠浩

係

登録番号 登録番号:T5810758468078

事務費(4/15)

NO 6

@22,000 A x 0.9 = 19,800 A

請求書

伊藤たもつ事務所 様

2025年4月1日

登録番号 T-5810758468078

スリーブ

代表者 安谷忠浩

鳥取県東伯郡琴浦町槻下1051-17

Tel (0858) 53-0796

Fax (0858) 53-0796

下記の通りご請求申し上げます。

商 品 名	数 量	単 価	金 額
パソコンサポート保守	1年		20,000
		消費税等	2,000
保守期間：2025年4月1日～2026年3月31日			
10%対象			ご請求金額
			22,000

【取引銀行】
山陰合同銀行 東伯支店(普)3618935

パソコンポート保守契約書

契約 No. XXXXXXXXXX

伊藤たもつ事務所

(以下甲という) と

NO 6

添 付 資 料

スリーブ

(以下乙という) とは

契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

この契約に記載されるパソコンポート保守に関して、表記及び裏面約旨の通り保守契約を締結し、この証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保管します。

1	契約開始 令和 7 年 4 月 1 日	契約金額 20,000 円	サービス実施店
	契約終了 令和 8 年 3 月 31 日	消費税額等 2,000 円	
	設置場所		
2	契約開始 令和 年 月 日	契約金額 円	サービス実施店
	契約終了 令和 年 月 日	消費税額等 円	
	設置場所		
3	契約開始 令和 年 月 日	契約金額 円	サービス実施店
	契約終了 令和 年 月 日	消費税額等 円	
	設置場所		
4	契約開始 令和 年 月 日	契約金額 円	サービス実施店
	契約終了 令和 年 月 日	消費税額等 円	
	設置場所		
5	契約開始 令和 年 月 日	契約金額 円	サービス実施店
	契約終了 令和 年 月 日	消費税額等 円	
	設置場所		
特記事項	【初回請求日】 年 月	契約金額合計 20,000 円	契約形態
		消費税等合計 2,000 円	
		請求(税込)金額 22,000 円	
	支払い方法		支払条件
	1. 一括		・振込み ・集金 ・自動振替
	2. 分割 (1) 代行回収会社 (2) 支払回数 回		(締日) 日 (支払日) 月 日 支払金額/回 円/回

収入印紙

鳥取県東伯郡琴浦町松谷 5-1
伊藤たもつ事務所 伊藤 栄

鳥取県東伯郡琴浦町槻下 1051-17

スリーブ

代表者 安 谷 忠 浩

乙

印

事務所費(4/16)

NO 7

領 収 証

伊藤 保

様 No. _____

★

7 165,000-

但

7年4月～6月分家賃

2025年 4 月 16 日 上記正に領収いたしました



コウヨ ウケ-1087

内 訳

税抜金額

150,000

消費税額等 (%)

15,000

登録番号 T5270001005355

鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地

株式会社 わかまつ

代表取締役 川瀬 光知夫



$$\textcircled{a} 165,000 A \times 0.9 = \underline{\underline{148,500 A}}$$

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 4月 16日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005304#

令和 7年 4月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地特定番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	3月17日 ~ 4月14日 (日数29日)
今月検針日	4月15日 翌月検針日 5月15日
お支払期日	5月15日 振替予定日 4月24日
ご請求額	3,784 円
うち消費税等相当額	344 円
燃料費等調整単価 (4月分)	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh -145.71 円 -9.70 円

計器1	全日
今月指示数	08969.2
前月指示数	08838.8
計器2	
今月指示数	
前月指示数	
計器3	
今月指示数	
前月指示数	
計器4	
今月指示数	@ J.784A x 0.9 = J.405A
前月指示数	

事務所費 (4/24)

NO 8

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力料金	3,833.05円
燃料費等調整額	-1,261.21円
再エネ発電賦課金	453 円

ご使用量	130 kWh
前月	28日間 130 kWh
前年同月	31日間 134 kWh
燃料費等調整単価	6.50 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲1.3円、高圧▲0.7円)を含みます。

託送料金相当額	
---------	--

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

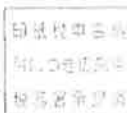
- 【ご案内】
- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用料金を請求させていただきます。
 - 基本料金がある契約については、ひと月の基本料金を請求させていただきます。
 - お支払期日(検針日の翌日から30日目)にお支払いの直後に支払義務の発生する場合があります。ただし、ご家庭や商店などの低圧供給の契約については、お支払期日の翌日から30日目に請求させていただきます。
 - ご請求内訳には消費税等相当額を含みます。
 - 「ぐっとずっと プラン」をご契約のお客様は、別途請求させていただきます。
 - ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の使用量と異なる場合があります。

【託送料金相当額について】
電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWhを含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均値です。

下記のとおり、令和 7年 4月分の電気料金を領収いたしました。	
振替額 Amount transferred	3,784 円 振替日 Date transferred 4月24日
課税 (10%) 対象額	3,784 円 うち消費税等相当額 344円
ご指定金融機関	
ご指定預金口座	
口 座 名 義 *****	
お客さま名	伊藤 保事務所 様
ご契約番号	
金 額	3,784 円 うち消費税等相当額 344 円
うち再エネ発電賦課金	453 円
料金算定期間	3月17日 ~ 4月14日 検針日 4月15日
お客さま名	
ご契約番号	
金 額	
うち再エネ発電賦課金	
料金算定期間	検針日
お客さま名	
ご契約番号	
金 額	
うち再エネ発電賦課金	
料金算定期間	検針日
お客さま名	
ご契約番号	
金 額	
うち再エネ発電賦課金	
料金算定期間	検針日

3%の延滞利息を原則として、利息をご請求いたしません。
料金とあわせてご請求させていただきます。

本書は、過額請求書(インボイス)ではありません。



中国電力株式会社

鳥取支店 0120-212-605



電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 4月 16日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005304#

令和 7年 4月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	3月17日 ~ 4月14日 (日数29日)
今月検針日	4月15日
翌月検針日	5月15日
お支払期日	5月15日
振替予定日	4月24日
ご請求額	3,491 円
うち消費税等相当額	317 円
燃料費等調整単価 (4月分)	1kWhにつき -9.70 円

基本料金	3,491.76円
電力量料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲1.3円、高圧▲0.7円)を含みます。

託送料金相当額	-
---------	---

計器1	全日
今月指示数	08251.4
前月指示数	08251.4
計器2	
今月指示数	
前月指示数	
計器3	
今月指示数	
前月指示数	
計器4	
今月指示数	@ 2491A x 0.9 = 2241.9
前月指示数	

事務所費 (4/24)

NO 9

--	--

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月 28日間	0 kWh
前年同月 31日間	34 kWh

賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-
----------------	---

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「ぐっとずっと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

※中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電気料金領収証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号

ご契約種別

低圧電力

令和 7年 4月 分

領収金額

3,491円

うち消費税等相当額

317円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 4月 24日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

中国電力株式会社

689-2501

琴浦町赤碕

事務所費(468)

NO 10

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕
1967-12

伊藤たもつ 事務所

(有) 赤碕石油店
セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号 T8270002009699

イ

0 02 01

締日: 令和 7 年 4 月 20 日

ご入金予定日: 令和 7 年 4 月 30 日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
4	4	0749	001	灯油 【 課税商品 】 標準税率10% 【 消費税等 】 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	2000	143	3146 3146 286 3146		

領 収 証

002082

令和 7 年 4 月 28 日

領 収 金 額

円 4 3 1 4 6

(内訳 税抜金額 円 10%消費税 286 円)
商品代 税抜金額 円 8%消費税 円)収 入
印 紙

但し

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

総 理 印	係 印

現 金 手 形	振 込 手 形
小切手	振 込 手 形
手 形	振 込 手 形
振 込 手 形	振 込 手 形

登録番号 T8270002009699

コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12

TEL (0858) 55-0321(代)

商 品 数 量	2000
金 額	3146

軽 油 税	286	3146
内当月消費税	286	3146

税区

非: 消費税等非課税商品

*: 内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記にお願いします。

鳥取銀行 赤碕出張所 普通N0018267

山陰合同銀行 赤碕出張所 普通N0209135

口座名 有限会社赤碕石油店

米子信用金庫 赤碕出張所 当座N0000564

CBV

(031997)

00056-01544

2025 年 4 月 25 日 締切分 (25)

689-2503

東伯郡琴浦町松谷5-1

伊藤たもつ事務所 御中

TEL:0858-55-2340

事務費(450)

NO

11

登録番号 T-3270002009547

(有) ふ じ も と

代表取締役 金田 一郎

鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

電話(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
1,100	1,100	0	2,200	¥2,200

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
25/ 3/27	6379	MP C3004RCハフォーマンスチャージ料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		2/10~3/10				
		機番:119381				
		消費税等10.0%				100
25/ 3/28	5027	[入金(現金)]				1,100
25/ 4/25	7155	MP C3004RCハフォーマンスチャージ料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		3/200~4/20				
		機番:119381				
		消費税等10.0%				100
		【合計】				2,200
		(内消費税等10.0%)				(200)
		税率 10.0				
		課税対象額 ¥2,000				
		消費税等 ¥200				

領 収 証

伊藤たもつ事務所 様

2025 年 4 月 25 日

金額	72200
----	-------

上記の通り正に領収致しました

但し

税率 % 消費税額 ¥

登録番号:T3270002009547

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社

ふ じ も と

〒689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

TEL(0858)53-1318(代)

FAX(0858)53-2003

収入印紙

係 印

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

② 2,200 A x 0.9 = 1,980 A

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 〆

伊藤 たもつ 議員事務所

4 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	火	4		17	木	4	
2	水	4		18	金	4	
3	木	4		19	土		
4	金	4		20	日		
5	土			21	月	4	
6	日			22	火	4	
7	月	4		23	水	4	
8	火	4		24	木	4	
9	水	4		25	金	4	
10	木	4		26	土		
11	金	4		27	日		
12	土			28	月	4	
13	日			29	火		昭和の日
14	月	4		30	水	4	
15	火	4					
16	水	4		合計	(A)	84	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ



左記金額を領収いたしました。

金 円(C)

令和 7 年 4 月 30 日

氏名 永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

事務費(5/2)

NO 12-1

領収書

伊藤 保

様

[販売]

2025 大阪関西万博・切手
1,100円 1枚 ¥1,100
110円普通切手・千鳥
110円 7枚 ¥770

小計 ¥1,870

課税計(10%) ¥0

(内消費税等(10%) ¥0)

非課税計 ¥1,870

合計 ¥1,870

お預り金額 ¥2,000

おつり ¥130



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時: 2025年 5月 2日 11:28

発行No. 250502J3579 端N88箱01

連絡先: 赤碕郵便局

TEL: 0858-55-0017

② $1,870A \times 0.9 = \underline{\underline{1,683A}}$

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 5月 16日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005300#

令和 7年 5月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	4月15日 ~ 5月14日 (日数30日)
今月検針日	5月15日 翌月検針日 6月16日
お支払期日	6月16日 振替予定日 5月26日
ご請求額	3,859 円
うち消費税等相当額	350 円
燃料費等調整単価 (5月分)	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh -128.42 円 -8.54 円

計器1	全日
今月指示数	09095.5
前月指示数	08969.2
計器2	
今月指示数	
前月指示数	
計器3	
今月指示数	
前月指示数	
計器4	
今月指示数	
前月指示数	

事務所費(5/26)

NO 15

@ 3,859円 x 0.9 = 3,473.1円

ご使用量	126 kWh
前月	130 kWh
前年同月	143 kWh

最低料金	759.68円
電力量料金	3,675.33円
燃料費等調整額	-1,076.36円
再エネ発電賦課金	501 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

託送料金相当額

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

(ご案内)

- ご契約の開始、廃止等の場合に
- 基本料金がある契約については
- お支払期日(検針日の翌日)から
お支払いの直後に支払義務の発生
ただし、ご家庭や商店などの低圧
ご契約の場合は、検針日の翌日から
お支払いの直後に支払義務の発生
いただきます。
- ご請求内訳には消費税等相当額
を記載しております。
- 「ぐとずと、プラン」をご契約
いただいております。
- ご請求額は、ご契約の変更等で

下記のとおり、令和 7年 5月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 3,859 円 振替日 Date transferred 5月26日

課税(10%)対象額 3,859 円 うち消費税等相当額 350円

ご指定金融機関

ご指定預金口座

口座名義 *****

より約0.03%)の延滞利息を原則として
お合、延滞利息をご請求いたしません。

分の電気料金とあわせてご請求させ

(託送料金相当額について)

電気料金には、託送料金相当額10
詳しくは当社ホームページをご覧
中国電力エリアで電気を使用されている場

電 気 料 金 の ご 契 約	1	お客さま名	伊藤 保事務所 様	契約種別	従量電灯 A
		ご契約番号			
	金 額	3,859 円	うち消費税等相当額	350 円	
	うち再エネ発電賦課金	501 円			
	料金算定期間	4月15日 ~ 5月14日	検針日	5月15日	
2	お客さま名		契約種別		
	ご契約番号				
	金 額		うち消費税等相当額		
	うち再エネ発電賦課金				
	料金算定期間		検針日		
3	お客さま名		契約種別		
	ご契約番号				
	金 額		うち消費税等相当額		
	うち再エネ発電賦課金				
	料金算定期間		検針日		
4	お客さま名		契約種別		
	ご契約番号				
	金 額		うち消費税等相当額		
	うち再エネ発電賦課金				
	料金算定期間		検針日		

(含む)を含みます。

本書は、連絡請求書(インボイス)ではありません。

中国電力株式会社
鳥取県鳥取市
鳥取県鳥取市



中国電力株式会社
登録番号: T4240001006753



電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 5月 16日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005300#

令和 7年 5月 分			
ご契約名義	伊藤 保事務所 様		
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4		
ご契約番号 (供給地点特定番号)			
ご契約種別	低圧電力		
ご契約電力	6kW (力率) 90%		
ご使用期間	4月15日～5月14日 (日数30日)		
今月検針日	5月15日	翌月検針日	6月16日
お支払期日	6月16日	振替予定日	5月26日
ご請求額	3,491 円		
うち消費税等相当額	317 円		
燃料費等調整単価 (5月分)	1kWhにつき -8.54 円		

計器1	全日
今月指示数	08251.4
前月指示数	08251.4
計器2	
今月指示数	
前月指示数	
計器3	
今月指示数	
前月指示数	
計器4	
今月指示数	@ 2,491/A × 0.9 = 2,241.9
前月指示数	

事務所費(5/26)

NO 14

ご請求内訳			
基本料金	3,491.76円		
電力量料金	0.00円		
燃料費等調整額	0.00円		
再エネ発電賦課金	0 円		

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月 29日間	0 kWh
前 年 同 月 31日間	8 kWh

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

託送料金相当額	-
---------	---

賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-
----------------	---

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「ぐっとずっと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 7年 5月 分

領収金額 3,491円
うち消費税等相当額 317円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 5月 26日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

NO

15

添付資料

伊藤 保 様

(株)新日本観光センター

登録番号 T4270001000992

〒680-0033 鳥取市二階町3丁目206-3

TEL (0857) 24-1175 FAX (0857) 24-1150

代表取締役 清水 勉

(振込先)

鳥取信用金庫 本店営業部 普通 0218186

口座名: 鳥取観光センター 伊藤 保

担当者: [REDACTED]

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
			442,464	¥442,464

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
7/ 3/30	13791	鳥取・岡山県境議員連盟海外研修経費				
		国内航空券代	1	件	41,540	41,540
		現地宿泊代	1	件	105,000	105,000
		現地交通費	1	件	125,000	125,000
		現地通訳費	1	件	79,500	79,500
		現地添乗員費	1	件	60,000	60,000
		調査先手配費	1	件	67,100	67,100
		現地食事代 (対象外)	1	件	49,610	49,610
		wifi代	1	件	2,471	2,471
		土産代	1	件	1,543	1,543
		海外サービス補償料 (対象外)	1	件	7,400	7,400
		取扱料金	1	件	3,300	3,300
		内入金額 (現地宿泊代充当分として)				-100,000
						(442,464)
		【合 計】				442,464

税率
10.0

課税対象額
¥44,413

消費税等
¥4,441

(対象外)

② 442.464A - 57.010A = 385.454

キャッシュサービスご利用明細

いつも [REDACTED] をご利用いただきましてありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引銀行	取引店	口座番号	お取引内容					
070529	0152	061				お振込					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
0072											¥442,464
時刻	センター通番	ご利用手数料			おつり			お取引後残高			
14:09	003487	¥495									

印紙税申告納

付につき鳥取

郵便局で納付

ご案内

鳥取信用金庫
普通 口座番号0218186
カ)シンニホンカンコウセンターカイガイ 様へ
イトウ タモツ 様から
電話番号0858-55-1676

本店営業部
振込番号 023

ただいまのご利用明細は上記のとおりでございます。どうぞお確かめください。また裏面「ご案内」もあわせてご確認ください。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 16

伊藤 たもつ 議員事務所

5 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	木	4		17	土		
2	金	4		18	日		
3	土		憲法記念日	19	月	4	
4	日		みどりの日	20	火	4	
5	月		子どもの日	21	水	4	
6	火		振替休日	22	木	4	
7	水	4		23	金	4	
8	木	4		24	土		
9	金	4		25	日		
10	土			26	月	4	
11	日			27	火	4	
12	月	4		28	水	4	
13	火	4		29	木	4	
14	水	4		30	金	4	
15	木	4		31	土		
16	金	4		合計	(A)	80	(B) 0

手当(通勤、期末等)		0 円
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 伊藤 たもつ		
金		円(C)
左記金額を領収いたしました。		令和 7 年 5 月 30 日
氏名 永田 頼行		

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

事務費(6/4)

NO 通帳 13

印刷物取寄せ料

再契約内容 リース

2025年 5月12日発

ご契約者 伊藤たもつ事務所

契約番号

期 間 2025年 5月 1日~2026年 4月30日
(再リース 7回目)

物件情報

金額 年額 9,768円
(内消費税 888円)

物件連番	1	数	量	1
物件名	Satelio Lt B300			
物件番号	212397			
設置先	鳥取県東伯郡琴浦町 伊藤たもつ事務所			

以上

税率10%年額 8,880円 (消費税 888円)

お支払い 2025年 6月 4日
自動振替 <一括払い>

物件連番		数	量

ご指定引落口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

物件連番		数	量

■継続・終了手続きに関するお問合せ先■

リコーリース株式会社
登録番号 T7010601037788
カスタマー業務部
西日本満了センター
TEL:06-4799-4400

物件連番		数	量

*本明細を適格請求書の代替書類として保管下さい。

5AA1015062

$$\textcircled{a} 9,768A \times 0.9 \times \frac{11}{12} = \underline{\underline{8,058A}}$$

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 6 月 17 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード YIFH-005223#

令和 7 年 6 月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	5月15日 ~ 6月15日 (日数32日)
今月検針日	6月16日
翌月検針日	7月15日
お支払期日	7月16日
振替予定日	6月25日
ご請求額	4,202 円
うち消費税等相当額	382 円
燃料費等調整単価 (6月分)	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh -132.86 円 -8.84 円
燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。	
託送料金相当額	1,398 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	6.85 円

ご使用量	137 kWh
前月	30日間 126 kWh
前年同月	32日間 144 kWh
ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力量料金	4,109.06円
燃料費等調整額	-1,211.34円
再エネ発電賦課金	545 円
事務所費(6/25)	
NO 17	
$4,202 \text{ A} \times 0.9 = 3,781.8 \text{ A}$	

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7 年 6 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 4,202 円 振替日 Date transferred 6月25日
課税 (10%) 対象額 4,202 円 うち消費税等相当額 382円

ご指定金融機関
ご指定預金口座

口座名義 *****

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合
- 基本料金がある契約について
- お支払期日(検針日の翌日)にお支払いの直後に支払義務の発生いたします。ただし、ご家庭や商店などの場合は、ご請求内訳には消費税等相当額を記載いたします。
- ご請求額は、ご契約の変更等

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額が加算されます。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

電気料金のご契約	お客さま名	伊藤 保事務所 様
	ご契約番号	
	金額	4,202 円
	うち消費税等相当額	382 円
電気料金のご契約	料金算定期間	5月15日 ~ 6月15日
	検針日	6月16日
	金額	4,202 円
	うち消費税等相当額	382 円
電気料金のご契約	料金算定期間	5月15日 ~ 6月15日
	検針日	6月16日
	金額	4,202 円
	うち消費税等相当額	382 円
電気料金のご契約	料金算定期間	5月15日 ~ 6月15日
	検針日	6月16日
	金額	4,202 円
	うち消費税等相当額	382 円

（延滞約0.03%）の延滞利息を原則として、
ご請求いたします。場合、延滞利息をご請求いたしません。
電気料金とあわせてご請求させて

を含む。）を含みます。

印紙税等
付につき
印紙税等



中国電力株式会社
鳥取 取扱店 0120-212-605



本書は、適格請求書（インボイス）ではありません。

中国電力株式会社

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 6月 17日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005223#

令和 7年 6月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	5月15日 ~ 6月15日 (日数32日)
今月検針日	6月16日
翌月検針日	7月15日
お支払期日	7月16日
振替予定日	6月25日
ご請求額	3,491 円
うち消費税等相当額	317 円
燃料費等調整単価 (6月分)	1kWhにつき -8.84 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

託送料金相当額	-
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月 30日間	0 kWh
前 年 同 月 32日間	15 kWh

ご請求内訳

基本料金	3,491.76円
電力量料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円

事務所費(6/25)

NO 18

@ 3,491.76 / 19 × 0.9 = 3,141.58

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっ」とずっと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号

ご契約種別 低圧電力

令和 7年 6月 分

領収金額

3,491円

うち消費税等相当額

317円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 6月 25日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

中国電力株式会社

資料購入費(6A7)

NO 19

請求書

鳥取県議会議員 伊藤 保 様

請求金額 (税込10%) 1,500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1,500円
金額(税込)	1,500円

上記のとおり請求します。

令和7年6月27日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)



領収書

鳥取県議会議員 伊藤 保 様

領収金額 (税込10%) 1,500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和7年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1,500円
金額(税込)	1,500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(登録番号T3270005000395)

領収日付印



@ 1500 A x 1.0 = 1500 A

2025 年 6 月 25 日 締切分 (25)

689-2503

東伯郡琴浦町松谷5-1

伊藤たもつ事務所 御中

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	1,112	¥1,112

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
25/ 5/27	7661	MP C3004RCハフォーンスチャージ料 10.0%	1.0		1,011.0	1,011
		4/20~5/20				
		機番:119381				
		消費税等10.0%				101
		【合計】				1,112
		(内消費税等10.0%)				(101)
		税率 10.0				
		課税対象額 ¥1,011				
		消費税等 ¥101				

領 収 証

伊藤たもつ事務所

様

2025 年 6 月 25 日

金額	¥1,112
----	--------

上記の通り正に領収致しました

但し

税率 % 消費税額 ¥

登録番号:T3270002009547

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社

ふじもと

〒689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL (0858) 53-1318 (代)

FAX (0858) 53-2003

収入印紙

係 印

※ 社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

@ 1112 A x 0.9 = 1000 A

政務活動業務 勤務実績表・領収書

ハ IT 5101001
NO 21

伊藤 たもつ 議員事務所

6 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	日			17	火	4	
2	月	4		18	水	4	
3	火	4		19	木	4	
4	水	4		20	金	4	
5	木	4		21	土		
6	金	4		22	日		
7	土			23	月	4	
8	日			24	火	4	
9	月	4		25	水	4	
10	火	4		26	木	4	
11	水	4		27	金	4	
12	木	4		28	土		
13	金	4		29	日		
14	土			30	月	4	
15	日						
16	月	4		合計	(A)	84	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

印

金

円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 6 月 30 日

氏名

永田 頼行

印

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[

円] × (B) / (A) =

円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[

円]

× 9 / 10 =

円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

事務所費(7/7)

NO 22

領 収 証

伊 藤 保

様

No. _____

★

但

¥165,000-

7月7日分～9日分家賃

2025年 7月 17日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

150,000

消費税額等(10%)

15,000

登録番号

T5270001005355

鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地

株式会社 わかまつ

代表取締役 川瀬光知夫



コクヨ ウケ-1097

$$\textcircled{A} 165,000 A \times 0.9 = \underline{\underline{148,500 A}}$$

調査研究費(7/18)

NO

20

領収書

伊藤 保 様

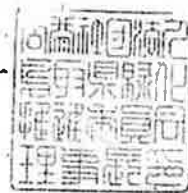
金 10,000円也

但し、令和7年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和7年7月18日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一



⑩10.000A x 1.0 = 10.000A

第14回通常総会議案

(令和8年度)



期 日	令和8年2月24日
場 所	鳥取市末広温泉町 556 白兔会館 「らいちょうの間」

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

第 1 4 回 公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会通常総会

日 時 令和 8 年 2 月 2 4 日 (火)

午後 1 時 3 0 分～

場 所 鳥取市末広温泉町 5 5 6

白兔会館 「らいちょう」の間

電 話 0857-23-1021

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の指名

5 議 題

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告及び収支決算について

(監 査 報 告)

6 報告事項

(1) 令和 8 年度事業計画及び収支予算について

7 その他

8 閉 会

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会 会員名簿 (令和7年12月31日現在)

1 特別会員 (1名)

NO 23

鳥取県教育委員会教育長

2 正会員 (88名) 【内訳：県・市町村20 団体22 個人46】

添付資料

鳥取県 鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町 智頭町 倉吉市 湯梨浜町
三朝町 北栄町 琴浦町 米子市 境港市 南部町 伯耆町 日吉津村
大山町 日南町 日野町 江府町

(一財) 日本きのこセンター 鳥取県漁業協同組合 (一社) 鳥取県建設業協会
(一社) 鳥取県造園建設業協会 鳥取県山林樹苗協同組合 鳥取県椎茸生産組合連合会
鳥取県商工会議所連合会 鳥取県森林組合連合会 鳥取県森林土木連絡協議会
鳥取県農業協同組合中央会 鳥取県連合婦人会 (一社) 鳥取県木材協会
鳥取県林業研究グループ連絡協議会 山陰合同銀行

鳥取県東部森林組合 八頭中央森林組合 智頭町森林組合 鳥取県中部森林組合
大山森林組合 鳥取県西部森林組合 鳥取日野森林組合 日南町森林組合

(東部地区個人会員) 24

市谷 知子		尾崎 薫	銀杏 泰利	坂野経三郎
	島谷 龍司	玉木 裕一		中島 規夫
	浜崎 晋一	広谷 直樹	福田 俊史	福浜 隆宏
	前住 孝行	前田 伸一		山本 暁子

(中部地区個人会員) 6

伊藤 保 入江 誠 興治 英夫 川部 洋 語堂 正範 鳥羽 喜一

(西部地区個人会員) 16

	内田 博長	鹿島 功	河上 定弘	斉木 正一
西村 弥子	野坂 道明	浜田 一哉	浜田 妙子	前原 茂
村上泰二郎	森 由美子	安田 由毅	山川 智帆	松田 正

(個人会員は地区別に五十音順)

添 付 資 料

3 賛助会員（62社）

(株)愛進堂 (株)アオキ建設 (有)浅中錦松園 アサヒコンサルタント(株) (株)井木組
 因幡環境整備(株) (有)今松工務店 (株)ウエスコ鳥取支社 馬野建設(株) (株)遠藤農園
 王子製紙(株)米子工場 オグラ建設(株) (有)小倉興産 (株)オロチ (有)片山庭園
 (株)河崎植木園 (株)晃進(株)高野組 こおげ建設(株) 国土防災技術(株)鳥取営業所
 (株)山陰アサヒ・アド 山陰建設(株) (株)山陰放送 山陰緑化建設(株) (株)重道組
 (有)進製作所 (株)新日本海新聞社 (株)大協組 (株)大地企画大和建设(株) 大和森林(株)
 (株)竹内組 (有)辰巳園 (株)谷尾樹楽園 (株)谷口工務店 中央印刷(株)
 中国電力(株)鳥取支社 (株)チュウブ (株)寺谷組 東洋交通施設(株) 鳥取市水道局
 中一建設(株) (株)ナガトウ建設 日南振興(株) 日本海テレビジョン放送(株)
 (株)ヌック (株)八田建設 (有)福岡組 福上工業(株) (株)藤原組
 (有)プロテクト 北栄グリーン (有)松本建設 (株)丸由 (有)みどり建設
 美保テクノス(株) (有)宮本組 八頭土木建築(有) やまこう建設(株) (株)ランドサイエンス
 (有)緑清園 (株)渡辺造園

(五十音順)

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

添 付 資 料

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として掲載する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

添 付 資 料

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

添 付 資 料

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあっては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

添 付 資 料

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。

3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。

3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会**(専門委員会)**

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計**(基本財産)**

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

添 付 資 料

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

添 付 資 料

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合

は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補 則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

調査研究費(7/8)

NO 24

領 収 書

一金 3,000 円也

令和7年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

伊藤 保 様

令和7年7月18日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志



@ 3000A x 1.0 = 3000A

あの子もこの子も地域の宝 ひと声かけて育てよう

令和 7 年度

青少年育成鳥取県民会議 総 会

●と き

令和 7 年 5 月 22 日 14 時 30 分より

●と ころ

とりぎん文化会館 第一会議室

青少年育成鳥取県民会議

令和7年度 青少年育成鳥取県民会議 役員等名簿

(令和7年5月22日現在)

役職	氏 名	所 属 等	部会 (◎部会長)			備考
			育成活動	家庭地域	育成環境	
顧問	平井 伸治	鳥取県知事				
	八村 輝夫	前青少年育成鳥取県民会議 会長				
会長	山本 仁志	前鳥取県教育委員会教育長	○	○	○	
副会長	語堂 正範	鳥取県議会議員			○	
副会長	平尾 節世	鳥取県連合婦人会 会長		◎		
常任委員	干山 浩一	青少年育成境港市民会議 会長 (西部)		○		
〃	前田 義機	青少年育成推進指導員 (大山町)	○			
〃	更田 匡史	鳥取県青年団体協議会 会長	○			
〃	松本 博	鳥取県中学校長会 生徒指導部会長 (湯梨浜中学校長)	○			新
〃	徳田 めぐみ	鳥取県PTA協議会 事務局長			○	
〃	堀部 晴彦	日本ボーイスカウト鳥取連盟 理事長	◎			新
〃	西上 洋治	青少年育成アドバイザー協議会 副会長			○	
〃	竺原 晶子	こども未来ネットワーク代表			○	
委員	白根 早苗	J A とっとり女性協議会 会長		○		
〃	山根 ひろ子	鳥取県更生保護女性連盟 会長		○		
〃	徳吉 淳一	青少年育成鳥取市民会議会 会長 (東部)	○			
〃	鷲見 寿久	倉吉市青少年育成協議会 会長 (中部)			◎	
〃	川島 忍	青少年育成推進指導員 (鳥取市)		○		
〃	小倉 一博	青少年育成推進指導員 (八頭地区船岡)		○		
〃	小谷 友幸	青少年育成推進指導員 (琴浦町赤碕)			○	
〃	永田 清香	青少年育成推進指導員 (北栄町大栄)		○		
〃	黒田 昌幸	青少年育成推進指導員 (米子市)			○	
〃	谷上 雄亮	鳥取県連合青年団長	○			
〃	安部 悟	鳥取県小学校長会代表 (米子市立啓成小学校長)		○		
〃	野間 佳浩	鳥取県高等学校指導部連盟会長 (米子東高等学校長)	○			新
〃	田中 彩子	鳥取県私立中学高等学校長会代表 (米子北斗中・高校長)			○	新
〃	原 康浩	鳥取県特別支援学校長会代表 (白兎養護学校)			○	
〃	谷口 里花	鳥取県国公立幼稚園・こども園長会代表 (こじか幼稚園長)	○			新
〃	田中 信恵	鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会代表 (ルーテル幼稚園長)		○		
〃	山本 千種	鳥取県子ども家庭育み協会代表 (河原あゆっこ園長)		○		
〃	岡山 佳文	鳥取県高等学校PTA連合会 会長			○	
〃	山本 康典	鳥取県私立中学高等学校PTA連合会 会長		○		
〃	大谷 敏美	鳥取県子ども会育成連絡協議会 理事	○			
〃	押村 克彦	鳥取県民生児童委員協議会 理事			○	
〃	山内 和栄	ガールスカウト鳥取県連盟 連盟長	○			
〃	新 勝彦	湯梨浜町ホエホエ隊 事務局長	○			新
監 事	進木 克祐	鳥取県町村会 事務局長				
〃	葉狩 健一	鳥取県保護司会連合会 事務局長				
参 与	中西 朱実	鳥取県子ども家庭部長				
〃	福本 哲也	鳥取県教育委員会事務局社会教育課長				
〃	水谷 勇一	鳥取県警察本部生活安全部少年・人身安全対策課長				
〃	吉村 健太郎	鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク 事務局長				新
〃	遠藤 賢	鳥取県子ども家庭部家庭支援課長				新
事務局長	長尾 志保	青少年育成鳥取県民会議事務局				
事務局長補佐	古川 麻祐子	鳥取県子ども家庭部家庭支援課 課長補佐				
書 記	帖佐 順子	青少年育成鳥取県民会議				

NO 24
添 付 資 料

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務所は、鳥取市内に置く。

NO

24

添 付 資 料

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を集集し、県の施策に呼応して、次代の日本をになう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委員会

(総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、次の各号の業務を行う機関であって、常任委員長、副常任委員長及び常任委員をもって構成する。

- (1) 委員会において審議する議案について協議すること。
- (2) この会議の運営に関する重要案件について協議すること。
- (3) この会議の業務運営に関する事項等について協議すること。
- (4) その他必要な業務を行うこと。

3 常任委員は、委員の中から、会長が指名する。

4 常任委員会に常任委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

5 常任委員会に副常任委員長を置き、常任委員長が指名する。

6 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 常任委員会は、常任委員長が招集する。

8 その他常任委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く。

添 付 資 料

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 その他部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(表 決)

第11条 総会及び委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 委 員 35名以内

(4) 監 事 2名

(役員の職務)

第13条 会長は、この会議の業務を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第14条 委員及び監事は、総会において選任する。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解 散)

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 7 月 16 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード YIFH-005231#

令和 7 年 7 月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	6月16日 ~ 7月14日 (日数29日)
今月検針日	7月15日 翌月検針日 8月15日
お支払期日	8月14日 振替予定日 7月25日
ご請求額	4,195 円
うち消費税等相当額	381 円
燃料費等調整単価	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh (7月分) -141.17 円 -9.39 円
燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。	
託送料金相当額	1,419 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	6.95 円

ご使用量	139 kWh
前月	137 kWh
前々月	130 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力量料金	4,187.92円
燃料費等調整額	-1,305.53円
再エネ発電賦課金	553 円

事務所費(7/24)

NO 25

$\textcircled{A} 4,195 \text{円} \times 0.9 = 3,775.5 \text{円}$

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7 年 7 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 4,195 円 振替日 Date transferred 7 月 25 日
課税 (10%) 対象額 4,195 円 うち消費税等相当額 381 円

ご指定金融機関
ご指定預金口座
口座名義 *****

[ご案内]

1. ご契約の開始、廃止等の場合には、
2. 基本料金がある契約については、ひ
3. お支払期日(検針日の翌日から30日)お支払いの直後に支払義務の発生
ただし、ご家庭や商店などの低圧供
4. ご請求内訳には消費税等相当額を
5. 「くっすと プラン」をご契約のお
いただきます。
6. ご請求額は、ご契約の変更等で、実

為0.03%)の延滞利息を原則として、

延滞利息をご請求いたしません。

料金とあわせてご請求させて

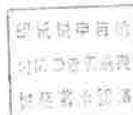
を)を含みます。

[託送料金相当額について]

電気料金には、託送料金相当額10.21
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の

電 気 料 金 の ご 契 約	1	お客さま名	伊藤 保事務所 様
		ご契約番号	
	金 額	4,195 円	うち消費税等相当額 381 円
	うち再エネ発電賦課金	553 円	
	料金算定期間	6月16日 ~ 7月14日	検針日 7月15日
2	お客さま名		
	ご契約番号		
	金 額		うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金		
	料金算定期間		検針日
3	お客さま名		
	ご契約番号		
	金 額		うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金		
	料金算定期間		検針日
4	お客さま名		
	ご契約番号		
	金 額		うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金		
	料金算定期間		検針日



中国電力株式会社

TEL 0870-742400 FAX 0870-742401



本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

中国電力株式会社

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 7 月 16 日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005231#

令和 7 年 7 月 分			
ご契約名義	伊藤 保事務所 様		
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4		
ご契約番号 (供給地点特定番号)	[REDACTED]		
ご契約種別	低圧電力		
ご契約電力	6kW (力率) 90%		
ご使用期間	6月16日～7月14日 (日数29日)		
今月検針日	7月15日	翌月検針日	8月15日
お支払期日	8月14日	振替予定日	7月25日
ご請求額	11,452 円		
うち消費税等相当額	1,041 円		
燃料費等調整単価 (7月分)	1kWhにつき -9.39 円		

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

託送料金相当額	2,164 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	10.60 円

ご使用量	212 kWh
うちその他季	50 kWh
うち夏季	162 kWh
前月	32日間 0 kWh
前年同月	29日間 181 kWh

ご請求内訳

基本料金	6,983.52円
電力量料金	5,617.10円
燃料費等調整額	-1,990.68円
再エネ発電賦課金	843 円
事務所費(7/25)	
NO 26	

@ 11,452円 × 0.9 = 10,306.8円	
-----------------------------	--

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「ぐつとずつと」プランをご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電気料金領収証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 7 年 7 月 分

領収金額 11,452 円
うち消費税等相当額 1,041 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 7月 25日に領収させていただきました。

本書は、通格請求書「インボイス」ではありません

中国電力株式会社

2025年 7月 25日 締切分 (25)

東伯郡琴浦町松谷5-1

(有) ふ じ も と

伊藤たもつ事務所 御中

代表取締役 金田 一郎

TEL: 0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額		繰越金額	御買上額	今回御請求額
1,112	1,112		0	1,100	¥1,100

伝票日付	伝票No.	品名	数	量	単位	単価	金額
25/ 6/30	6116	【入金（現金）】					1,112
25/ 7/ 3	8277	MP C3004RCハフォームスチャージ料 5/20～6/20 機番：119381 消費税等10.0%	1.0			1,000.0	1,000
		【合計】 (内消費税等10.0%)					100
		税率 課税対象額 消費税等 10.0 ¥1,000 ¥100					1,100 (100)

事務費(7/80)

NO 27

証 收 領

伊藤 忠、事務所

様

2025 年 7 月 30 日

金 額				7	1	1	00
-----	--	--	--	---	---	---	----

上記の通り正に領収致しました

但し

税率	%	消費稅額	¥
10		100	10
20		200	40
30		300	90
40		400	160
50		500	250
60		600	360
70		700	490
80		800	640
90		900	810
100		1000	1000

登録番号:T3270002009547

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社

T 689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL (0858) 531 318 (代)

FAX (0858) 53-2003

收入印紙

印 係

ආචාර්ය ජනරාල් ඩබ්ලිව් එස් පීටර්සන්

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

$$\textcircled{a} \quad 1100 \text{ A} \times 0.9 = 990 \text{ A}$$

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO

28

伊藤 たもつ 議員事務所

7 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	火	4		17	木	4	
2	水	4		18	金	4	
3	木	4		19	土		
4	金	4		20	日		
5	土			21	月		海の日
6	日			22	火	4	
7	月	4		23	水	4	
8	火	4		24	木	4	
9	水	4		25	金	4	
10	木	4		26	土		
11	金	4		27	日		
12	土			28	月	4	
13	日			29	火	4	
14	月	4		30	水	4	
15	火	4		31	木	4	
16	水	4		合計		(A) 88	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 7 月 31 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

資料購入費(8/10)

NO 29

領 収 証

伊 藤 保 様

令和 7 年 8 月 10 日

¥ 1,100 .-

※消費税10%対象

(うち消費税10% ¥100.-)

但し 令和7年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡湯梨原町長瀬818-1

勝美印刷株式会社鳥取支店

登録番号 19-2 (00-0) 00-1855

支店長 田中 篤志

TEL (0858)35-4411

FAX (0858)48-5010



$$\textcircled{a} \quad 1,100 \text{ A} \times 100\% = \underline{\underline{1,100 \text{ A}}}$$

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 8月 18日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード YIFH-005212#

令和 7年 8月分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯A
ご使用期間	7月15日～8月14日 (日数31日)
今月検針日	8月15日 翌月検針日 9月16日
お支払期日	9月16日 振替予定日 8月26日
ご請求額	3,884 円
うち消費税等相当額	353 円
燃料費等調整単価 (8月分)	0～15kWhまで 16kWh以上の1kWh -177.90 円 -11.85 円

ご使用量	140 kWh
前月	29日間 139 kWh
前年同月	30日間 143 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力料金	4,227.35円
燃料費等調整額	-1,659.15円
再エネ発電賦課金	557 円
事務所費(8/26)	
NO	80

① 3,884円 × 0.9 = 3,495.6円	
---------------------------	--

託送料金相当額	1,429 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	7.00 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。
なお、今月分の燃料費等調整単価には、
*高圧▲1.0円)を含みます。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、令和 7年 8月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 3,884 円 振替日 Date transferred 8月26日
課税(10%)対象額 3,884 円 うち消費税等相当額 353円

ご指定金融機関
ご指定預金口座
口座名義 *****

【ご案内】

1. ご契約の開始、廃止等の場合
2. 基本料金がある契約について
3. お支払期日(検針日の翌日)が
お支払いの直後に支払義務の
ただし、ご家庭や商店などの他
4. ご請求内訳には消費税等相当
5. 「ぐとぐと」プランをご契約
いただきます。
6. ご請求額は、ご契約の変更等

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額
詳しくは当社ホームページをご
中国電力エリアで電気を使用されている

電 気 料 金 の ご 契 約	お客さま名	伊藤 保事務所 様
	ご契約番号	契約種別 従量電灯A
	金 額	3,884 円 うち消費税等相当額 353 円
	うち再エネ発電賦課金	557 円
	料金算定期間	7月15日～8月14日 検針日 8月15日
2	お客さま名	
	ご契約番号	契約種別
	金 額	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金	
	料金算定期間	検針日
3	お客さま名	
	ご契約番号	契約種別
	金 額	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金	
	料金算定期間	検針日
4	お客さま名	
	ご契約番号	契約種別
	金 額	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金	
	料金算定期間	検針日

たり約0.03%)の延滞利息を原則として、
場合、延滞利息をご請求いたしません。
電気料金とあわせてご請求させて

を含む)を含みます。



中国電力株式会社

登録番号: T42/0001006753



電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 8月 18日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005212#

令和 7年 8月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡津浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地番決定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	7月15日～8月14日 (日数31日)
今月検針日	8月15日 翌月検針日 9月16日
お支払期日	9月16日 振替予定日 8月26日
ご請求額	12,454 円
うち消費税等相当額	1,132 円
燃料費等調整単価 (8月分)	1kWhにつき -11.85 円

ご使用量	289 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	289 kWh
前 月	29日間 212 kWh
前 年 同 月	30日間 386 kWh

ご請求内訳	
基本料金	6,983.52円
電力燃料金	7,745.20円
燃料費等調整額	-3,424.65円
再エネ発電賦課金	1,150 円
事務所費(8/26)	
NO 〇/	

@ 12.454A x 0.9 = 11.208A	
---------------------------	--

託送料金相当額	2,950 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	14.45 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲2.0円、高圧▲1.0円)を含みます。

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっとうずつと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

●中国電力エリアで電気を_usingされている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 7年 8月 分

領収金額 12,454 円
うち消費税等相当額 1,132 円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 8月 26日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO

00

伊藤 たもつ 議員事務所

8 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	金	4		17	日		
2	土			18	月	4	
3	日			19	火	4	
4	月	4		20	水	4	
5	火	4		21	木	4	
6	水	4		22	金	4	
7	木	4		23	土		
8	金	4		24	日		
9	土			25	月	4	
10	日			26	火	4	
11	月		山の日	27	水	4	
12	火	4		28	木	4	
13	水	4		29	金	4	
14	木	4		30	土		
15	金	4		31	日		
16	土			合計		(A) 80	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 8 月 29 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

39-2503
又県東伯郡琴浦町松谷 353

NO 34

添付資料

ⓐ

藤 保 様

カードご利用代金明細書

重 装
親 展

お問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

「能額のご案内 (24時間自動音声)

お問い合わせ (土・日・祝休)

これからゆっくりとはがしてください。(裏面の①からはがしてください。)

①

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金はお前日(金融機関営業日)までお願いいたします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2025年10月25

カード名称	
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	2025年11月10日(月)
今回のお支払金額合計	420 円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	イトウ タモツ

2025年10月15日 現在

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	お支払金額(円)	摘要
	伊藤 保 様					
2025 9 2	《ショッピング取組(国内)》 ETC 津山 一院庄 普通車	420	1	回	420	
	◆お支払小計				420	
	◆今回のお支払金額総合計				420	

●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、S1=分割1回払い、リボ=ショッピングリボ払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表す ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

ADOU

インターネット受付 払込受領証 (お客様控え)

事務費(9/7)

NO 25

受付日時 2025年 9月 7日 時間 18時 2分

受付店舗 19331-2

琴浦丸尾

申込No: 1933172506497397

お申込商品代金 17,330円

受付番号: 252577

お客様氏名: 伊藤たもつ 様

0858552340

合計金額 17,330円

発行者 お問合せや領収書のご依頼は下記までご連絡ください

お問合せ先: トレンドマイクロ株式会社

電話番号: 03-4330-7600

メールアドレス: onlineshop@trendmicro.co.jp

ホームページ: https://www.trendmicro.com/ja_jp/forHome.html

(ワイズバスター更新代)

LAWSON

琴浦丸尾店

鳥取県東伯郡琴浦町大字丸尾字女

給105-1

電話: 0858-53-0322 店コード: 193312

2025年 9月 7日(日) 18:03

レシ: #1 26547

資: ■

取次

1件

合計

1件

上記受領は別領収証となります

$$\textcircled{a} 17,330 \text{円} \times 0.9 = \underline{\underline{15,597 \text{円}}}$$

NO 05

添 付 資 料

| お申し込みの完了

契約更新お申し込み手続きが完了いたしました。

トレンドマイクロアカウントにご登録いただいているメールアドレスに、お申し込み完了をお知らせするメールをお送りしています。

お問い合わせいただく際に必要になりますので、大切に保管してください。

※ご注文後の注意

ご入金いただいたお客さまに、「お支払い手続き完了のご連絡」メールにてお申し込みに関する情報をご案内いたします。

「お支払い手続き完了のご連絡」メールが届かない場合は、メールアドレスのご登録に誤りがあったことが考えられます。お手数ですが、トレンドマイクロアカウントにログインして頂き、登録情報を変更してください。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※ Gmail でのご注文の場合について

ご注文時にGmailをご利用のお客さまによっては、「お支払い手続き完了のご連絡」メールがGmailの「プロモーション」フォルダに振り分けられてしまう場合がございます。

お支払い手続き完了後も「お支払い手続き完了のご連絡」メールが届かない場合はお手数ですが「プロモーション」フォルダを一度ご確認くださいませようお願いいたします。

| ご注文内容

注文番号

RE-20250905142240-001864195

有効期限	シリアル番号	製品名	数量	金額(税込)
2025年10月31日	PVJQ-0016-3014-5 916-9577	ウイルスバスター クラウド + デジタルライフ サポート プレミアム 3年版	1	10,700円 【キャンペーンが適用されていません】 + 5か月延長プレゼント & 15%OFF(期間延長は自動で反映されません) 15,890円
		ウイルスバスターメディアキット	1	1,100円
		送料(税込)		340円
		合計(税込)		17,330円

お申し込みいただき、ありがとうございました。

下記の内容をメモもしくは印刷していただき、お近くのコンビニエンスストアに2週間以内にお支払いいただきますようお願いいたします。なお郵送でのご案内はありません。

コンビニエンスストアによって、店頭端末でのお手続きが必要な場合がございます。操作についてご不明な場合は、お手数ですが、店員の方にお尋ねください。

なお、下記の内容はご注文時にご入力いただきましたメールアドレス宛てにもお送りしております。

契約更新

1	2	3	4	5
シリアル番号の選択	製品選択	お支払い方法の選択	お申し込みの確認	お申し込みの完了
受付番号		252577		

製品の有効期限について

「お支払い手続き完了のご連絡」メールが届いてから約1週間で、製品画面の有効期限は自動で延長されます。お客さまは何も作業する必要はございません。

契約更新用の振込用紙付きダイレクトメールが届く可能性について

入金情報の行き違いにより、契約更新手続きいただいているにも関わらず、更新用の振込用紙付きダイレクトメールが届くことがございますがご容赦ください。

製品の発送について

製品の発送が完了しましたら、ご登録いただいたメールアドレス宛てに「発送完了のご連絡」メールをお送りいたします。製品がお手元に届くまで、大切に保管してください。

ご利用条件

個人情報保護方針

電子公告

お問い合わせ

特定商取引に関する法律に基づく表示
サポートサービスポリシー

ショップ利用規約およびプライバシーポリシー

Copyright © 2015 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

NO 25

添付資料

資料購入費(9/8)

NO 26



領 収 証

一金 2,100 円也

これは全国農業新聞購読料(令和7年4月～6月分)
として上記金額正に領収致しました。

令和7年 9 月 8 日

伊藤 保 様

琴浦町農業委員会

会 長 福 田 昌 治



電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 9 月 17 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005194#

136 kWh

令和 7 年 9 月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯A
ご使用期間	8月15日～9月15日 (日数32日)
今月検針日	9月16日
翌月検針日	10月16日
お支払期日	10月16日
振替予定日	9月26日
ご請求額	3,661 円
うち消費税等相当額	332 円
燃料費等調整単価 (9月分)	0～15kWhまで 16kWh以上の1kWh -188.74 円 -12.56 円

ご使用量	136 kWh
前月 31日間	140 kWh
前年同月 32日間	144 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力量料金	4,069.63円
燃料費等調整額	-1,708.50円
再エネ発電賦課金	541 円
事務所費(9/26)	
NO 27	

① 3661円 × 0.9 = 3294.9円	
-------------------------	--

託送料金相当額	1,388 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	6.80 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。
なお、今月分の燃料費等調整単価には、再
高圧▲1.2円)を含みます。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7 年 9 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred	3,661 円	振替日 Date transferred	9月26日
課税(10%)対象額	3,661 円	うち消費税等相当額	332円
ご指定金融機関			
ご指定預金口座			
口座名義	*****		

【ご案内】

1. ご契約の開始、廃止等の場合に
2. 基本料金がある契約については、
3. お支払期日(検針日の翌日から)
お支払いの直後に支払義務の発生
ただし、ご家庭や商店などの低圧
4. ご請求内訳には消費税等相当額
5. 「ぐとずっと」プランをご契約の
いただきます。
6. ご請求額は、ご契約の変更等で、

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10、
詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場

電 気 料 金 の ご 契 約	お客さま名	伊藤 保事務所 様	契約種別	従量電灯A
	ご契約番号		契約種別	
	1 金 額	3,661 円	うち消費税等相当額	332 円
	うち再エネ発電賦課金	541 円		
	料金算定期間	8月15日～9月15日	検針日	9月16日
2	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約種別	
	2 金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	
3	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約種別	
	3 金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	
4	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約種別	
	4 金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	

り約0.03%)の延滞利息を原則として、
合、延滞利息をご請求いたしません。
気料金とあわせてご請求させて

含む。)を含みます。

印紙税申告
付につき返還
税務署に提出



中国電力株式会社

登録番号 T4240001000753



本書は、過格請求書(インボイス)ではありません

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 9月 17日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-212-605

社用コード

YIFH-005194#

令和 7年 9月 分			
ご契約名義	伊藤 保事務所 様		
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4		
ご契約番号 (供給地番付番号)			
ご契約種別	低圧電力		
ご契約電力	6kW (力率) 90%		
ご使用期間	8月15日～9月15日 (日数32日)		
今月検針日	9月16日	翌月検針日	10月16日
お支払期日	10月16日	振替予定日	9月26日
ご請求額	12,230 円		
うち消費税等相当額	1,111 円		
燃料費等調整単価 (9月分)	1kWhにつき -12.56 円		

ご使用量	288 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	288 kWh
前月 31日間	289 kWh
前年同月 32日間	319 kWh

ご請求内訳	
基本料金	6,983.52円
電力量料金	7,718.40円
燃料費等調整額	-3,617.28円
再エネ発電賦課金	1,146 円
事務所費(9/16)	
NO 58	

託送料金相当額	2,940 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	14.40 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲2.4円、高圧▲1.2円)を含みます。

$\textcircled{12,230 \text{円} \times 0.9 = 11,007 \text{円}}$	
--	--

〔ご案内〕

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっすとつと、プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

〔託送料金相当額について〕

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号
ご契約種別 低圧電力

令和 7年 9月 分

領収金額 12,230 円
うち消費税等相当額 1,111 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 9月 26日に領収させていただきました。

本書は、逐格請求書(インボイス)ではありません

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

689-2503

東伯郡琴浦町松谷5-1

伊藤たもつ事務所 御中

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

請 求 書

No. 8

事務費(9/29)

2025 年 9 月 25 日 締切分 (25)

NO

29

登録番号 T-3270002009547

(有) ふ じ も と

代表取締役 金田 一郎

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

電話(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003



※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
5,071	5,071	0	1,100	¥1,100

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
25/ 8/27	9090	MP C3004RC [®] フォーマンスチャージ [®] 料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		7/20~8/20				
		機番: 119381				
		消費税等10.0%				100
25/ 8/28	6760	[入金(現金)]				[5,071]
		【合計】				1,100
		(内消費税等10.0%)				(100)
		税率 10.0				
		課税対象額 ¥1,000				
		消費税等 ¥100				

領 収 証

伊藤たもつ事務所 様

2025 年 9 月 29 日

金額	¥1,100
----	--------

上記の通り正に領収致しました
但し

種類	期日	金額
現金		
小切手		
手形		
相殺		
合計		

収入印紙

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社 ふ じ も と

〒689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003

登録番号:T3270002009547

係 印



※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

$$\textcircled{A} 1,100 A \times 0.9 = \underline{\underline{990 A}}$$

政務活動業務 勤務実績表・領収書

ハ IT 員 / 2021
NO 40

伊藤 たもつ 議員事務所

9 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	月	4		17	水	4	
2	火	4		18	木	4	
3	水	4		19	金	4	
4	木	4		20	土		
5	金	4		21	日		
6	土			22	月	4	
7	日			23	火		秋分の日
8	月	4		24	水	4	
9	火	4		25	木	4	
10	水	4		26	金	4	
11	木	4		27	土		
12	金	4		28	日		
13	土			29	月	4	
14	日			30	火	4	
15	月		敬老の日				
16	火	4		合計	(A)	80	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 9 月 30 日

氏名 永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9 / 10)。

調査研究費(10/17)

NO 41

2025年10月1日

請 求 書

伊藤 保 様

一般社団法人 生活経済政策研究所



〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地
全電通労働会館4階

TEL:03-3253-3772

FAX:03-3253-3779

e-mail:info@seikatsuken.or.jp

下記の通り御請求申し上げます。

単位:円

項目	品名	数量	単位	単価	金額
一般会費	2025年12月～2026年11月分				8,000
合計					8,000

振込先 中央労働金庫本店営業部 普通 1146094
シャセイツケイザイセイヤケンキョウシヨ

備考

振替払込請求書兼受領証

$$\textcircled{A} (8,000\text{円} + 203\text{円}) \times \frac{4\text{円}}{12\text{円}} = \underline{\underline{2,724\text{円}}}$$

口座記号番号	001202
加入者番号	53616
加入者氏名	一般社団法人 生活経済政策研究所
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ¥8,000
ご依頼人	伊藤 保 様
料 金	203 円
備 考	現金扱
	内税10%18円 07-10-07 T501000111 2730 (52005) N94150006

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

生活経済政策

NO 41

添 付 資 料

No.347

December 2025

明日への視角

「格差」に触れず、「女性」も影が薄い

大沢真理 3

特集 防災と復興

—積み重ねてきた知恵とこれからの課題

はじめに

辻 由希 4

自治体の災害検証に見るリスクと日本社会

太田響子 6

災害時における水確保の問題—災害用井戸制度に着目して

飯塚智規 12

ボランティア元年から 30 年を経た日本の災害対応の現在

宮本 匠 18

ジェンダー視点に基づく災害対応施策の 10 年を振り返る

池田恵子 23

連載 貧富分断時代の再分配 [3]

富める者はさらに富む

島村玲雄 28

書評

浅倉むつ子著『尊厳の平等という未来へ』

萩原久美子 30

ホーム 生活研とは

生活研とは？

役員等

定款／事業報告書／事業
計画書等

交通案内

会員案内

生活研は、民主主義の発展と社会的公正の尊重を基本理念にし、学者、労働組合と消費者団体、立法専門家等の協力の下で研究活動を推進している社団法人です。働く人々や市民の生活の向上に寄与するため、効率と社会的公正との両立、生活と経済との相互関連性に着目した研究活動を行っています。また、グローバルデモクラシーの視点に立って、日本における民主主義と市民社会の発展に貢献する調査研究を行うことをめざしています。

おもな事業活動として、諸課題に関する総合的研究活動、シンポジウム・研究会・セミナーの開催、月刊誌『生活経済政策』の発行、および資料等の刊行、国・自治体・法人・各種団体との提携や受託等による調査・研究、その他を行っています。

沿革

生活研の前身である平和経済計画会議は、日本の政治・社会・経済の民主的設計と平和的国際環境づくりを推進するため1961年に設立され、1983年には活動基盤の強化のために社団法人（主管官庁：通商産業省、当時）となりました。そして、その歴史を継承するとともに、新しい時代に即応した研究活動を行うため、1997年に名称を現在の生活経済政策研究所に変更しました。

研究体制

各研究テーマごとに、学者・研究者、実践家によるプロジェクトチームを設置し、自主研究、委託研究等、各種調査研究をとりまとめています。

事業の内容とは

自主研究

近年の大きく変化する内外の政治・社会・経済構造に係わる課題を研究テーマにしています。

委託研究

省庁、企業、諸団体からのさまざまなテーマにわたる委託研究を受け入れています。

出版活動

添 付 資 料

月刊誌『生活経済政策』の発行、『生活研ブックス』や各種調査研究報告書を出版しています。

国際的調査活動

海外の研究者および非営利民間シンクタンクとの研究交流をすすめています。

シンポジウム・講演会

ミニシンポジウム・講演会を随時開催するとともに、討論内容の公表・刊行を通じて研究成果の発信をすすめます。

[このページのトップへ](#)

事務所費(10/17)

NO 42

領 収 証

伊藤 保

様

No. _____

★

¥ 165,000-

但

7年 10月分 ~ 12月分家賃

2025年 10月17日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

150,000

消費税額等(10%)

15,000



登録番号

T5270001005355

鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地

株式会社 わかまつ

代表取締役 川瀬 光知夫

$$@ 165,000 A \times 0.9 = \underline{\underline{148,500 A}}$$

資料購入費(10/20)

NO

45



領 収 証

一金 2,100 円也

これは全国農業新聞購読料(令和7年7月~9月分)
として上記金額正に領収致しました。

令和7年 10 月 20 日

伊藤 保 様

琴浦町農業委員会

会長 福田 昌治



@ 2,100 A X 1.0 = 2,100 A



89-2503
取県東伯郡琴浦町松谷 353

伊藤 保 様



カードご利用代金明細書



お問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

可能額のご案内 (24時間自動音声)

お問い合わせ (土・日・祝休)

ここからゆくりとはがしてください。(裏面の③からはがしてください。)

※お問い合わせの際は、カード番号をご用意ください。

NO 44

添付資料



重 要

親 展

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金の前日(金融機関営業日)までお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2025年11月2

カード名称	
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	今回のお支払金額合計
2025年12月10日(水)	1,780 円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	イトウ タモツ

2025年11月15日 現在

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	今回数	お支払金額(円)	摘 要
	伊藤 保 様					
《ショッピング取組(国内)》						
20251020	ETC 米子西 一東出雲 普通車	680	1	回	680	対象分
20251020	ETC 東出雲 一米子西 普通車	680	1	回	680	
20251027	ETC 溝口 一米子 普通車	420	1	回	420	
◆お支払小計					1780	
◆今回のお支払金額総合計					1780	

●支払区分:1回=ショッピング 1回払い、2回=ショッピング 2回払い、3~24回=ショッピング 分割払いの回数、S1=ショッピング スペア 払い、C1=キャッシング リーフ 払い、C1=キャッシング リーフ 払い、海C=海外キャッシング 1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

領 収 書
RECEIPT

収納年月日 2025年 8月25日

(A)

NO 15

添 付 資 料

宛名
RECEIVED FROM

イトウタモツ

様

金額
THE SUM OF

¥36,240(税込)

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

但し
IN PAYMENT OF

旅客運賃・料金として

ISSUED DATE

支払方法
FORM OF PAYMENT

クレジットカード ¥36,240: カード

税率内訳
TAX DESCRIPTION

消費税10%対象 ¥36,240(税込)

上記の金額正に領収いたしました。
I received the amount indicated above.

備考 REMARKS

■ご旅程

- 2025年10月24日
- 2025年10月25日

ANA 294便 鳥取
ANA 299便 東京

→ 東京
→ 鳥取

本領収書は再発行できません。
This receipt can not be reissued.

登録番号 : T1010401099027
発行日 : 25-08-25
発行所 : トットリカコ
LSN : 37077

領 収 書
RECEIPT

収納年月日 2025年 8月25日

NO 45

添 付 資 料

宛名
RECEIVED FROM

イトウタモツ

様

金額
THE SUM OF

¥41,170(税込)

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

但し
IN PAYMENT OF

旅客運賃・料金として

ISSUED DATE

支払方法
FORM OF PAYMENT

クレジットカード ¥41,170 カード

税率内訳
TAX DESCRIPTION

消費税10%対象 ¥41,170(税込)

上記の金額正に領収いたしました。
I received the amount indicated above.

備考 REMARKS

■ご旅程

- 2025年10月24日
- 2025年10月25日

ANA
ANA

4721 便
70 便

東京
札幌

→
→

札幌
東京

本領収書は再発行できません。
This receipt can not be reissued.

登録番号 : T1010401099027
発行日 : 25-08-25
発行所 : トクトリカケ
LSN : 37077

全日本空輸株式会社
ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.

TK7P9P
*21620

NO

45

添付資料

C

領収書

ご利用日付 2025年10月24日
時刻 14時23分

取引内容: 乗車券 金700円

税込金額10%対象
デポジット・チャージは不課税
伝票番号: 89011

- この領収書は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

登録番号 T4430001022657
新千歳空港A券機56発行
北海道旅客鉄道株式会社

千歳駅→苫小牧駅

No. 6446166

領収証

客室番号

703

いとう たもつ 様

F

¥11,363-

但し ご宿泊代・駐車代・宿泊税・その他 料金として

2025年7月17日 上記正に領収いたしました

登録番号 T8010801008365

株式会社 東横イン

☐ 現金 ☒ カード ☐ その他

内訳 10/24~1室1泊分

税抜金額 ¥10,298-

消費税額(10%) ¥1,065-

宿泊税額

収 入
印 紙

〒053-0027 苫小牧市王子町3丁目2-21

東横INN苫小牧駅前

TEL 0144-32-1045 FAX 0144-32-1046

担当

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 10 月 17 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード YIFH-005140#

令和 7 年 10 月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	9 月 16 日 ~ 10 月 15 日 (日数 30 日)
今月換算日	10 月 16 日
翌月換算日	11 月 17 日
お支払期日	11 月 17 日
振替予定日	10 月 27 日
ご請求額	3,350 円
うち消費税等相当額	304 円
燃料費等調整単価 (10 月分)	0 ~ 15 kWh まで 16 kWh 以上の 1 kWh -185.34 円 -12.33 円

ご使用量	125 kWh
前月	136 kWh
前年同月	138 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68 円
電力量料金	3,635.90 円
燃料費等調整額	-1,541.64 円
再エネ発電賦課金	497 円
事務所費 (10/27)	
NO	46

@ 3,350 円 x 0.9 = 3,015 円	
---------------------------	--

託送料金相当額	1,276 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	6.25 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府に
高圧▲1.0円)を含みます。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7 年 10 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 3,350 円 振替日 Date transferred 10 月 27 日
課税 (10%) 対象額 3,350 円 うち消費税等相当額 304 円

ご指定金融機関
ご指定預金口座
口座名義 *****

(ご案内)

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使
- 基本料金がある契約については、ひと
- お支払期日 (換算日の翌日から 30 日) にお支払いの直後に支払義務の発生す
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給
- ご請求内訳には消費税等相当額を含
- 「くっ」と「ず」と「プラン」をご契約のお客
いただきます。
- ご請求額は、ご契約の要更等で、実際の
- 2025 年 10 月 1 日から、当社お問い合わせ

[託送料金相当額について]

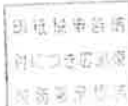
電気料金には、託送料金相当額 10.21 円、
詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均

電気料金の	お客さま名 伊藤 保事務所 様
ご契約番号	伊藤 従量電灯 A
1 金 額	3,350 円 うち消費税等相当額 304 円
うち再エネ発電賦課金	497 円
料金算定期間	9 月 16 日 ~ 10 月 15 日 換算日 10 月 16 日
2 金 額	伊藤
うち再エネ発電賦課金	伊藤
料金算定期間	換算日
3 金 額	伊藤
うち再エネ発電賦課金	伊藤
料金算定期間	換算日
4 金 額	伊藤
うち再エネ発電賦課金	伊藤
料金算定期間	換算日

(0.03%) の延滞利息を原則として、
滞利息をご請求いたしません。

とあわせてご請求させて

)を含みます。



中国電力株式会社

登録番号 14240001008753



本書は、過格請求書 (インボイス) ではありません

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 10月 17日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード YIFH-005140#

令和 7年10月分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	9月16日～10月15日 (日数30日)
今月検針日	10月16日
翌月検針日	11月17日
お支払期日	11月17日
振替予定日	10月27日
ご請求額	7,900 円
うち消費税等相当額	718 円
燃料費等調整単価 (10月分)	1kWhにつき -12.33 円

ご使用量	51 kWh
うちその他季	18 kWh
うち夏季	33 kWh
前月 32日間	288 kWh
前年同月 30日間	107 kWh

ご請求内訳	
基本料金	6,983.52円
電力量料金	1,343.58円
燃料費等調整額	-628.83円
再エネ発電賦課金	202 円
事務所費 (60/27)	
NO 47	

託送料金相当額	520 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	2.55 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。
なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲2.0円、
高圧▲1.0円)を含みます。

$$\textcircled{A} 7,900 \text{ 円} \times 0.9 = 7,110 \text{ 円}$$

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「ぐっとずっとプラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。
- 2025年10月1日から、当社お問い合わせフリーダイヤルを変更いたしました。詳細は、当社ホームページにてご確認ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電気料金領収証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号
ご契約種別 低圧電力

令和 7年 10月分

領収金額 7,900 円
うち消費税等相当額 718 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 10月 27日に領収させていただきました。

本書は、過格請求書(インボイス)ではありません。

中国電力株式会社

請 求 書

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

2025 年 10 月 25 日 締切分 (25)

No. 18

689-2503

東伯郡琴浦町松谷5-1

伊藤たもつ事務所 御中

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

登録番号 T-3270002009547

(有) ふ じ も と

代表取締役 金田 一郎

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452
電 話 (0858) 53-1318
FAX (0858) 53-2003

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	御 買 上 額	今回御請求額
1,100	1,100	0	1,100	¥1,100

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
25/ 9/29	7150	[入金(現金)]				1,100
	9594	MP C3004RCパフォーマンスタイプ 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		8/20~9/20				
		機番: 119381				
		消費税等10.0%				100
		【合 計】				1,100
		(内消費税等10.0%)				(100)
		税率 課税対象額 消費税等				
		10.0 ¥1,000 ¥100				

領 収 証

伊藤たもつ事務所 様

2025 年 10 月 30 日

金 額	1,100
-----	-------

上記の通り正に領収致しました
但し

種類	期 日	金 額
現金		
小切手		
手 形		
相 殺		
合 計		

収入印紙

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社 ふ じ も と

〒689-2301 鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL (0858) 53-1318

FAX (0858) 53-2003

登録番号: T3270002009547

係 印

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

@ 1,100 A x 0.9 = 990 円

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 49

伊藤 たもつ 議員事務所

10 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	水	4		17	金	4	
2	木	4		18	土		
3	金	4		19	日		
4	土			20	月	4	
5	日			21	火	4	
6	月	4		22	水	4	
7	火	4		23	木	4	
8	水	4		24	金	4	
9	木	4		25	土		
10	金	4		26	日		
11	土			27	月	4	
12	日			28	火	4	
13	月		スポーツの日	29	水	4	
14	火	4		30	木	4	
15	水	4		31	金	4	
16	木	4		合計		(A) 88	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 10 月 31 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9 / 10)。

〒689-2503
東伯郡琴浦町松谷353

事務費(11/10)

NO 通帳 - 42

インターネットサービスセンター

ハ

〒680-0941

鳥取県鳥取市湖山町北2丁目522-2

セコム山陰ITラボラトリー

代表 井上法雄

TEL. 0857-30-4633

FAX. 0857-30-4634

登録番号: T1270002000268

伊藤保 様



振替明細書

2026/ 4/24 発行

2026/ 4/24 現在

会員番号 :
ご請求期間 : 2025年11月
口座引落日 : 2025年11月10日
お支払方法 : 振替

<ご指定の口座内容>

金融機関名 :
支店名 :
預金種目 :
口座番号 :
口座名義人 : 伊藤事務所 伊藤保

HALインターネットをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りお引き落としさせていただきます。振替日の前日には、
口座へのご入金を宜しくお願い致します。

ご利用金額	消費税額(10%)	ご入金額	繰越金額	合計ご請求金額	口座引落日
¥18,000	¥1,800	¥19,800	¥0	¥0	2025年11月10日

	商品名	ID	備考	金額
1	プレッツ光ネクスト集接続年会費		年更新 (11月)	¥18,000
2			【 小 計 】	¥18,000
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

$$\textcircled{a} 19,800 \text{ A} \times 0.9 \times \frac{5 \text{ A}}{12 \text{ A}} = 7,425 \text{ A}$$

※注意事項※

お支払口座の残高をご確認の上、お支払日の前日までにはご入金の程宜しく願います。

万が一ご請求金額が引落とし出来ない場合は、以後インターネット接続のご利用ができなくなります。

ご契約の解約の場合、契約期限満了日の一ヶ月前にはご連絡の上解約手続きをおとり下さい。

中途解約の払い戻しはいたしませんのでご了承ください。

また、ご利用停止後の解約手続きの場合、解約日までの利用料金はご請求いたします。

電気ご使用量のお知らせ

令和 7年 11月 18日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005091#

138 kWh

ご使用量	
前月 30日間	125 kWh
前年同月 30日間	136 kWh

ご請求内訳

最低料金	759.68円
電力量料金	4,148.49円
燃料費等調整額	-1,417.60円
再エネ発電賦課金	549円

事務所費(11/27)

NO 50

$$\textcircled{A} 4,039円 \times 0.9 = 3,635円$$

令和 7年 11月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地番号決定番号)	
ご契約種別	従量電灯A
ご使用期間	10月16日～11月16日 (日数32日)
今月検針日	11月17日
翌月検針日	12月15日
お支払期日	12月17日
振替予定日	11月27日
ご請求額	4,039円
うち消費税等相当額	367円
燃料費等調整単価 (11月分)	0～15kWhまで 16kWh以上の1kWh -154.39円 -10.27円

託送料金相当額	1,408円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	6.90円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7年11月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred	4,039円	振替日 Date transferred	11月27日
課税(10%)対象額	4,039円	うち消費税等相当額	367円

ご指定金融機関

ご指定預金口座

口座名義 *****

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合にご利用ください。
- 基本料金がある契約については、お支払期日(検針日の翌日)からお支払いの直後に支払義務が発生いたします。ご家庭や商店などの低圧でのご利用は、ご契約の開始から1週間以内にお支払いをお願いします。
- ご請求内訳には消費税等相当額が記載されています。
- 「くっ」と「ず」と、プランをご契約のうえに、ご請求額は、ご契約の変更等で、

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.27円が加算されています。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合は、

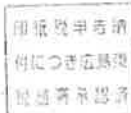
電気料金のご契約	お客さま名 伊藤 保事務所 様
	ご契約番号
1	金 額 4,039円
	うち消費税等相当額 367円
	うち再エネ発電賦課金 549円
	料金算定期間 10月16日～11月16日 検針日 11月17日
2	金 額
	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金
	料金算定期間 検針日
3	金 額
	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金
	料金算定期間 検針日
4	金 額
	うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金
	料金算定期間 検針日

り約0.03%)の延滞利息を原則として、

合、延滞利息をご請求いたしません。

元料金とあわせてご請求させて

きむ)を含みます。



中国電力株式会社

登録番号 14240001006753



本票は、他格請求書(インボイス)ではありません

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 11 月 18 日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005091#

令和 7 年 11 月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地番・特定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	10月16日～11月16日 (日数32日)
今月検針日	11月17日 翌月検針日 12月15日
お支払期日	12月17日 振替予定日 11月27日
ご請求額	7,117 円
うち消費税等相当額	647 円
燃料費等調整単価 (11月分)	1kWhにつき -10.27 円

ご使用量	7 kWh
うちその他季	7 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月 30日間	51 kWh
前 年 同 月 30日間	34 kWh

ご請求内訳	
基本料金	6,983.52円
電力量料金	178.57円
燃料費等調整額	-71.89円
再エネ発電賦課金	27 円
事務所費(11/27)	
NO 51	

@ 7.117kWh × 0.9 = 6.405kWh	
-----------------------------	--

託送料金相当額	71 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	0.35 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が 0 kWh の場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっすとと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 7 年 11 月 分
領収金額 7,117 円
うち消費税等相当額 647 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 11月 27日に領収させていただきました。

本書は、通常の請求書(インボイス)ではありません。

事務所費(11/27)

NO 52

689-2501

琴浦町赤碕

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕
1967-12

伊藤たもつ 事務所

0 02 01

(有) 赤碕石油店
セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号 T8270002009699

ご入金予定日: 令和 7 年 11 月 30 日

締日: 令和 7 年 11 月 20 日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
11	4	4194	001	灯油 [課税商品] 標準税率10% [消費税等] 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	6000	148	9768		
							9768		
							888		
							9768		

領 収 証

002806

令和 7 年 11 月 27 日

伊藤たもつ事務所 殿

領収金額	円
9768	円
(内訳)	
税抜金額	円 10%消費税 888 円
商品代 税抜金額	円 8%消費税 円

収 入
印 紙

DL

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

経理印	係 印

内 訳	金額
現金	
小切手	
手形	
振込	

④ 9768円 × 0.9 = 8791

登録番号 T8270002009699

コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12

TEL (0858) 55-0321(代)

商品	S マグナム	レギュラー	軽 油	灯 油	重 油	オ イ ル	そ の 他	合 計
数量				6000				9768
金額				9768				888
			軽 油 税					

税 区

非: 消費税等非課税商品

*: 内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記をお願いします。

鳥取銀行

赤碕出張所

山陰合同銀行

赤碕出張所

口座名

有限会社赤碕石油店

普通No 0018267

普通No 2029135

米子信用金庫

赤碕出張所

当座No 0000564

CBV

(031997)

00053-01485

52

添付資料

ログインコード

請 求 書 (INVOICE)

1 名様

代金合計	消費税区分による代金内訳				お預かり金	差引ご請求金額
	課税8%	¥0	内税額	¥0		
¥132,480	課税10%	¥132,480	内税額	¥12,043	¥0	¥132,480
内消費税合計	8%(軽減)	¥0	内税額	¥0		
¥12,043	不課税	¥0				
	免税	¥0	非課税	¥0		

代金内訳

商 品	内 容	金 額 (円)	税 区 分	記 事	整理番号
ANA航空券	* 伊藤様 11/27TTJ~HND~SYO 292/397FLX	65,690	課税10	1045948375101-5102	NC4280
ANA航空券	* 伊藤様 11/28SYO~HND~TTJ 1072/297FL	65,690	課税10	1045948479001-9002	NC4283
国内取扱料金	*	1,100	課税10		NC4284

1. 振込金(雑手数料)受取書

② 用紙が誤用による振込受付票 (振込受付票)

電話

[illegible]

	0		
--	---	--	--

8	5	6	1	1	3	3
---	---	---	---	---	---	---

			7	1	3	2	4	8	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

トウフ" トツフ° ツアース" (カ-

東武トップツアーズ(株)

イトツシ"△シヨ イトツ ダモツ

和藤事務所

東伯郡琴浦町松谷5-1

伊藤一保

0858552340

東伯支店



添付資料

拡大

ICカード残額・利用明細
カード番号: [REDACTED]
残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
27	現金	東モ羽2			*2469
27	入	東モ羽2	出	モ浜松町	*950
27	入	浜松町	出	有楽町	*804
27	入	地有楽町	出	永田町	*626
27	入	永田町	出	地有楽町	*448
27	入	有楽町	出	浜松町	*302
27	入	モ浜松町	出	東モ羽2	*783

2025.11.27 14:30 東モ羽2 駅B13発行
毎度ありがとうございます。
(1/1) 東京モノレール株式会社

ICカード残額・利用明細
カード番号: [REDACTED]
残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
27	現金	東モ羽2			*2469
27	入	東モ羽2	出	モ浜松町	*950
27	入	浜松町	出	有楽町	*804
27	入	地有楽町	出	永田町	*626
27	入	永田町	出	地有楽町	*448
27	入	有楽町	出	浜松町	*302
27	入	モ浜松町	出	東モ羽2	*783

2025.11.27 14:30 東モ羽2 駅B13発行
毎度ありがとうございます。
(1/1) 東京モノレール株式会社

B

1686A

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 54

伊藤 たもつ 議員事務所

11 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	土			17	月		
2	日			18	火	4	
3	月		文化の日	19	水	4	
4	火	4		20	木	4	
5	水	4		21	金	4	
6	木	4		22	土		
7	金	4		23	日		勤労感謝の日
8	土			24	月		振替休日
9	日			25	火	4	
10	月	4		26	水	4	
11	火	4		27	木	4	
12	水	4		28	金	4	
13	木	4		29	土		
14	金	4		30	日		
15	土						
16	日			合計	(A)	68	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

印

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 11 月 28 日

金 円(C)

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

2025 年 11 月 25 日 締切分 (25)

689-2503

登録番号 T-3270002009547

東伯郡琴浦町松谷5-1

事務費(2/1)

(有) ふ じ も と

伊藤たもつ事務所 御中

NO 55

代表取締役 金田 一郎

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

電話(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
1,100	1,100	0	1,100	¥1,100

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
25/10/27	9999	MP C3004RCパフォームスチャージ料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		9/20~10/20				
		機番:119381				
		消費税等10.0%				100
25/10/30	7394	[入金(現金)]				[1,100]
		【合計】				1,100
		(内消費税等10.0%)				(100)
		税率 課税対象額 消費税等				
		10.0 ¥1,000 ¥100				

領 収 証

伊藤たもつ事務所 様

2025 年 12 月 1 日

金額	¥1,100
----	--------

上記の通り正に領収致しました

但し

収入印紙

OA機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社 ふ じ も と

〒689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL(0858)53-1318(代)

FAX(0858)53-2003

登録番号:T3270002009547

係 印

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

$$\textcircled{A} 1,100 \textcircled{A} \times 0.9 = 990 \textcircled{A}$$

NO

56

添付資料

1959年5月26日第三種郵便物認可 2025年6月5日発行(毎月5日発行) 第67巻6月号(通巻789号)

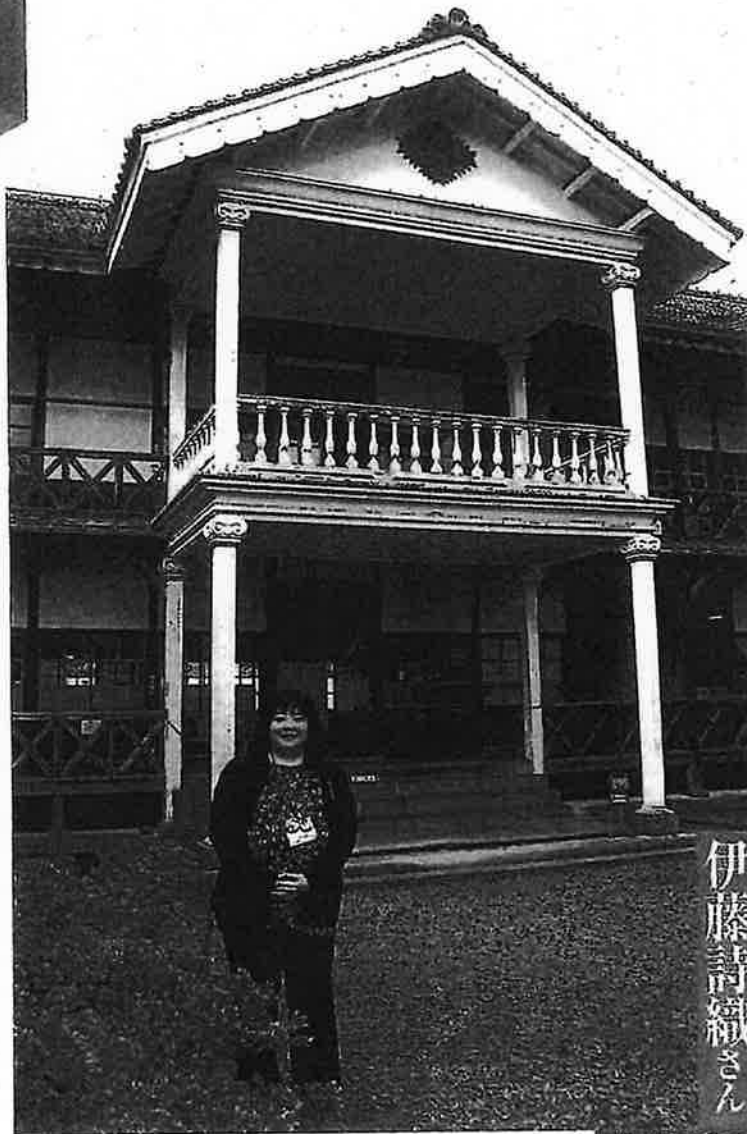
月刊自治研 6 2025

vol.67 no.789

創ろう! 市民自治のゆたかな社会

特集

どうする?
消防団



伊藤詩織さん

宮城県登米市まちづくり推進部まちづくり推進課主事

〈地域を支える顔〉

グラビア

書評

給食のじかん

解題

焦点

地域を支える人 伊藤詩織さん・宮城県登米市	1
ステイーヴン・D・キング 著 『僕たちはまだ、インフレのことを何も知らない』 菅原敏夫	5
〈月菜汁〉 香川県丸亀市 丸亀市職員労働組合	6
どうする? 消防団	8
沖縄からみる戦後 80 年 もはや「戦前」、日本は対米自立を 新垣 毅	10

どうする? 消防団

消防団の歴史と 大規模災害時における消防団の役割	後藤一蔵	18
自治体と地域をつなげる消防団	坂元英毅	27
外国人機能別消防団の先駆け—滋賀県草津市	中西まり子	35
常設消防本部のない町の消防団		
宮崎県美郷町	甲斐祐介	43
徳島県上勝町	清田祐志	48
女性消防団のリアルQ&A—熊本県津奈木町	長瀬真弓	52

特別レポート	国政における自治の課題	岸まきこ	55
自治を視る	「最西端」で挑む「最先端」の地域魅力化	其田茂樹	58
世界の 協同組合は今	カナダで協同組合が必要とされた理由と 発展の道のり	石澤香哉子	60
特別報告	清掃職員が取り組む「自治研活動」の意義	藤井誠一郎	64
自治体現場の 内から、外から	“公務員人生体験ゲーム”というツール	丹羽野真也	69
	自治研 UNDER35 全国集会レポート	『月刊自治研』 編集部	72
	自治研U 35 が描くエンゲージメントのカタチ		

どうする?

消防団

地元の若手で構成され、地域防災の担い手として期待される消防団。コミュニティの希薄化、人口減少・高齢化による「なり手不足」に加え、昨今では団による報酬の不正流用などのさまざまな論点が浮上しています。大規模地震や豪雨水害といった災害が全国各地で頻発し、南海トラフ地震の発生確率が引き上げられる中、あらためて地域に根ざした防災組織としての消防団を考えます。

消防団の歴史と 大規模災害時における 消防団の役割

消防団の起源は、徳川吉宗が江戸に組織した「町火消し」です。江戸時代から現在にいたる消防団の変遷を振り返りつつ、東日本大震災の経験から、大規模災害時に消防団に期待されることとは。(一八頁)

外国人機能別消防団の 先駆け—滋賀県草津市

留学生を中心に約三六〇〇人の外国人が暮らす草津市。留学生に日本語や日本文化を教えた草津市国際交流協会の協力で、二〇一五年に日本初の「外国人だけの機能別消防団」が発足しました。それから約一〇年にわたる軌跡を振り返ってまいります。(三五頁)



常設消防本部のない町の消防団

全国には常設の消防本部のない自治体が三〇ほどあり、消防団が消火や救助の中心を担っています。数少ない常備消防非設置自治体である宮崎県美郷町と徳島県上勝町において、町の安心・安全を担い続ける消防団の活躍を紹介します。(四二頁)



添付資料

女性消防団の リアルQ&A

—熊本県津奈木町

漁師町の津奈木町では、女性の出発点の防災の担い手として、一九五一年に女性だけの分団、平国女性分団が結成されました。女性消防団員は予防活動や後方支援を担うケースが多い中、「いざという時に男も女もない」と活動や訓練を行う女性消防団のリアルな現状とは。(五二頁)

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 12 月 16 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

YIFH-005079#

社用コード

118 kWh

令和 7 年 12 月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号	[REDACTED]
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	11月17日 ~ 12月14日 (日数28日)
今月検針日	12月15日
翌月検針日	1月16日
お支払期日	1月14日
振替予定日	12月24日
ご請求額	3,394 円
うち消費税等相当額	308 円
燃料費等調整単価	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh (12 月分) -153.73 円 -10.23 円

ご使用量	118 kWh
前月	32日間 138 kWh
前年同月	31日間 132 kWh

ご請求内訳

最低料金	759.68円
電力燃料金	3,373.25円
燃料費等調整額	-1,207.42円
再エネ発電賦課金	469 円

事務所費(1264)

NO 57

託送料金相当額	1,204 円
賠償・脱炉円滑化負担金相当額	5.90 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

@ 3394円 x 0.9 = 3054円

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、7 年 12 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 3,394 円 振替日 Date transferred 12 月 24 日
課税 (10%) 対象額 3,394 円 うち消費税等相当額 308 円
ご指定金融機関 [REDACTED]
ご指定預金口座 [REDACTED]

口座名義 *****

〔ご案内〕

1. ご契約の開始、廃止等の場合には、
2. 基本料金がある契約については、
3. お支払期日(検針日の翌日から30日以内)にお支払いの直後に支払義務が発生いたします。ただし、ご家庭や商店などの低圧利用の場合は、
4. ご請求内訳には消費税等相当額が記載されています。
5. 「くっすとずっと プラン」をご契約の場合は、
6. ご請求額は、ご契約の変更等で、

(約0.03%)の延滞利息を原則として、

ご延滞利息をご請求いたしません。

ご料金とあわせてご請求させて

ご心づきをします。

〔託送料金相当額について〕

電気料金には、託送料金相当額10.23円が加算されます。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合

電 気 料 金 の ご 契 約	お客さま名	伊藤 保事務所 様	契約種別	従量電灯 A
	ご契約番号	[REDACTED]	うち消費税等相当額	308 円
	金 額	3,394 円	うち再エネ発電賦課金	469 円
	料金算定期間	11月17日 ~ 12月14日	検針日	12月15日
2	お客さま名	[REDACTED]	契約種別	[REDACTED]
	ご契約番号	[REDACTED]	うち消費税等相当額	[REDACTED]
	金 額	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]
	料金算定期間	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]
3	お客さま名	[REDACTED]	契約種別	[REDACTED]
	ご契約番号	[REDACTED]	うち消費税等相当額	[REDACTED]
	金 額	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]
	料金算定期間	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]
4	お客さま名	[REDACTED]	契約種別	[REDACTED]
	ご契約番号	[REDACTED]	うち消費税等相当額	[REDACTED]
	金 額	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]
	料金算定期間	[REDACTED]	検針日	[REDACTED]

印紙税申告
付につき領収
税務署承認済



中国電力株式会社
登録番号 T4240001005753



本票は、価格請求書(インボイス)ではありません。

電気ご使用量のお知らせ

令和 7 年 12 月 16 日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005079#

令和 7 年 12 月 分			
ご契約名称	伊藤 保事務所 様		
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4		
ご契約番号 (供給地点特定番号)			
ご契約種別	低圧電力		
ご契約電力	6kW (力率) 90%		
ご使用期間	11月17日～12月14日 (日数28日)		
今月検針日	12月15日	翌月検針日	1月16日
お支払期日	1月14日	振替予定日	12月24日
ご請求額	3,491 円		
うち消費税等相当額	317 円		
燃料費等調整単価 (12月分)	1kWhにつき -10.23 円		

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月	32日間 7 kWh
前 年 同 月	31日間 34 kWh

ご請求内訳	
基本料金	3,491.76円
電力量料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円
事務所費(2/24)	
NO 58	

① 3,491.76 × 0.9 = 3,141.58	
-----------------------------	--

託送料金相当額	-
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

【ご案内】

1. ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
2. 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が 0 kWh の場合、基本料金は半額といたします。
3. お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
4. ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
5. 「ぐつとずつ」プランをご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
6. ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh (賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 7 年 12 月 分

領収金額 3,491 円
うち消費税等相当額 317 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 12月 24日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

NO

59

හතෙහෙහෙහෙහෙහෙහෙහෙහෙ

[illegible]

伊藤 大也、事務所

様

金額

41100

但し 11A 6 パフォーマンスチャージ料

金 額		内 訳	
種 類	期 日	金	額
現 金			
小切手			
手 形			
相 殺			
合 計			

收入印紙

有限会社

ふじも

T 689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八橋452

TEL (0858) 53-1318

FAX (0858) 53-2009

登録番号:T3270002009547

印 係

登録番号: 13270002009541 FAX (0858) 553-2000

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

② $1100 \text{ A} \times 0.9 = \underline{\underline{990 \text{ A}}}$

琴浦町赤碕

伊藤たもつ 事務所

1

0 02 01

締日：令和 7 年 12 月 20 日

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕
1967-12

(有)赤碕石油店
セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号 T8270002009699

ご入金予定日:令和 7 年 12 月 31 日

乙利用 目日		伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
12	9	1370	001		灯油 【 課税商品 】 標準税率10% 【 消費税等 】 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	4000	148	6512 6512 592 6512		

領 収 証

002919

令和 7 年 12 月 25 日

伊藤氏の事務所 殿

領収金額		万円	7	6	5	1	2
内訳	税抜金額		円	10%	消費税	592	円
商品代	税抜金額		円	8%	消費税		円

人 紙
取 印

上記金額正に額取致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

經理印	係印

内 訳	現金
	小切手
	手形
	振込

登録番号 T8270002009699
コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12
TEL (0858) 55-0321(代)

商 品	231216501
数 量	
金 額	

輕油稅	6512	內当月消費稅	592
-----	------	--------	-----

税区

※：内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記をお願いします。

鳥取銀行 赤碕出張所
山陰合同銀行 赤碕出張所

口座名 有限会社赤碕石油店

前月ご請求額		ご入金額		調整額		差引繰越額		当月お買上額		当月ご請求額	
					0		0		6512		6512

普通Na0018267
普通Na2029135

米子信用金庫 赤碕出張所

当座No.0000564

CBY
(031997)
00056-00056

② $6.5/2 \text{ A} \times 0.9 = \underline{\underline{2.925 \text{ A}}}$

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 61

伊藤 たもつ 議員事務所

12 月分				氏 名 永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	月	4		17	水	4	
2	火	4		18	木	4	
3	水	4		19	金	4	
4	木	4		20	土		
5	金	4		21	日		
6	土			22	月	4	
7	日			23	火	4	
8	月	4		24	水	4	
9	火	4		25	木	4	
10	水	4		26	金	4	仕事納め
11	木	4		27	土		
12	金	4		28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	4		31	水		
16	火	4		合計		(A) 80	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金

円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 7 年 12 月 26 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

事務所費(1/16)

NO 62

領 収 証

伊 藤 保

様

No. _____

★

¥ 165,000-

但

8年1月分～3月分家賃

2026年1月16日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

150,000

消費税額等(10%)

15,000

登録番号 T5270001005355

鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地

株式会社 わかまつ

代表取締役 川瀬光知夫



$$\textcircled{A} 165,000 \text{円} \times 0.9 = \underline{\underline{148,500 \text{円}}}$$

電気ご使用量のお知らせ

令和 8 年 1 月 19 日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005035#

令和 8 年 1 月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯 A
ご使用期間	12月15日 ~ 1月15日 (日数32日)
今月検針日	1月16日 翌月検針日 2月16日
お支払期日	2月16日 振替予定日 1月27日
ご請求額	3,380 円
うち消費税等相当額	307 円
燃料費等調整単価 (1月分)	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh -152.11 円 -10.12 円

ご使用量	117 kWh
前月	28日間 118 kWh
前年同月	31日間 137 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力量料金	3,340.50円
燃料費等調整額	-1,184.35円
再エネ発電賦課金	465 円
事務所費(1/27)	
NO 40	

@ 3,380円 × 0.9 = 3,042円	
-------------------------	--

託送料金相当額	1,194円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	5.85円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、令和 8 年 1 月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred	3,380 円	振替日 Date transferred	1月27日
課税(10%)対象額	3,380 円	うち消費税等相当額	307円
ご指定金融機関			
ご指定預金口座			

口座名義 *****	
電気料金の ご契約	お客さま名 伊藤 保事務所 様
	ご契約番号 伊藤 従量電灯 A
	1 金 額 3,380 円 うち消費税等相当額 307 円
	うち再エネ発電賦課金 465 円
	料金算定期間 12月15日 ~ 1月15日 検針日 1月16日
2	お客さま名
	ご契約番号 契種
	金 額 うち消費税等相当額
	うち再エネ発電賦課金 検針日
3	料金算定期間
	お客さま名
	ご契約番号 契種
	金 額 うち消費税等相当額
4	うち再エネ発電賦課金
	料金算定期間
	検針日
	検針日

【ご案内】

1. ご契約の開始、廃止等の場合には、
2. 基本料金がある契約については、
3. お支払期日(検針日の翌日から3日以内)の直後に支払義務の発生いたします。ご家庭や商店などの低圧利用については、
4. ご請求内訳には消費税等相当額が記載されています。
5. 「ぐつとずつと、プラン」をご契約の場合は、
6. ご請求額は、ご契約の変更等で、

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.2円/1kWhが加算されています。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
中国電力エリアで電気を使用されている場合は、

約0.03%)の延滞利息を原則として、
延滞利息をご請求いたしません。
料金とあわせてご請求させて

を含む。

印紙税申告
付につき払戻
税務署申請済



Energia

中国電力株式会社
登録番号 T4240001006753



本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

電気ご使用量のお知らせ

令和 8 年 1 月 19 日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005035#

令和 8 年 1 月 分	
ご契約名義	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	12月15日 ~ 1月15日 (日数32日)
今月検針日	1月16日 翌月検針日 2月16日
お支払期日	2月16日 振替予定日 1月27日
ご請求額	3,491 円
うち消費税等相当額	317 円
燃料費等調整単価 (1月分)	1kWhにつき -10.12 円

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月 28日間	0 kWh
前 年 同 月 31日間	34 kWh

ご請求内訳	
基本料金	3,491.76円
電力量料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円
事務所費(1/27) NO 64	

$\textcircled{A} 3,491.76 \times 0.9 = 3,141.58$	
--	--

託送料金相当額	-
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くうとずっと。プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号
ご契約種別 低圧電力

令和 8 年 1 月 分

領収金額 3,491 円
うち消費税等相当額 317 円

印紙税申告納
付につき広島県
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 1 月 27 日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

事務所費(1/19)

NO 66

689-2501

琴浦町赤碕

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕
1967-12

伊藤たもつ 事務所

(有) 赤碕石油店
セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号 T8270002009699

締日:令和 8 年 1 月 20 日

ご入金予定日:令和 8 年 1 月 31 日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税別)	金 額 (税込)	税 区	給 油 S S 名
1 13	3565	001		灯油 【 課税商品 】 標準税率10% 【 消費税等 】 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	4000	148	6512 6512 592 6512		

領 収 証

003031

令和 8 年 1 月 29 日

領収金額

内訳	税抜金額	円	10%消費税	592	円
商品代	税抜金額	円	8%消費税		円

収 入
印 紙但し
上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

④512A×0.9=5,860A

登録番号 T8270002009699

コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12

TEL (0858) 55-0321(代)

商品 数量 金額	20121001
----------------	----------

経 理 印	係 印
-------	-----

内 訳	現金
	小切手
	手 形
	振 込

税区

非:消費税等非課税商品

*:内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記をお願いします。

鳥取銀行 赤碕出張所

普通№0018267

米子信用金庫

赤碕出張所

当座№0000564

山陰合同銀行 赤碕出張所

普通№2029135

口座名 有限会社赤碕石油店

CBV

(031997)

00057-01475

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO

67

伊藤 たもつ 議員事務所

1 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	木			17	土		
2	金			18	日		
3	土			19	月	4	
4	日			20	火	4	
5	月	4	仕事始め	21	水	4	
6	火	4		22	木	4	
7	水	4		23	金	4	
8	木	4		24	土		
9	金	4		25	日		
10	土			26	月	4	
11	日			27	火	4	
12	月		成人の日	28	水	4	
13	火	4		29	木	4	
14	水	4		30	金	4	
15	木	4		31	土		
16	金	4		合計	(A)	76	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 1 月 30 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

調査研究費(2/3)

NO 68

No.358634

2026/02/03 08:18

TOTTORI City Hotel

NKC 鳥取シティホテル

〒680-0055 鳥取県鳥取市戎町471

TEL (0857) 27-6211

FAX (0857) 27-6217

<http://tottori-cityhotel.jp/>

領収書

Receipt

T4270001000563

ご芳名 伊藤 保 様

ご利用部屋 952

ご利用人数 1人

到着 2026/02/02

出発 2026/02/03

宿泊日数 1泊

[ご利用明細 (EXPLANATION)]

宿泊代 1 ¥6,500

朝食代 1 ¥1,500

駐車場 1 ¥600

合計 ¥8,600

10%対象 ¥8,600

(内消費税) ¥782

クレジット ¥8,600

→ 対象経費



ご利用誠にありがとうございます。

またのご利用をお待ちしています。

HOTEL 従業員一同

2月2~3日

新年度予算政策審査

悪天候が想定地

各々宿泊

$$\textcircled{2} \quad 8,600A \times 1.0 = 8,600A$$

$$\textcircled{2} \quad 6,500A \times 1.0 = 6,500A$$

資料購入費(2/5)

NO 49



領 収 証

一金 2,100 円也

これは全国農業新聞購読料(令和7年10月～12月分)
として上記金額正に領収致しました。

令和8年 2 月 5 日

伊藤 保 様

琴浦町農業委員会

会長 福田 昌治



$$\textcircled{A} \quad 2,100 \text{ A} \times 1.0 = \underline{\underline{2,100 \text{ A}}}$$

郵便

NO 20

6

添付資料

料金受取人払郵便

鳥取中央局
承認

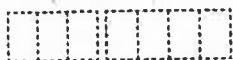
8317

差出有効期間
2027年6月30
日まで

返信

郵便切手は
ありません

鳥取中央局 私書箱第58号
鳥取市富安二丁目一三七
新日本海新聞社
日本海政経懇話会事務局 行



郵便往復はがき

6892503

鳥取中央局

料金後納
郵便

東伯郡琴浦町松谷 353

鳥取県議会
議員

伊藤 保 様

日本海政経懇話会2025

11月特別例会のご案内

東部特別例会、中部特別例会を下記の通り開催します。



講師 HOMMA Group代表取締役 CEO
本間 毅 氏

演題 「Connecting dots
～グローバルなスタート
アップの起業ストーリー～」

【東部会場】

日時 11月19日(水) 午後1時30分から
場所 とりぎん文化会館・第1会議室
(鳥取市尚徳町101-5)



講師 脚本家、日本脚本家連盟副理事長
羽原 大介 氏

演題 「ドラマと経済」

【中部会場】

日時 11月27日(木) 午前10時30分から
場所 新日本海新聞社中部本社2階ホール
(倉吉市上井町1-156)

会員の皆さまはいずれの会場でも参加できます。
会員制ですが代理出席できます。当日は必ず本状をご持参ください。

日本海政経懇話会2025

東部特別例会、中部特別例会

会員名を記入の上、ご出席(代理出席)・ご欠席の
いずれかに○印を付けてください。

会員名

伊藤 保

ご出席
(中部)

伊藤 保

ご欠席

・本間 毅氏 (HOMMA Group代表取締役 CEO)

☐ 東部例会【11月19日(水)】

・代理出席 (ご芳名)

・羽原 大介氏 (脚本家、日本脚本家連盟副理事長)

☐ 中部例会【11月27日(木)】

代理出席 (ご芳名)

※11月11日(火)までにご返送願います

◆講師への質問があればご記入ください。

本間 毅氏

NO

羽原大介氏

添付資料

日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総 則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は倉吉市上井町1丁目156、新日本海新聞社中部本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会 員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会 費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支 部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位に開催する。

■ 第5章 役 員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部(本社)

新日本海新聞社本社
地域プロデュース局ビジネス支援部内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891
E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋155-1
TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544
E-mail: tajima@nnn.co.jp

中部支部(中部本社)

新日本海新聞社中部本社
地域プロデュース局ビジネス支援課内
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310
E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部(西部本社)

新日本海新聞社西部本社
地域プロデュース局ビジネス支援課内
〒683-8520 米子市阿三柳3060番地
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817
E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

領収書

伊藤 保

様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 27.5g
@140 8通 ¥1,120

小 計 ¥1,120

郵便物引受合計通数 8通
課税計(10%) ¥1,120
(内消費税等(10%) ¥101
非課税計 ¥0

合計 ¥1,120
お預り金額 ¥1,120

事 務 費(2/16)

NO 71



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 2月16日 10:47
発行No. 260216A6254 端N88箱01
連絡先: 赤碓郵便局
TEL: 0858-55-0017

$$\textcircled{A} 1120A \times 0.9 = \underline{\underline{1.008A}}$$

電気ご使用量のお知らせ

令和 8 年 2 月 17 日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-005003#

令和 8 年 2 月 分			
ご契約名称	伊藤 保事務所 様		
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷 5 みなとビル 2F-4		
ご契約番号 (供給地点特定番号)	[REDACTED]		
ご契約種別	低圧電力		
ご契約電力	6kW (力率) 90%		
ご使用期間	1月16日～ 2月15日 (日数31日)		
今月検針日	2月16日	翌月検針日	3月16日
お支払期日	3月18日	振替予定日	2月26日
ご請求額	3,491 円		
うち消費税等相当額	317 円		
燃料費等調整単価 (2月分)	1kWhにつき -14.60 円		

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前月	32日間 0 kWh
前年同月	32日間 12 kWh

ご請求内訳	
基本料金	3,491.76円
電力料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円
事務所費(2/26)	
NO 70	

$$\textcircled{3,491.76 \times 0.9 = 3,141.58}$$

託送料金相当額	-
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲4.5円、高圧▲2.3円)を含みます。

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっかずと、プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【託送料金相当額について】

電気料金には、託送料金相当額10.21円/kWh(賠償負担金相当額0.04円/kWh、廃炉円滑化負担金相当額0.01円/kWhを含む。)を含みます。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平均単価です。単価には消費税等相当額を含んでおります。

電気料金領収証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号 [REDACTED]
ご契約種別 低圧電力

令和 8 年 2 月 分

領収金額 3,491 円
うち消費税等相当額 317 円

印紙税申告納
付につき広島東
税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 2月 26日に領収させていただきました。

本書は、過払請求書(インボイス)ではありません。

事務所費(2A6)

NO

74

689-2501

琴浦町赤碕

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕

1967-12

伊藤たもつ 事務所

(有) 赤碕石油店

セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号

T8270002009699

締日:令和 8 年 2 月 20 日

ご入金予定日:令和 8 年 2 月 28 日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
1 29	4532	001		灯油 【 課税商品 】 標準税率10% 【 消費税等 】 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	4000	148	6512 6512 592 6512		

領 収 証

003153

令和 8 年 2 月 23 日

伊藤たもつ 事務所 殿

領収金額

4 6 5 1 2

(内訳) 税抜金額 円 10%消費税 592 円
商品代 税抜金額 円 8%消費税 円

収 入
印 紙

但し

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

① 6512A x 0.9 = 5860A

登録番号 T8270002009699

コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12

TEL (0858) 55-032-1(代)

商 品
数 量
金 額

231216501

経 理 印 係 印

内 現 金 ¥
小切手 ¥
手 形 ¥
振 込 ¥

軽 油 税

0314

6512

592

税 区

非:消費税等非課税商品

*:内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記をお願いします。

鳥取銀行

赤碕出張所

普通№0018267

米子信用金庫

赤碕出張所

当座№0000564

山陰合同銀行

赤碕出張所

普通№2029135

口座名 有限会社赤碕石油店

CBV

(031997)

00057-01547

6221A333-33-000808-A

事務費(2/27)

NO 75

領収書

伊藤 保

様

[証紙切手引受]	
第一種定形外(規格内)	27.5g
@140 12通	¥1,680
小計	¥1,680
郵便物引受合計通数	12通
課税計(10%)	¥1,680
(内消費税等(10%))	¥152
非課税計	¥0
合計	¥1,680
お預り金額	¥1,680



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 2月27日 9:18
発行No. 260227A6406 端N88箱01
連絡先: 赤碕郵便局
TEL: 0858-55-0017

$$@ 1680A \times 0.9 = \underline{\underline{1512A}}$$

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO 76

伊藤 たもつ 議員事務所

2 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	日			17	火	4	
2	月	4		18	水	4	
3	火	4		19	木	4	
4	水	4		20	金	4	
5	木	4		21	土		
6	金	4		22	日		
7	土			23	月		天皇誕生日
8	日			24	火	4	
9	月	4		25	水	4	
10	火	4		26	木	4	
11	水		建国記念日	27	金	4	
12	木	4		28	土		
13	金	4					
14	土						
15	日						
16	月	4		合計	(A)	72	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 2 月 27 日

氏名

永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

電気ご使用量のお知らせ

令和 8年 3月 17日
(P. 1)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード YIFH-004955#

119 kWh

令和 8年 3月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (伝送地点特定番号)	
ご契約種別	従量電灯A
ご使用期間	2月16日 ~ 3月15日 (日数28日)
今月検針日	3月16日 翌月検針日 4月15日
お支払期日	4月15日 振替予定日 3月26日
ご請求額	2,912 円
うち消費税等相当額	264 円
燃料費等調整単価 (3月分)	0~15kWhまで 16kWh以上の1kWh -217.69 円 -14.50 円

ご使用量	119 kWh
前月	31日間 140 kWh
前年同期	28日間 130 kWh

ご請求内訳	
最低料金	759.68円
電力基本料金	3,406.00円
燃料費等調整額	-1,725.69円
再エネ発電賦課金	473 円
事務所費(8/26)	
NO 77	

@ 2912円 x 0.9 = 2620円

託送料金相当額	1,214 円
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	5.95 円

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。
なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲4.5円、高圧▲2.3円)を含みます。

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

下記のとおり、令和 8年 3月分の電気料金を領収いたしました。

振替額 Amount transferred 2,912 円 振替日 Date transferred 3月26日
課税(10%)対象額 2,912 円 うち消費税等相当額 264円

ご指定金融機関
ご指定預金口座
口座名義 *****

電気料金のご契約	お客さま名	伊藤 保事務所 様	契約種別	従量電灯A
	ご契約番号		契約額	2,912 円
	金 額	2,912 円	うち消費税等相当額	264 円
	うち再エネ発電賦課金	473 円		
	料金算定期間	2月16日 ~ 3月15日	検針日	3月16日
2	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約額	
	金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	
3	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約額	
	金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	
4	お客さま名		契約種別	
	ご契約番号		契約額	
	金 額		うち消費税等相当額	
	うち再エネ発電賦課金			
	料金算定期間		検針日	

〔ご案内〕

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使
- 基本料金がある契約については、ひと
- お支払期日(検針日の翌日から30日)
お支払いの直後に支払義務の発生す
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給
- ご請求内訳には消費税等相当額を含
- 「ぐつとずっと、プラン」をご契約のお客
いただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際

0.03%)の延滞利息を原則として、

延滞利息をご請求いたしません。

金とあわせてご請求させて

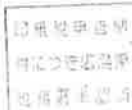
)を含みます。

〔託送料金相当額について〕

電気料金には、託送料金相当額10.21円
詳しくは当社ホームページをご覧ください

中国電力エリアで電気を使用されている場合の平

本書は、連絡請求書(インボイス)ではありません



中国電力株式会社
登録番号: T4240001006753



中国電力株式会社

電気ご使用量のお知らせ

令和 8年 3月 17日
(P. 2)

中国電力株式会社

鳥取 取扱店 0120-181-210

社用コード

YIFH-004955#

令和 8年 3月 分	
ご契約名称	伊藤 保事務所 様
ご使用場所	東伯郡琴浦町大字松谷5 みなとビル 2F-4
ご契約番号 (供給地点特定番号)	
ご契約種別	低圧電力
ご契約電力	6kW (力率) 90%
ご使用期間	2月16日～3月15日 (日数28日)
今月検針日	3月16日 翌月検針日 4月15日
お支払期日	4月15日 振替予定日 3月26日
ご請求額	3,491 円
うち消費税等相当額	317 円
燃料費等調整単価 (3月分)	1kWhにつき -14.50 円

ご使用量	0 kWh
うちその他季	0 kWh
うち夏季	0 kWh
前 月	31日間 0 kWh
前 年 同 月	28日間 0 kWh

ご請求内訳	
基本料金	3,491.76円
電力量料金	0.00円
燃料費等調整額	0.00円
再エネ発電賦課金	0 円
事務所費(1/26)	
NO	78

@ 3.4917 × 0.9 = 3.1417	
-------------------------	--

託送料金相当額	-
賠償・廃炉円滑化負担金相当額	-

燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

なお、今月分の燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援(低圧▲4.5円、高圧▲2.3円)を含みます。

【ご案内】

- ご契約の開始、廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算いたします。
- 基本料金がある契約については、ひと月の電気ご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。
- お支払期日(検針日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を原則として、お支払いの直後に支払義務の発生する料金とあわせてご請求させていただきます。
ただし、ご家庭や商店などの低圧供給のお客さまにつきましては、お支払期日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息をご請求いたしません。
- ご請求内訳には消費税等相当額を含んでおります。
- 「くっ」とずっと、プラン」をご契約のお客さまにつきましては、検針結果のお知らせ発行手数料(55円(税込)/月)を当月分の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- ご請求額は、ご契約の変更等で、実際の金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

電 気 料 金 領 収 証

伊藤 保事務所 様

ご契約番号

ご契約種別

低圧電力

令和 8年 3月 分

領収金額

うち消費税等相当額

3,491円

317円

印紙税申告納

付につき広島県

税務署承認済

◎上記金額をご指定口座から 3月 26日に領収させていただきました。

本書は、適格請求書(インボイス)ではありません。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 氷 言

No. 5

689-2503

事務費(5/26)

2026 年 2 月 25 日 締切分 (25)

登録番号 T-3270002009547

東伯郡琴浦町松谷5-1

NO 79

(有) ふ じ も と

伊藤たもつ事務所 御中

代表取締役 金田 一郎

鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

電話(0858) 53-1318

FAX (0858) 53-2003

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
1,718	1,718	0	1,100	¥1,100

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
26/ 1/27	11387	MP C3004RCパフォーマンスタージ料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		2/20~1/20				
		機番: 119381				
		消費税等10.0%				100
26/ 1/29	8268	[入金(現金)]				[1,718]
		【合 計】				1,100
		(内消費税等10.0%)				(100)
		税率 10.0				
		課税対象額 ¥1,000				
		消費税等 ¥100				

領 収 証

伊藤たもつ事務所 様

2026 年 3 月 26 日

金 額	¥1,100
-----	--------

上記の通り正に領収致しました
但し

種 類	期 日	金 額
現金		
小切手		
手 形		
相 殺		
合 計		

収
入
印
紙

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社 ふ じ も と

T689-2301 鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

登録番号:T3270002009547

TEL(0858)53-1318
FAX(0858)53-2003

係 印

※ 社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

@ 1,100A x 0.9 = 990A

2026 年 3 月 25 日 締切分 (25)

689-2503

事務費(8/46)

東伯郡琴浦町松谷5-1

NO

80

登録番号 T-3270002009547

(有) ふ じ も と

代表取締役 金田 一郎

伊藤たもつ事務所 御中

鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

電話(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003

TEL:0858-55-2340

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
1,100	0	1,100	1,100	¥2,200

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
26/ 3/ 5	12014	MP C3004RC ^ハ フォーマンスチャーシ ^シ 料 10.0%	1.0		1,000.0	1,000
		1/20~2/20				
		機番: 119381				
		消費税等10.0%				100
		【合 計】				1,100
		(内消費税等10.0%)				(100)
		税率 課税対象額 消費税等				
		10.0 ¥1,000 ¥100				

領 収 証

伊藤たもつ事務所

様

2026 年 3 月 26 日

金 額

¥1,100

上記の通り正に領収致しました
但し

金 額	内 訳
種類	期 日
現金	
小切手	
手 形	
相 殺	
合 計	

収
入
印
紙

OA 機器・スチール家具・総合事務用品

有限会社

ふ じ も と

〒689-2301

鳥取県東伯郡琴浦町八幡452

TEL(0858)53-1318

FAX(0858)53-2003

登録番号:T3270002009547

係 印

※社印、係印のないもの及び金額を訂正したものは無効ですから御注意下さい

@1100 Ax 0.9 = 990 A

事務所費(1/16)

NO

8/

689-2501

琴浦町赤碕

689-2501

鳥取県 東伯郡 琴浦町 大字赤碕
1967-12

伊藤たもつ 事務所

(有) 赤碕石油店
セルフ赤碕 SS

0858-55-0321

登録番号 T8270002009699

締日:令和 8年 3月 20日

ご入金予定日:令和 8年 3月 31日

ご利用 月日	伝票番号	車号	車番	商 品	数 量	単 価 (税抜) 円	金 額 (税込) 円	税 区	給 油 S S 名
3	5	1546	001	灯油 【 課税商品 】 標準税率10% 【 消費税等 】 内標準税率10% ** 当月お買上計 **	4000	148	6512 6512 592 6512		

領 収 証

003260

伊藤たもつ事務所

殿

令和 8年 3月 26日

領収金額

百万

千

百

十

円

(内訳 税抜金額 円 10%消費税 592 円)
(商品代 税抜金額 円 8%消費税 円)収 入
印 紙

但し

上記金額正に領収致しました。
※消費税には地方消費税が含まれています。

④ 6,512 A x 0.9 = 5,860 A

登録番号 T8270002009699

コスモ石油株式会社赤碕給油所

有限会社 赤碕石油店

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1967-12

TEL (0858) 55-0321(代)

経 理 印	係 印

内 訳	現 金 円
	小切手 円
	手 形 円
	振 込 円

商 数	231216501
金 額	

軽 油 税	6512	6512
内当月消費税	592	592

税区

非:消費税等非課税商品

※:内税商品単価は空白

お振込みの場合は、下記にお願いします。

鳥取銀行

赤碕出張所

普通No.0018267

米子信用金庫

赤碕出張所

当座No.0000564

山陰合同銀行

赤碕出張所

普通No.2029135

口座名 有限会社赤碕石油店

CBV

(031997)

00055-01451

6321B912-33-000761-A

資料購入費(48)

NO 82



領 収 証

一金 2,100 円也

これは全国農業新聞購読料(令和8年1月~3月分)
として上記金額正に領収致しました。

令和8年 3 月 28 日

伊藤 保 様

琴浦町農業委員会

会長 福田 昌治



@ 2,100 A X 1.0 = 2,100 A

領収書

伊藤 保 様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 24.5g
①140 21通 ¥2,940

小 計 ¥2,940

郵便物引受合計通数 21通
課税計(10%) ¥2,940
(内消費税等(10%) ¥267)
非課税計 ¥0

合計 ¥2,940

お預り金額 ¥5,000

おつり ¥2,060



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 3月31日 15:12
発行No. 260331A0161 端N88箱01
連絡先: 赤碓郵便局
TEL: 0858-55-0017

事務費(お預り)

NO 88

$$@ 2,940A \times 0.9 = \underline{\underline{2,646A}}$$

政務活動業務 勤務実績表・領収書

NO

84

伊藤 たもつ 議員事務所

3 月分				氏 名			
				永田 頼行			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	日			17	火	4	
2	月	4		18	水	4	
3	火	4		19	木	4	
4	水	4		20	金		春分の日
5	木	4		21	土		
6	金	4		22	日		
7	土			23	月	4	
8	日			24	火	4	
9	月	4		25	水	4	
10	火	4		26	木	4	
11	水	4		27	金	4	
12	木	4		28	土		
13	金	4		29	日		
14	土			30	月	4	
15	日			31	火	4	
16	月	4		合計	(A)	84	(B) 0

手当(通勤、期末等)

0 円

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

伊藤 たもつ

金 円(C)

左記金額を領収いたしました。

令和 8 年 3 月 31 日

氏名 永田 頼行

[政務活動費充当計算]

☐ 政務活動勤務時間が明確に区分できる場合

総支給額(C)[円] × (B) / (A) = 円

☒ 政務活動勤務時間が明確に区分できない場合

総支給額(C)[円] × 9 / 10 = 円

※按分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名: 伊藤 保

領収書等番号: 85

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係 (県議会民主とつとり)	25,180	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,343	収支決算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	3,810	収支決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	5,324	収支決算書のとおり
中部振興議員連盟	2,345	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	380	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	43,382	

※1)会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2)「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

7年度 燃料費計上額整理簿(No1)

議員名

伊藤 たもつ

〔燃料費総支出額〕

月日	支出額
4月13日	5,264 円
4月20日	4,324 円
4月23日	4,440 円
4月29日	4,810 円
5月8日	4,810 円
5月15日	5,180 円
5月26日	4,734 円
6月1日	4,424 円
6月6日	4,576 円
6月12日	4,576 円
6月20日	4,576 円
6月27日	5,034 円
7月4日	5,012 円
7月12日	5,012 円
7月19日	4,654 円

月日	支出額
7月25日	4,654 円
7月31日	4,117 円
8月4日	4,833 円
8月9日	4,296 円
8月13日	4,869 円
8月18日	4,475 円
8月31日	4,000 円
9月3日	5,191 円
9月13日	4,976 円
9月20日	5,012 円
9月25日	3,922 円
9月30日	4,654 円
10月10日	5,084 円
10月17日	4,117 円
合計(A)	135,626 円

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(B)	km
当年度末の累計走行キロ数(オドメーター表示数値)(C)	km
当年度の総走行距離(D) [(C)-(B)]	km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離(E)	km
その他控除すべき走行距離(F)	km
総走行距離から控除すべき走行距離(G) [(E)+(F)]	km

〔燃料費充当計算〕

(A) [135,626 円] × $\frac{(D) [\text{km}] - (G) [\text{km}]}{(D) [\text{km}]}$
× 按分率 [/] = []
(上限 1/2)

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

【様式】

7年度 燃料費計上額整理簿 (No2)

議員名

伊藤 たもつ

領収書等番号：

〔燃料費総支出額〕

月日	支出額
10月23日	4,833 円
10月28日	4,475 円
11月4日	4,475 円
11月10日	5,012 円
11月20日	4,350 円
11月26日	4,681 円
12月1日	4,225 円
12月9日	4,732 円
12月15日	3,920 円
12月21日	4,097 円
12月26日	4,428 円
1月2日	3,000 円
1月7日	4,346 円
1月12日	3,936 円
1月18日	3,652 円

月日	支出額
1月23日	3,280 円
1月29日	4,264 円
2月2日	4,029 円
2月7日	3,936 円
2月13日	4,100 円
2月20日	4,264 円
2月27日	4,312 円
3月5日	3,772 円
3月13日	3,000 円
3月25日	4,250 円
3月30日	4,888 円
	円
	円
	円
合計(A)	108,257 円

〔自家用自動車の総走行距離〕

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（B）	61,195 km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）（C）	85,896 km
当年度の総走行距離（D）[(C)-(B)]	24,701 km

〔総走行距離から控除すべき走行距離〕

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離（E）	6,666 km
その他控除すべき走行距離（F）	km
総走行距離から控除すべき走行距離（G）[(E)+(F)]	6,666 km

〔燃料費充当計算〕

$(A) [243,883 \text{ 円}] \times \frac{(D) [24,701 \text{ km}] - (G) [6,666 \text{ km}]}{(D) [24,701 \text{ km}]}$	
$\times \text{按分率} [1 / 2] = [89,033 \text{ 円}]$	
(上限 1/2)	

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期途中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

NO 86

添付資料

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 4月13日 18:30
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリア

出光ゼアス P-2(内)
28.00 L 8188.0 5264円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1506円)

合計 5,264円
(内、消費税等(10.00%) 479円)
(内、P支払可能金額 5,264円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,736円
5千円: 736円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 4月20日 14:04
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリア

出光ゼアス P-2(内)
23.00 L 8188.0 4324円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1237円)

合計 4,324円
(内、消費税等(10.00%) 393円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,676円
5千円: 676円

7501007212994431-00000-00
伝No: 15032 担当:0005 門脇 匠

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 4月23日 08:32
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリア

出光ゼアス P-5(内)
24.00 L 8185.0 4440円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1291円)

合計 4,440円
(内、消費税等(10.00%) 404円)
(内、P支払可能金額 4,440円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,560円
5千円: 560円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 4月29日 09:25
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリア

出光ゼアス P-2(内)
26.00 L 8185.0 4810円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1399円)

合計 4,810円
(内、消費税等(10.00%) 437円)
(内、P支払可能金額 4,810円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,190円
5千円: 190円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 5月15日
11:33

ウエ 伊藤保 様
ヤマハブリカ

出光ゼアス P-2(内)
28.00 L 8185.0 5180円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1506円)

合計 5,180円
(内、消費税等(10.00%) 471円)
(内、P支払可能金額 5,180円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,820円
6千円: 820円

NO 86

添付資料

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 5月 8日
19:24

ウエ 伊藤保 様
ヤマハブリカ

出光ゼアス P-2(内)
26.00 L 8185.0 4810円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1399円)

合計 4,810円
(内、消費税等(10.00%) 437円)
(内、P支払可能金額 4,810円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,190円
5千円: 190円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 5月26日
07:56

ウエ 伊藤保 様
ヤマハブリカ

出光ゼアス P-2(内)
25.30 L 8180.0 4734円
(内、ガソリン税 853.80 1415円)

合計 4,734円
(内、消費税等(10.00%) 430円)
(内、P支払可能金額 4,734円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,266円
5千円: 266円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る



領収書

売上
株式会社JA中央サービス
セルフ遠東給油所
鳥取県東伯郡琴浦町遠東813-1
TEL:0858-53-0928 SS:6002508181
登録番号:T9270001005236
2025/06/01(日)18:53
上 伊藤保 様

現金フリー 手
区分 10
No.8191 P-04
レギュラーガソリン
24.58L/リ @180.0 ¥4424
合計 ¥4,424
(内10%消費税等 ¥402
10%税込金額 ¥4,424)
お預り ¥5,000
お釣り ¥576

ご来店ありがとうございます★
現金会員、募集中！！
7/7までお気軽に(*'▽')ノ☆

係員:遠東給油所 リートNo.2031 01



領収書

apollo station

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 6月 6日 13:44
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-2(内)
26.00L @176.0 4576円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1399円)

合計 4,576円
(内、消費税等(10.00%) 416円)
(内、P支払可能金額 4,576円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,424円
5千円: 424円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る飲びを



領収書

印 紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 6月12日 17:56
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-2(内)
26.00L @176.0 4576円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1399円)

合計 4,576円
(内、消費税等(10.00%) 416円)
(内、P支払可能金額 4,576円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,424円
5千円: 424円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る飲びを



領収書

印 紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 6月20日 17:06
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-2(内)
26.00L @176.0 4576円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1399円)

合計 4,576円
(内、消費税等(10.00%) 416円)
(内、P支払可能金額 4,576円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,424円
5千円: 424円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る飲びを



領収書

印 紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 6月27日 12:52
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-1(内)
26.60L @176.0 5034円
236.00
(内、ガソリン税 @53.80 1538円)

合計 5,034円
(内、消費税等(10.00%) 458円)
(内、P支払可能金額 5,034円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,966円
6千円: 966円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 7月 4日 12:31
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリク

出光ゼアス P- 2(内)
28.00 L 179.0 5012円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1506円)

合計 5,012円
(内、消費税等(10.00%) 456円)
(内、P支払可能金額 5,012円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,988円
6千円: 988円



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 7月12日 14:52
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリク

出光ゼアス P- 5(内)
28.00 L 179.0 5012円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1506円)

合計 5,012円
(内、消費税等(10.00%) 456円)
(内、P支払可能金額 5,012円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,988円
6千円: 988円

オイル
アポロ

添付資料

NO 86



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 7月19日 17:41
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリク

出光ゼアス P- 2(内)
28.00 L 179.0 4654円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1399円)

合計 4,654円
(内、消費税等(10.00%) 423円)
(内、P支払可能金額 4,654円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,346円
5千円: 346円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 7月25日 08:30
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリク

出光ゼアス P- 1(内)
26.00 L 179.0 4654円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1399円)

合計 4,654円
(内、消費税等(10.00%) 423円)
(内、P支払可能金額 4,654円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,346円
5千円: 346円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年 7月31日 13:58
ウエ 伊藤保 様
キャッシュリク

出光ゼアス P- 2(内)
23.00 L 179.0 4117円
01200.00
(内、ガソリン税 853.80 1237円)

合計 4,117円
(内、消費税等(10.00%) 374円)
(内、P支払可能金額 4,117円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,883円
5千円: 883円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 8月 4日 19:36
ウエ 伊藤 保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-1(内)
27.00 L @179.0 4833円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1453円)

合計 4,833円
(内、消費税等(10.00%) 439円)
(内、P支払可能金額 4,833円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,167円
5千円: 167円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 8月 9日 10:36
ウエ 伊藤 保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-1(内)
24.00 L @179.0 4296円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1291円)

合計 4,296円
(内、消費税等(10.00%) 391円)
(内、P支払可能金額 4,296円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,704円
5千円: 704円

NO 86

オイル
アポロ

添付資料



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 8月13日 08:23
ウエ 伊藤 保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-5(内)
27.20 L @179.0 4869円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1463円)

合計 4,869円
(内、消費税等(10.00%) 443円)
(内、P支払可能金額 4,869円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,131円
5千円: 131円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 8月18日 13:06
ウエ 伊藤 保 様
キャッシュリカ

出光ゼアス P-2(内)
25.00 L @179.0 4475円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1345円)

合計 4,475円
(内、消費税等(10.00%) 407円)
(内、P支払可能金額 4,475円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,525円
5千円: 525円



領収書

売上
株式会社JA中央サービス
セルフ遠東給油所
鳥取県東伯郡琴浦町遠東813-1
TEL:0858-53-0928 SS:6002508181
**登録番号: T0270001005236

2025/08/31(日) 13:06
上 伊藤 保 様

現金フリー 手
区分 10
No.3693 P-16
レギュラーガソリン
22.35L/ @179.0 ¥4000

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)
お預り ¥4,000
お釣り ¥0

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 9月 3日 12:29
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリ

出光ゼアス P-2(内)
29.00 L 0179.0 5191円
01200.00
(内、ガソリン税 053.80 1560円)

合計 5,191円
(内、消費税等(10.00%) 472円)
(内、P支払可能金額 5,191円)

※に消費税は加算されます※

釣銭 1万円: 4,809円
6千円: 809円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 9月13日 08:55
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリ

出光ゼアス P-2(内)
27.80 L 0179.0 4976円
01200.00
(内、ガソリン税 053.80 1496円)

合計 4,976円
(内、消費税等(10.00%) 452円)
(内、P支払可能金額 4,976円)

※ガソリン税に消費税は加算されます※

釣銭 1万円: 5,024円
5千円: 24円

オイルは
アポロス

添 付 資 料



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 9月20日 08:36
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリ

出光ゼアス P-2(内)
28.00 L 0179.0 5012円
01200.00
(内、ガソリン税 053.80 1506円)

合計 5,012円
(内、消費税等(10.00%) 456円)
(内、P支払可能金額 5,012円)

※ガソリン税に消費税は加算されます※

釣銭 1万円: 4,988円
6千円: 988円



納品書
(領収書)

株式会社ダイヤ昭石
ファンタジスタ カインズ鳥取店
鳥取県鳥取市
古海字五反田ノニ574
TEL:0857-39-1518 SS:10468-12762
登録番号: T9011101050321

領収書

2025/09/25(木) 16:44 伝票No.7796
取引通番 3763

現金フリー 伊藤保 様

現金フリー

012000 0128
レギュラーガソリン P04 ¥3922
数量 22.41L
単価 0175
鳥取店5円引き券(配布用)
(単価 5円引 適用済)
(内ガソリン税 053.8 ¥1206)

合計 ¥3,922
(内税分消費税 ¥357)
(内税10%対象 ¥3922)
(内税10%消費税 ¥357)

現金計 ¥3,922
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,078

4:0000000-0:0000000

係員: ファンタジスタカイ 02
処理日付: 2025/09/25 0128-0128
100取引
上記にて領収書に替えさせていただきます

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 9月30日 09:46
ウエ 伊藤保 様
キャッシュアリ

出光ゼアス P-1(内)
26.00 L 0179.0 4654円
01200.00
(内、ガソリン税 053.80 1399円)

合計 4,654円
(内、消費税等(10.00%) 423円)
(内、P支払可能金額 4,654円)

※ガソリン税に消費税は加算されます※

釣銭 1万円: 5,346円
5千円: 346円

NO 86

添付資料

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年10月10日 18:16

ウエ 伊藤 保 様
〒971-7701

出光ゼアス P- 2(内)
28.40 L @179.0 5084円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1528円)

合計 5,084円
(内、消費税等(10.00%) 462円)
(内、P支払可能金額 5,084円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,916円
6千円: 916円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年10月17日 19:15

ウエ 伊藤 保 様
〒971-7701

出光ゼアス P- 6(内)
23.00 L @179.0 4117円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1237円)

合計 4,117円
(内、消費税等(10.00%) 374円)
(内、P支払可能金額 4,117円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,883円
5千円: 883円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年10月23日 12:56

ウエ 伊藤 保 様
〒971-7701

出光ゼアス P- 1(内)
27.00 L @179.0 4833円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1453円)

合計 4,833円
(内、消費税等(10.00%) 439円)
(内、P支払可能金額 4,833円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,167円
5千円: 167円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2025年10月28日 17:09

ウエ 伊藤 保 様
〒971-7701

出光ゼアス P- 5(内)
25.00 L @179.0 4475円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1345円)

合計 4,475円
(内、消費税等(10.00%) 407円)
(内、P支払可能金額 4,475円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,525円
5千円: 525円

NO 86

添付資料

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



apollo
station

領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上

2025年11月4日

18:38

ウエ

キャッシュア

伊藤 保

様

出光ゼアス P-2(内)
25.00 L @179.0 4475円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1345円)

合計 4,475円
(内、消費税等(10.00%) 407円)
(内、P支払可能金額 4,475円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,525円
5千円: 525円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで



apollo
station

領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上

2025年11月10日

11:35

ウエ

キャッシュア

伊藤 保

様

出光ゼアス P-2(内)
28.00 L @179.0 5012円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1506円)

合計 5,012円
(内、消費税等(10.00%) 456円)
(内、P支払可能金額 5,012円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 4,988円
6千円: 988円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



apollo
station

領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上

2025年11月20日

12:45

ウエ

キャッシュア

伊藤 保

様

出光ゼアス P-2(内)
25.00 L @174.0 4350円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1345円)

合計 4,350円
(内、消費税等(10.00%) 395円)
(内、P支払可能金額 4,350円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,650円
5千円: 650円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



apollo
station

領収書

印紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上

2025年11月26日

08:34

ウエ

キャッシュア

伊藤 保

様

出光ゼアス P-2(内)
26.90 L @174.0 4681円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1447円)

合計 4,681円
(内、消費税等(10.00%) 426円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,319円
5千円: 319円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年12月1日 19:16
ウエ 伊藤保 様
キヤッパリカ

出光ゼアス P-1(内)
25.00 L @169.0 4225円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1345円)

合計 4,225円
(内、消費税等(10.00%) 384円)
(内、P支払可能金額 4,225円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,775円
5千円: 775円

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年12月9日 11:07
ウエ 伊藤保 様
キヤッパリカ

出光ゼアス P-2(内)
28.00 L @169.0 4732円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1506円)

合計 4,732円
(内、消費税等(10.00%) 430円)
(内、P支払可能金額 4,732円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,268円
5千円: 268円

オイル
アポ

添付資料



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年12月15日 08:02
ウエ 伊藤保 様
キヤッパリカ

出光ゼアス P-2(内)
23.90 L @164.0 3920円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1286円)

合計 3,920円
(内、消費税等(10.00%) 356円)
(内、P支払可能金額 3,920円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 6,080円
5千円: 1,080円
4千円: 80円

JA SS

領収書

売上

株式会社JA中央サービス
セルフ逢東給油所
鳥取県東伯郡琴浦町逢東813-1
TEL: 0858-53-0928 SS: 6002508181
登録番号: T9270001005236
2025/12/21(日) 15:49

上 伊藤保 様
現金フリー 手
区分 10
No. 1240 P-10
レギュラーガソリン
25.77L/リ @159.0 ¥4097

合計 ¥4,097
(内10%消費税等 ¥372
10%税込金額 ¥4,097)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,903

ご来店ありがとうございます★
現金会員、募集中!!
2ヶ月までお気軽に(*'▽')ノ☆

係員: 逢東給油所 リーNo. 3499 01

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo
station

231332

(有) 大黒石油店
東赤碕 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年12月26日 09:15
ウエ 伊藤保 様
キヤッパリカ

出光ゼアス P-2(内)
27.00 L @164.0 4428円
01200.00
(内、ガソリン税 @53.80 1453円)

合計 4,428円
(内、消費税等(10.00%) 403円)
(内、P支払可能金額 4,428円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,572円
5千円: 572円



倉 吉

納品書 (領収書)

日商有田株式会社
セルフィックス倉吉SS
鳥取県倉吉市東瀬城町403
TEL:0858-27-1950 SS-38115
登録番号: T2170001007389

2026年01月02日 20:58 伝票No.1586
通番1984

伊藤保 様 *
0-38115-0000
お買上 現金
0200
レギュラー P10 ¥3000
数量 19.87(L.)
単価 @151

合計 ¥3,000
(内税分消費税 ¥273)
(10%税込対価額 ¥3000)
(10%消費税 ¥273)
お預り ¥3,000
お釣り ¥0
0661-0661 04 2026/01/02

オイルは品質で選ぶ時代!
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤崎 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2026年 1月 7日 10:39

ウエ 伊藤保 様
キャッシュ/リカ

出光ゼアス P- 2(内)
26.50 L @164.0 4346円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 761円)

合計 4,346円
(内、消費税等(10.00%) 395円)
(内、P支払可能金額 4,346円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,654円
5千円: 654円

オイル
アポロ

添付資料



領収書

印紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤崎 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2026年 1月12日 15:39

ウエ 伊藤保 様
キャッシュ/リカ

出光ゼアス P- 2(内)
24.00 L @164.0 3936円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 689円)

合計 3,936円
(内、消費税等(10.00%) 358円)
(内、P支払可能金額 3,936円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 6,064円
5千円: 1,064円
4千円: 64円

JA SS

領収書

売上
(株) JA中央サービス
セルフ赤崎SS
鳥取県東伯郡琴浦町赤崎1918-24
TEL:0858-55-1011 SS:6002509191
登録番号: T9270001005236
2026/01/18 (日) 09:45

上 伊藤保 様
現金フリー 手
区分 10
No.8354 P-04
レギュラーガソリン
22.27L/コ @164.0 ¥3652

合計 ¥3,652
(内10%消費税等 ¥332)
10%税込金額 ¥3,652
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,348

係員: 赤崎SS ｼｰﾄNo.8252 01

オイルは品質で選ぶ時代!
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤崎 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2026年 1月23日 09:49

ウエ 伊藤保 様
キャッシュ/リカ

出光ゼアス P- 2(内)
20.00 L @164.0 3280円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 574円)

合計 3,280円
(内、消費税等(10.00%) 298円)
(内、P支払可能金額 3,280円)

ガソリン税に消費税は加算されます

オイルは品質で選ぶ時代!
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

印紙

apollo station

231332

(有) 大黒石油店
東赤崎 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730
売上 2026年 1月29日 08:42

ウエ 伊藤保 様
キャッシュ/リカ

出光ゼアス P- 1(内)
26.00 L @164.0 4264円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 746円)

合計 4,264円
(内、消費税等(10.00%) 388円)
(内、P支払可能金額 4,264円)

ガソリン税に消費税は加算されます

JA SS

領収書

売上
(株)JAいなば燃料センター
千代SS
鳥取市安長248-1
TEL:0857-23-3635 SS:6000100102
登録番号:T8270001000337
2026/02/02(月)15:40
現金 伊藤保 様

現金フリー 手
区分 10
No.5827 P-07
レギュラーガソリン
24.87L/㍓ @162.0 ¥4029

合計 ¥4,029
(内)10%消費税等 ¥366
10%税込金額 ¥4,029
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,971

ライン友だち募集中★
QR決済ご利用頂けます☆
車検予約受付中!

係員:中西 - レシートNo.0193 ul

オイルは品質で選ぶ時代!
アポロステーションオイルで走る歓びを



apollo station

領収書

印紙

(有)大黒石油店
東赤碓 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上 2026年 2月 7日

ウエ 伊藤保 様
15:36
ヤマハ17㍓

出光ゼアス P-1(内)
24.00 L @164.0 3936円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 689円)

合計 3,936円
(内、消費税等(10.00%) 358円)
(内、P支払可能金額 3,936円)

ガソリン税に消費税は加算されます

オイル
アポロ

NO 86

添付資料



apollo station

領収書

印紙

(有)大黒石油店
東赤碓 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上 2026年 2月13日

ウエ 伊藤保 様
14:16
ヤマハ17㍓

出光ゼアス P-2(内)
25.00 L @164.0 4100円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 718円)

合計 4,100円
(内、消費税等(10.00%) 373円)
(内、P支払可能金額 4,100円)

ガソリン税に消費税は加算されます

釣銭 1万円: 5,900円
5千円: 900円

オイルは品質で選ぶ時代!
アポロステーションオイルで走る歓びを



apollo station

領収書

印紙

(有)大黒石油店
東赤碓 SS
東伯郡琴浦町大字別所342
TEL 0858-55-0935

登録番号 T1270002009730

売上 2026年 2月20日

ウエ 伊藤保 様
16:40
ヤマハ17㍓

出光ゼアス P-2(内)
26.00 L @164.0 4264円
01200.00
(内、ガソリン税 @28.70 746円)

合計 4,264円
(内、消費税等(10.00%) 388円)
(内、P支払可能金額 4,264円)

ガソリン税に消費税は加算されます

JA SS

領収書

売上
株式会社JA中央サービス
セルフ遠東給油所
鳥取県東伯郡琴浦町遠東813-1
TEL:0858-53-0928 SS:6002508181
登録番号:T9270001005236
2026/02/27(金)15:10

上 伊藤保 様

現金フリー 手
区分 10
No.4382 P-04
レギュラーガソリン
26.29L/㍓ @164.0 ¥4312

合計 ¥4,312
(内)10%消費税等 ¥392
10%税込金額 ¥4,312
お預り ¥5,000
お釣り ¥688

NO 86

添付資料

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

apollo
station

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碓 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2026年 3月 5日 16:50

ウエ 伊藤保 様
〒727-0000

出光ゼアス P-5(内)
23.00 L 164.0 3772円
01200.00
(内、ガソリン税 28.70 660円)

合計 3,772円
(内、消費税等(10.00%) 343円)
(内、P支払可能金額 3,772円)

ガソリン税に消費税は加算されます

JA SS

領収書

売上

(株) J A いなば燃料センター
千代 SS

鳥取市安長248-1
TEL:0857-23-3635 SS:6000100102
登録番号:T8270001000337
2026/03/13(金)16:29
現金 伊藤保 様

現金フリー 手
区分 10
No.1560 P-13
レギュラーガソリン
15.47L/リ @194.0 ¥3000

合計 ¥3,000
(内10%消費税等 ¥273
10%税込金額 ¥3,000)
お預り ¥3,000
お釣り ¥0

ライン友だち募集中★
QR決済ご利用頂けます☆
車検予約受付中！

係員:中西 - リー No.3980 01

Fantasia
ファンタジスタ

納品書
(領収書)

アトライズエナジー株式会社
ファンタジスタ カインズ鳥取店
鳥取県鳥取市
古海字五反田ノニ574
TEL:0857-39-1518 SS:10468-12762
登録番号: T9011101050321

領収書

2026/03/25(水) 13:55 伝票No.7650
取引通番 4393

現金フリー 伊藤保 様
現金フリー

012000 7207
レギュラーガソリン P10 ¥4250
数量 25.15L
単価 169
鳥取店5円引き券(配布用)
(単価 5円引 適用済)
※会員値引 -02 適用後単価です
(燃料特売日)
(内ガソリン税 28.7 ¥722)

合計 ¥4,250
(内税分消費税 ¥386)
(内税10%対象 ¥4250)
(内税10%消費税 ¥386)

現金計 ¥4,250
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,750

4:00000000-0:00000000
係員:ファンタジスタカイ 04
処理日付:2026/03/25 7207-7207
100取引
上記にて領収書に替えさせていただきます

オイルは品質で選ぶ時代！
アポロステーションオイルで走る歓びを



領収書

apollo
station

印 紙

231332

(有) 大黒石油店
東赤碓 SS
東伯郡琴浦町大字別所 342
TEL 0858-55-0935

売上 登録番号 T1270002009730
2025年 3月30日 13:10

ウエ 伊藤保 様
〒727-0000

出光ゼアス P-2(内)
26.00 L 188.0 4888円
01200.00
(内、ガソリン税 653.80 1399円)

合計 4,888円
(内、消費税等(10.00%) 444円)
(内、P支払可能金額 4,888円)

ガソリン税に消費税は加算されます

約 1万円: 5,112円
5千円: 112円

政 務 活 動 一 覧

議員名： 伊藤 保

年月日	活動先			政務活動の内容	関連領収書 番号
	住所	活動先の名称	対応者		
7.3.30～ 7.4.5	フィンランド オーストリア	フィンランド ① 天然資源研 究所 ②森林管理コン サルタント ③ 日本大使館 ④林業協会 オーストリア ⑤ 日本大使館 ⑥林業会社 ⑥ 森林研修所	在フィンラン ド日本大使館 岡田隆大使他	フィンランド・オースト リア両国の持続可能な森 林管理、森林資源の多角 的な活用、官民連携等に ついて、説明を受けた	15
7.9.2	岡山県津山市	ザ・シロヤマテ ラス津山別邸	鳥取県・岡山県 の執行部	役員の選出、決算、予算 の審議、フィンランド・ オーストリア視察の報告 の後、鳥取県と岡山県の 林業振興について説明を 受けた。	34
7.10.20	松江市、雲南 市、奥出雲町	はたマーケット (株)加地	波多コミュニ ティ協議会木 村会長、(株)加 地の 専務 取締役	中山間地域の買い物対 策、中山間地域にあって、 自社製品で頑張る企業の 取り組みについて説明を 受けた。	44
7.10.24 ～25	北海道勇払郡 安平町	第16回全日本ホ ルスタイン共進 会会場	鳥取県内の酪 農家	鳥取県内の酪農家の激励 と応援、さらにはホルス タインの改良状況につい ての調査	45
7.11.27	東京都	厚生労働省	医政局医療経 営支援課医療 法人支援室 田川室長補佐	国が進めようとしている 地域医療連携推進法人制 度について説明を受けた	53
8.2.2～ 2.3	鳥取市	議会棟	執行部	令和7年度補正予算と令 和8年度当初予算の政調 政審で執行部から説明を 受けた	68

活動報告(国外)

議員名： 伊藤 たもつ

活動事項	鳥取県と岡山県の県境地域の共通の課題である森林行政を推進するためフィンランド及びオーストリアにおける林業をはじめとした先進的な取組等に関する調査
活動年月日	R7年3月30日(日) 鳥取空港、羽田空港、ヴァンター空港と移動 31日(月) 9:30~11:00 政務活動① 13:30~15:00 政務活動② 4月1日(火) 11:00~11:45 政務活動③ 14:00~16:00 政務活動④ 2日(水) 6:30~12:00 移動 14:00~15:00 政務活動⑤ 15:00~18:30 移動 3日(木) 8:30~12:00 政務活動⑥ 13:00~16:00 政務活動⑦ 4月4日(金) ウィーン空港、ヴァンター空港、羽田空港と移動 4月5日(土) 移動 ※日付変更線
場所	<フィンランド> ① LUKE(天然資源研究所) <ヘルシンキ> ② TAPIO(森林管理コンサルタント) <ヘルシンキ> ③ 在フィンランド日本国大使館 <ヘルシンキ> ④ フィンランド林業協会 <ヘルシンキ> <オーストリア> ⑤ 在オーストリア日本国大使館 <ウィーン> ⑥ マイヤーメルンホフ社(林業会社) <グラーツ> ⑦ ピヒル森林研修所 <グラーツ>
活動の相手方	① BIOSYS ジャパンエコシステム代表 ユッタ・カウッピ氏ほか ② TAPIO カスタムサービスディレクター 氏ほか ③ 在フィンランド日本国大使館 特命全権大使 岡田隆氏ほか ④ CEO パウラ・レヘトマキ氏ほか ⑤ 在オーストリア日本国大使館 特命全権大使 岩間公典氏ほか ⑥ マイヤーメルンホフ社 氏 ⑦ ピヒル森林研修所所長 クロンドロファー氏
活動の目的	鳥取県と岡山県の県境地域の共通課題解決に向けて、フィンランド及びオーストリアにおける林業をはじめとした先進的な取り組み等について調査を行い、今後の両県の施策立案の参考とする

活 動 の 内 容	① LUKE (ルケ) 代表ほか 4 名の研究者より聴き取りを実施。フィンランドにおける天然資源への考え方。その主となる森林の管理の方法と今後の活用についてヒアリングを行った。 ② TAPIO (タピオ) カスタムサービスディレクター、森林分析・計算部門プロダクトマネージャーに聞き取りを実施。20 年先を考えた持続可能な森林経営、シンリンシゲンインベントリ、森林経営計画など、森林管理者に提供しているソフトウェアを中心にヒアリングを行った。 ③ 在フィンランド日本国大使館 特命全権大使 岡田隆氏より、フィンランドと日本の関係や市民生活の実情等についてヒアリングを行った。 ④ フィンランド林業協会 パウラ・レトマキ CEO より、フィンランド林業協会の概要や林業のDX化等の取組状況についてヒアリングを行った。 ⑤ 在オーストリア日本国大使館 特命全権大使 岩間公典氏より、オーストリアと日本の関係や市民生活の実情等についてヒアリングを実施。 ⑥ マイヤーメルホフ林業会社 [REDACTED] 氏より、マイヤーメルンホフ林業会社の概要を聞き取るとともに、タワーヤードを活用した林業の現場と社保有の林地の管理状況を視察した。 ⑦ ピヒル森林研修所 所長 クロンドロファー氏より、ピヒル森林研修所の概要を聞き取るとともに、研修現場を視察した。
活 動 の 結 果 等	視察調査直前に、団長予定の内田博長鳥取県議が体調不良のため、参加できなくなり、急遽、私が団長として、視察調査を実施した。 <フィンランド> 第2次世界大戦後、主要な産業がないフィンランドでは国を興すためには、国土の75%を占める恵まれた森林の活用が国の重要な産業として位置づけられ、国を挙げて取り組みが進められている。したがって、産業総生産の2割が林業である。我が国の林業は、国の助成がないと成り立たないが、フィンランドでは産業として成り立っている。フィンランドは山地の起伏が少なくいという地理的条件を生かし、国を挙げてデジタル化、情報化が進められており、50 年以上前から森林についてのデータが蓄積されており、個人の土地所有者も積極的に森林の管理に参加している。ただ、フィンランドにおいても後継者対策が課題であり、人材育成に力を入れているとのこと。 森林コンサル会社 TAPIO (タピオ) から提供される最新の森林情報や技術、森林経営等の情報に対して民間の森林組合や森林所有者も強い興味を示し、年配者であっても利用しているとのこと。また、第2次世界大戦で侵略された隣国ロシアへの防衛の観点からも、国を挙げてグリーントランジション(化石燃料の脱却)を行おうとしている以外にも、その範囲は、エネルギーだけではなく、石油化学繊維や薬品にまで及びサプライチェーンの構築に取り組まれている。気候変動対策や脱炭素社会の実現に向けて取り組を強化している我が

国においても、学ぶべき点が多くあると感じた。

フィンランド林業協会のトップには、元フィンランドの大臣が就任し、木材加工、製紙、バイオエネルギーなどあらゆる企業や業界の支援をされていたが、国を挙げて、一貫した森林行政を取り組まれている思いが感じられた。

【持続可能な森林管理】

フィンランドでは、厳しい森林法に基づき、100年持続可能な森林を維持するため、伐採と植栽のバランスが厳格に管理されている。皆伐後には速やかに植栽が行われ、多様な樹種を育成することで、森林の多面的機能（木材生産、環境保全、レクリエーションなど）が維持されている。

【森林資源の多角的な活用】

木材の生産だけでなく、キノコやベリーなどの林産物の採取、森林を活用した観光等を60万人の森林所有者が楽しむなど、多角的な視点から森林資源が有効活用されている。特に、木質バイオマス発電は再生可能エネルギーの重要な柱の一つとなっている。化石燃料からエタノールやアンモニアを作るのではなく、木材から作る水素からアンモニアを生成している。

国を挙げて林業に関する研究機関や教育機関が充実しており、常に最新の知識や技術が現場に導入される仕組みが構築されている。森林所有者への情報提供や技術指導も積極的に行われている。

【官民連携】

元国の大臣経験者をフィンランド林業協会のトップに配置するなど、国、自治体、森林所有者団体、企業などが連携し、持続可能な森林管理の推進だけでなく、資源の有効活用を追求し、地域経済の活性化に取り組んでいる。

<オーストリア>

オーストリアは、日本よりも狭い国土面積、低い森林率でありながら、環境に配慮した森林施業や持続的な森林利用、低コストな森林施業などを実現し、先進的な林業を行なっている。平均63%の急傾斜な山で林業を行っている点は日本ともよく似ており、合理的な低コスト林業を進めるためにも学ぶべき点が多くある。

令和6年2月26日には日本の農林水産省とオーストリア農林・地域・水資源管理省が協力覚書に署名し、持続可能な森林経営及び木材利用に係る双方の政策に関する情報の交換、木造建築はじめ木材の利活用のイノベーションと技術に関する情報の交換、山地災害の防止と管理に関する情報の交換などの項目に関して交流を行うことを決定している。

鳥取県では平成28年より、オーストリアに林業者を研修派遣したり、ピヒル森林研修所から講師を招き、室内講義、タワーヤーダー現地実習、チェーンソー指導研修を行ったりなどの交流がある。

マイヤーメルホフ社は、国内最大の広大な森林を所有しており、作業道を自社でつくり、木の管理をし、販売をしている。

効率手的な木材の搬出のため、最新型のタワーヤーダを自社で開発して製造し、現場での活用を通して改良を進め、それを海外に向け

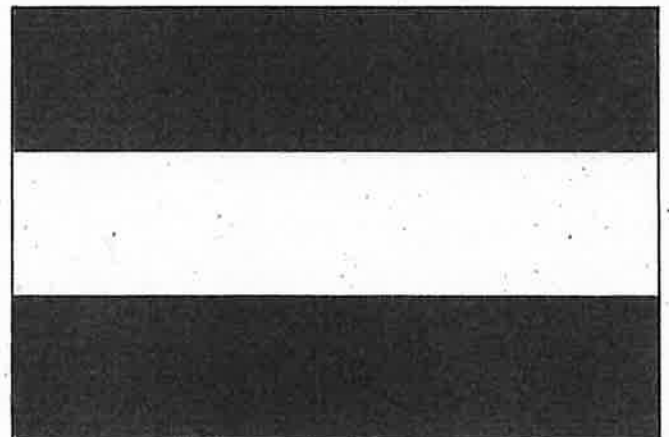
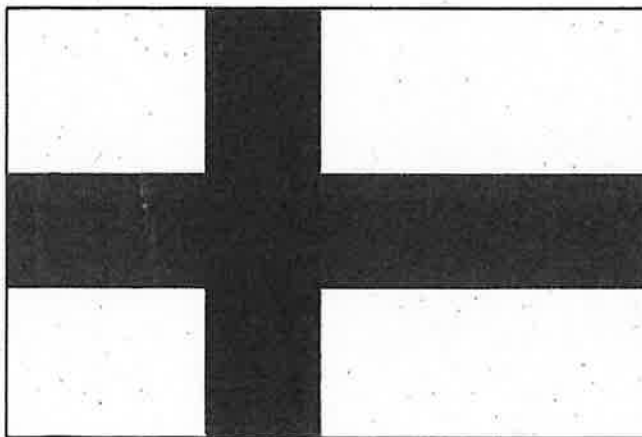
	て販売している。鳥取県内の森林組合においても、すでに導入されて活用されている。 ピピル森林研修所では、「事故のない安全な林業」「採算性のある林業」のために機械化が必要であり、そのためには森林教育が必要であるとして、技術からマネージメントまで学べる宿泊付きの研修を国と州が費用を出して行っている。林業の人手が不足している中、アマ、プロ問わず、いかに研修に来てもらってマイスター制度の認定をとってもらかなど、学校経営のための様々な工夫や仕組みについて説明と施設の案内をしていただいた。また、人材不足が進行する中、女性に向けた林業専門コースも用意されるなど新しい取り組みの報告もあった。 以前は、ピピル研修所と鳥取県との交流があったが、コロナで交流が途絶えているとのこと。また、鳥取県では平成27年からオーストリア製のタワーヤーダを中部森林組合等で導入しているが、少し時間が経っているので、現状のタワーヤーダの投資的効果と課題等を洗い出し、効率的な活用の在り方等について、森林組合の皆さんと意見交換をしながら、次世代につながる活用の在り方を、県当局等と検討をしていきたい。 また、今回の視察で、見聞したことを鳥取県議会森林、林業、林産業活性化促進議員連盟において、また、県の林政政策の中で、生かしていきたい。
関連領収書番号	A 385,454 円

NO 15

添付資料

令和6年度

鳥取・岡山県境議員連盟 海外研修



期 間 : 3月30日(日)～4月5日(土)

訪問地 : フィンランド・オーストリア

令和6年度鳥取・岡山県境議員連盟 海外

添付資料

日次	地名	交通	時間	行程	食事		
3/30 【日】	鳥取空港 米子空港 岡山空港 羽田空港	ANA298 ANA1088 JAL240 AY62 便	15:20 発 15:20 発 17:45 発 21:50 発	鳥取→羽田 (16:45 着) +2 米子→羽田 (16:50 着) 岡山→羽田 (19:05 着) ↓T3(3F(ロケール)) 羽田空港発。空路ヘルシンキへ(機内食2回)	—	—	機内食
3/31 【月】	ヴァンター空港 ヘルシンキ	専用車	4:40 着 6:30 9:30~11:00 13:30~15:00	ヴァンター国際空港着、専用車で視察へ 現地添乗員と合流、 市内視察(車窓と中央図書館 Oodi 見学) ◎LUKE【天然資源センター(研究機関)】 ◎TAPIO【森林管理コンサルタント】 (ヘルシンキ泊)	機内食	レストラン	レストラン
4/1 【火】	ヘルシンキ	専用車	10:30 発 11:00~11:30 14:00~15:30 6:30	専用車でヘルシンキ市内視察へ ◎在フィンランド日本国大使館 ◎メツァアテオリス【フィンランド林業協会】 (ヘルシンキ泊)	ホテル	レストラン	レストラン
4/2 【水】	ヘルシンキ ヴァンター空港 ウィーン空港 ウィーン グラーツ	専用車 AY1471 便 専用車	7:00 発 9:25 発 10:50 着 14:00~15:00	専用車で空港へ ヴァンター空港発、ウィーンへ(機内食無) ウィーン国際空港着、市内で昼食 ◎在オーストリア日本国大使館 その後グラーツへ (グラーツ泊)	ホテル	レストラン	レストラン
4/3 【木】	グラーツ ウィーン	専用車	7:45 発 8:30~12:00 13:00~16:00	ホテルで朝食後、視察へ ◎マイヤーメルンホフ社【林業会社】 ◎ピヒル森林研修所 視察後、ウィーンへ (ウィーン泊)	ホテル	レストラン	レストラン
4/4 【金】	ウィーン ウィーン空港 ヴァンター空港	専用車 AY1472 便 AY61 便	8:00 発 11:35 発 15:00 着 18:30 発	ホテルにて朝食後、専用車で空港へ ウィーン空港発、ヘルシンキへ(機内食無) ヴァンター空港着、乗り継ぎ ヴァンター空港発、空路羽田へ(機内食2回)	ホテル	—	機内食
4/5 【土】	羽田空港 羽田空港 羽田空港 羽田空港	ANA297 JAL239 ANA387	13:50 着 16:40 発 17:30 発 18:15 発	羽田空港着 羽田→鳥取 (18:00 着) 羽田→岡山 (18:45 着) 羽田→米子 (19:35 着)	機内食	—	—

<荷物規定に関して>

無料受託荷物 AY062/AY1472/AY061 便は 23 キロ×2 個、AY1471 は 23 キロ×1 個です。(90 x 75 x 45cm/個)

機内持込荷物：全便とも 8 キロまで

※但し日本国内線の無料規定は受託 20 キロ、機内持込 10 キロまでにてご調整下さい(往復とも羽田で荷物受取)

<朝食時間> 全ホテル 6:30~10:00 で自由にお取り頂けます(但し 4/2 はご支度後、6:30 朝食→7時発でお願いします)

6:00(7/2)6:30

<フィンランド連絡先> ※現地添乗員 〇〇〇〇 さん終日同道(食事時も)

★現地添乗員：〇〇〇〇 (携帯：〇〇〇〇)

現地通訳：〇〇〇〇

<オーストリア連絡先> ※〇〇〇 さん終日同道(食事時も)

★現地通訳兼ガイド：〇〇〇〇 (携帯：〇〇〇〇)

<日本国内連絡先> 新日本観光センター：〇〇〇 (携帯：〇〇〇〇)

海外研修 概要

1 目的

鳥取県と岡山県の県境地域の共通の課題解決に向けて、フィンランド及びオーストリアにおける林業をはじめとした先進的な取組等について調査を行い、今後の両県の施策立案の参考とする。

2 日程

令和7年（2025年）3月30日（日）～4月5日（土）

NO 15

添付資料

3 構成員 鳥取・岡山県境議員連盟会員10名

（このほか フィンランド：通訳1名、添乗員1名／オーストリア：通訳兼添乗員1名）
参加者詳細は下表のとおり（座席希望・国内線の手配状況も併記）

県名	議員氏名	座席希望	国内線手配状況
鳥取県	福浜 隆宏（ふくはま たかひろ）	羽田⇄ヘルシンキのみ 足元の広い席・通路側	3/30(日)ANA298 鳥取 15:20→羽田 16:45 4/5(土)ANA297 羽田 16:40→鳥取 18:00
	山本 暁子（やまもと あきこ）	全区間普通席・窓側	3/30(日)ANA298 鳥取 15:20→羽田 16:45 4/5(土)ANA297 羽田 16:40→鳥取 18:00
	前住 孝行（まえずみ たかゆき）	全区間普通席・通路側	3/30(日)ANA298 鳥取 15:20→羽田 16:45 4/5(土)ANA297 羽田 16:40→鳥取 18:00
	鳥羽 喜一（とば きいち）	羽田⇄ヘルシンキのみ 足元の広い席・通路側	3/29(土)ANA300 鳥取 18:45→羽田 20:00 4/5(土)ANA297 羽田 16:40→鳥取 18:00
	伊藤 保（いとう たもつ）	全区間普通席・通路側	3/30(日)ANA298 鳥取 15:20→羽田 16:45 4/5(土)ANA297 羽田 16:40→鳥取 18:00
	鹿島 功（かしま いさお）	羽田⇄ヘルシンキのみ 足元の広い席・通路側	3/30(日)ANA1088 米子 15:20→羽田 16:50 4/5(土)ANA387 羽田 18:15→米子 19:35
	内田 博長（うちだ ひろみち）	羽田⇄ヘルシンキのみ 足元の広い席・通路側	3/30(日)ANA1088 米子 15:20→羽田 16:50 4/5(土)ANA387 羽田 18:15→米子 19:35
岡山県	山本 雅彦（やまもと まさひこ）	全区間足元の広い席・通路側	3/30(日)JAL240 岡山 17:45→羽田 19:05 4/5(土)JAL239 羽田 17:30→岡山 18:45
	小林 義明（こばやし よしあき）	全区間普通席・通路側	3/30(日)JAL240 岡山 17:45→羽田 19:05 4/5(土)JAL239 羽田 17:30→岡山 18:45
	市村 仁（いちむら じん）	全区間足元の広い席・通路側	3/30(日)JAL240 岡山 17:45→羽田 19:05 4/5(土)JAL239 羽田 17:30→岡山 18:45

※足元の広い席も数に限りがあるため、希望されても必ず確保できるとは限りません。

4 訪問先

(1) 3月31日（月）

LUKE（天然資源センター）
TAPIO（森林管理コンサルタント）

(2) 4月1日（火）

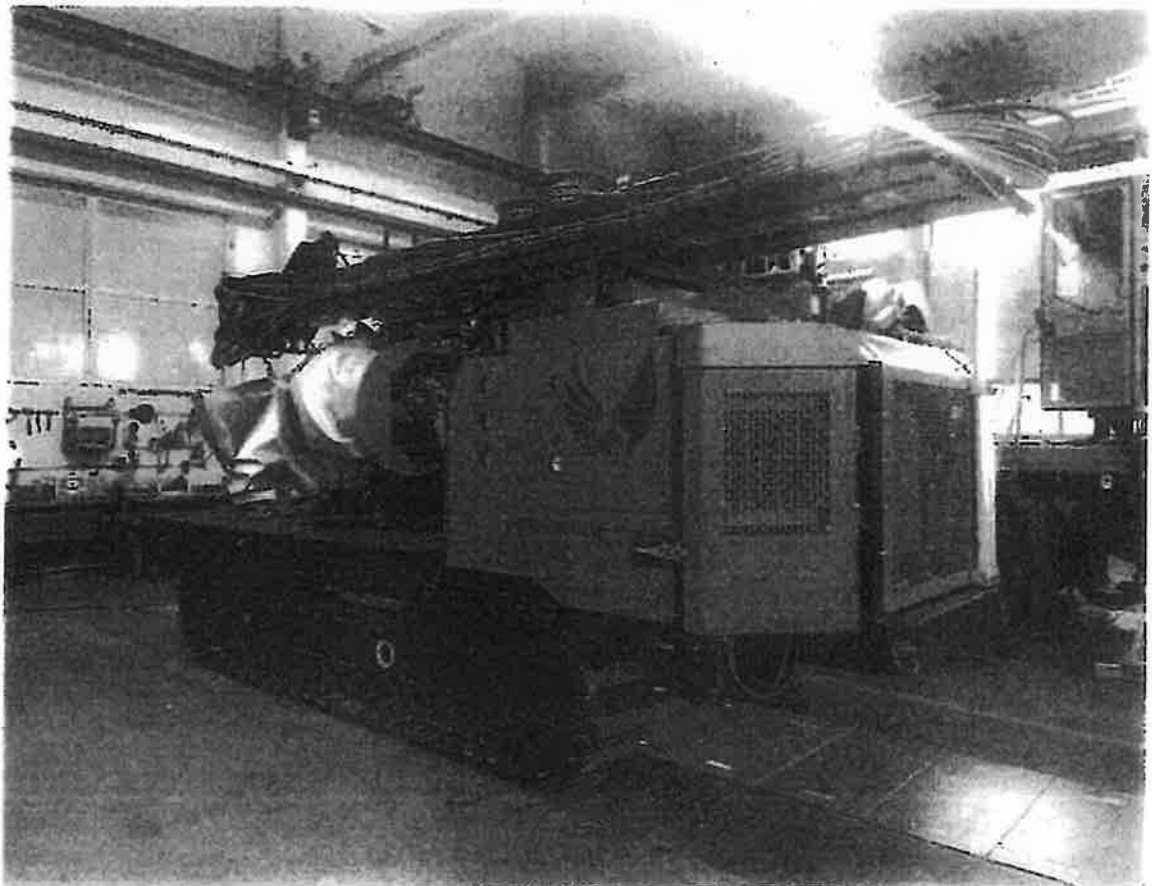
在フィンランド日本国大使館
メツァテオリス（フィンランド林業連盟）

(3) 4月2日（水）

在オーストリア日本国大使館

(4) 4月3日（木）

マイヤーメルンホフ社（林業会社）
ピヒル森林研修所





NO 15

添 付 資 料

MM FORST
TECHNIK



シンクロ 45

経済的な木材収穫を実現する
最新世代のタワーヤーダー

伝統から生まれたイノベーション

MM社のタワーヤーダーは、もともと自社の林業事業のために開発されたものです。市販のシステムへの不満と、高い作業安全性、生産性、価値の安定性への要求から生まれました。今日に至るまで、このことがお客様とともにイノベーションを推進し続ける原動力となっています。最新の製品はタワーヤーダー「シンクロ45」と搬器「MM-シェルパUE」です。

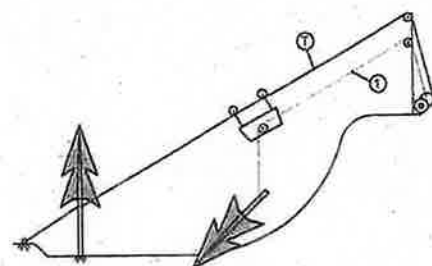


高い経済性を実現

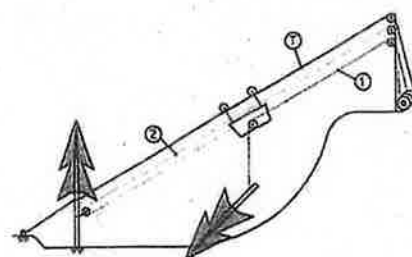
- 生産性
 - 高速空走行・荷重走行
 - 牽をドラムに完全に巻いた状態でも高い引張力
 - 高い搬送能力
- 柔軟性
 - 幅広い用途に対応
 - 高い吊上げ荷重可能
(あらゆる樹木の太さに対応)
 - 各種動作モードに対応
(2線式・3線式、上荷・下荷・平地)
 - 長い架線距離や横取り距離に対応
- 可用性
 - 短いダウンタイム
 - 低ランニングコスト
 - 高いエネルギー効率による低燃費
 - 低メンテナンス
- 寿命
 - 定期的なメンテナンスで長寿命化
- 回収率
 - 中古品として高額販売可
- 安全性
 - オペレーターと機械にとっての安全性が高い

ラインシステム

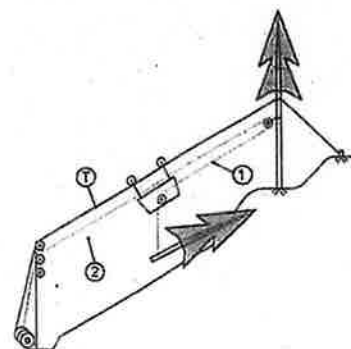
2線式／上荷



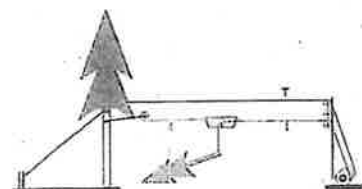
3線式／上荷



3線式／下荷



3線式／平地



シンクロの原理

NO 15

添 付 資 料

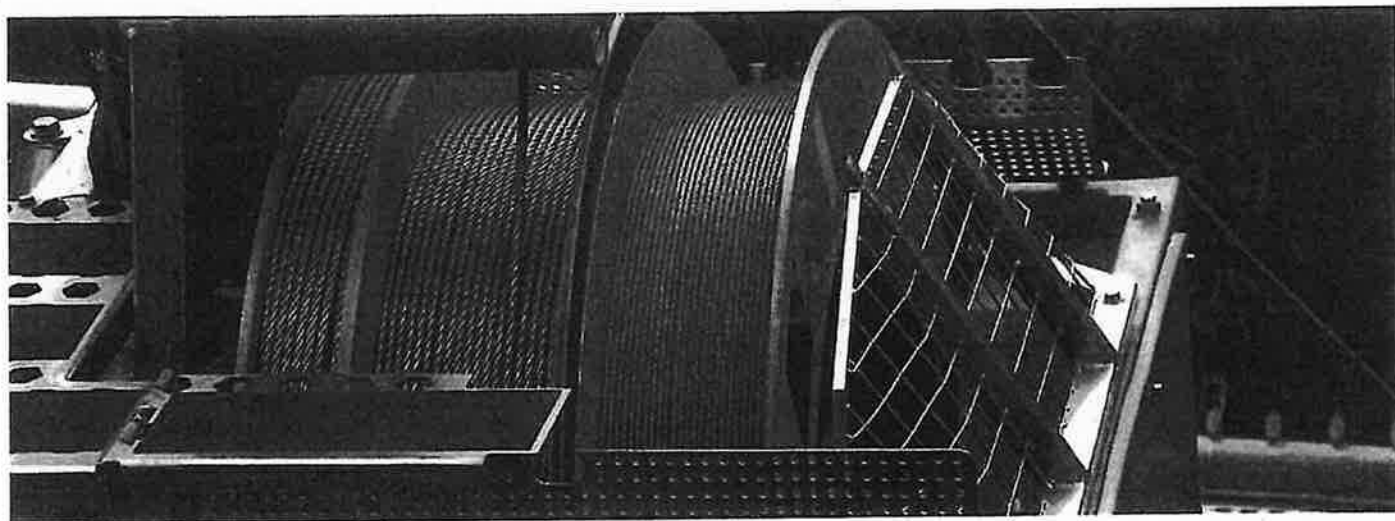
駆動のしくみ

従来のメインラインとストローライン用ウインチは、別々に駆動します。巻き上げるウインチが「引っ張り」、巻き戻すウインチが「ブレーキをかけ」てロープの張りを保ち、安定させます。

シンクロウインチでは、共通の油圧モーターで駆動する、同軸に取り付けられた2つの大型ドラムが、メインラインとストローラインのための共通のウインチとして作動します。この2本の作業索は、逆方向にドラムへ巻き取られます。つまり、両ドラムが一度に回転すると、片方の索は巻き取られ、もう片方の索は巻き戻されます。作業索は、2つのドラムをつなぐ別の油圧モーターで緊張させます。

従来のシステムと比較した場合のシンクロウインチの利点

- 緊張度合に左右されない牽引力
- ストローラインの拘束力が働いても引力が低下しない
- 高いエネルギー効率
理想的な緊張度の索によるスムーズかつスピーディな走行
- 索に負担をかけない大直径ドラム



シンクロブーストシステム

搬器への横出し（横取り）作業や荷重走行の際（2線式モードでは常時、3線式モードでは一時的に）、2つの油圧モーターを連動させることができます。これにより、最大牽引力、最大牽引出力、最大荷重走行速度が最大50%向上します。

シンクロブーストシステムの利点

- 重量のある木材の集材や風害後の処理の際に用途を拡大
- 生産性（荷重走行速度と許容荷重）の向上
- 牽引力増幅制御による安全性の向上

上荷・下荷集材に対応可能な MM-SHERPA-UE

NO 15

添付資料

軽量

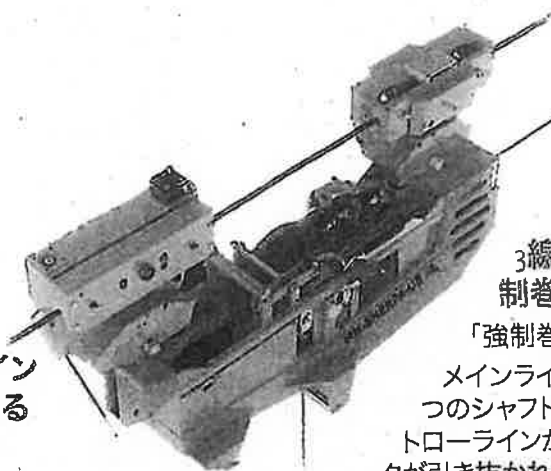
- 燃料消費量を低減

堅牢な機構

優れた走行性

高引張力

- (横取りの場合も)



3線式搬送時(上荷・下荷・平地)の強制巻き戻し機構機能付き

「強制巻き戻し機構」とは?

メインラインとストローラインの2本の作業索が1つのシャフトで逆方向に巻き取られることによって、ストローラインが巻き込まれると、メインラインの牽引フックが引き抜かれる。(牽引フックの引き抜きが簡単)。このメインラインの巻き戻し方法は「強制巻き戻し機構」と呼ばれている。

- 急斜面、長い架線でもパワフルで高速の巻き戻しが可能
- 巻き戻し距離が長い

2線式上荷集材時、メインラインが電動で搬器から巻き戻される

- どの巻込容量にも対応可
- 巻き戻し速度 2 m/s
- 巻き取りの時にアキュムレータを充電

技術データ

MM社の搬器

MM-SHERPA

MM-PRISYS

		BA 1,5	U 3	U 4L	UE 3	UE 4L	UH 4L	H 3
最大荷重	kg	1500	3500	4700	3500	4700	4700	3000
スカイライン直径	mm	14-20	14-20	18-26	14-20	18-26	18-26	18-24
重量	kg	190	460	540	530	590	720	580
メインライン直径	mm	6-12	8,5-14	8,5-14	8,5-14	8,5-14	8,5-14	10-12
最大傾斜角	°	75°	75°	75°	75°	75°	75°	75°
最大傾斜角(右・左)	°	90°	90°	90°	90°	90°	90°	90°
2線式モード		可	不可	不可	可	可	可	可
巻き戻し方法		手動			電動	電動	油圧	油圧
最大巻き上げ長さ	m	無制限			無制限	無制限	100 / 80	80
最大巻き戻し速度	m/s				2	2	6 ... *	6 ... *
最大巻き戻し能力	kN				3,5	3,5	1,6 / 2	1,6
3線式モード		不可	可	可	可	可	可	不可
巻き戻し方法			強制巻き戻し機構	強制巻き戻し機構	強制巻き戻し機構	強制巻き戻し機構	強制巻き戻し機構	
最大巻き上げ長さ								
Ø 7mm	m		150	220	110	220	220	
Ø 8mm	m		110	160	80	160	160	
Ø 10mm	m		75	110	55	110	110	
Ø 12mm	m		50	80	40	80	80	
最大巻き戻し速度*	m/s		4	4	4	4	4	
最大巻き戻し能力*	kN		15	15	15	15	15	

* タワーヤーダーの種類による。

進行中の技術開発に伴い、仕様に変更が生じることがございます。E6021



MM FORSTTECHNIK GmbH

Mayr-Melnhof-Straße 9
8130 Frohnleiten | Austria

Tel.: +43 3126 5099 0
Fax: +43 3126 5099 4068
E-Mail: office@mm-forsttechnik.at
Web: www.mm-forsttechnik.at



NO

15

添付資料



活動報告(県外)

議員名: 伊藤 保

活動事項	鳥取・岡山県境議員連盟の総会
活動年月日	令和7年9月2日(火)
場所	岡山県津山市 ザ・シロヤマテラス津山別邸
活動の相手方	鳥取・岡山県境議員連盟の議員 別添議員
活動の目的	鳥取・岡山県の県境を挟んで両県が共通する課題や連携できる課題を議論、連携を図ることを目的に開催している。
活動の内容	総会 (1) 役員の選任について (2) 令和6年度事業報告並びに収支決算について (3) 令和7年度事業報告並びに収支予算について 意見交換会 (1) フィンランド・オーストリア視察結果報告 (2) 林業振興について
活動の結果等	(1) 役員の選任について 会長に小林義明(岡山県議) 副会長に内田博長(鳥取県議) 幹事に伊藤たもつ(鳥取県議) 市村 仁(岡山県議) 会計監事に山本雅彦(岡山県議) 川部洋(鳥取県議) を決定した。 (2) 令和6年度事業報告並びに収支決算について 原案の通り承認 (3) 令和7年度事業報告並びに収支予算について 原案の通り承認 意見交換会 (1) フィンランド・オーストリア視察結果報告 (鳥取県山本暁子議員) (2) 林業振興について 鳥取県農林水産部 濱江森林・林業局長並びに岡山県農林水産部 三宅林政課長、井上治山課長から両県の森林DX化、皆伐再造林、脱 炭素の取り組み、山林火災への対応等について説明を受けたが、交 付金が有効に使えているのか、地域振興計画に反映されているのか など、意見交換を行った。
関連領収書番号	A 対象経費 420 円

添 付 資 料

「鳥取・岡山県境議員連盟」総会 次第

日時：令和7年9月2日（火）

15:00～

場所：ザ・シロヤマテラス津山別邸

1 開 会 市村(岡山県幹事)

2 開会あいさつ 小林 副会長(岡山県)
24時から活動を始めたい。今後もしっかり活動したい3 議 事 (進行：村田会長)
新規加入の江森を紹介

(1) 役員の改選について (選挙区別)

(2) 令和6年度事業報告及び収支決算について (小林新会長進行) 原案承認

(3) 令和7年度事業計画及び収支予算について

(4) その他 西条の課題も 今後とも西条知事の中に入れてもらう

4 意見交換会

(1) フィンランド・オーストリア視察結果報告 山本 暁子 議員が報告

(2) 林業振興について 知りぬーずー 知めてもら。若い人も参加させよう

(森林DX化・皆伐再造林・脱炭素の取組、山林火災への対応等)

5 そ の 他 交付金が、有難い。変更してほしい。
地域振興計画について

6 閉会あいさつ

7 閉 会

役員改選（案）

添付資料

役職名	氏名	県名
会長	小林 義明	岡山県
副会長	内田 博長	鳥取県
幹事	伊藤 保	鳥取県
	市村 仁	岡山県
会計監事	川部 洋	鳥取県
	山本 雅彦	岡山県

令和6年度 事業報告（案）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

添付資料

1 総会、意見交換会の開催

- (1) 日時 令和6年11月22日（金）15:30～
 (2) 場所 プランナールみささ（鳥取県東伯郡三朝町三朝 388-1）
 (3) 内容 総会、意見交換会

2 知事への要望

- (1) 日時 鳥取県：令和7年2月20日（木）
 岡山県：令和7年2月21日（金）
 (2) 内容 両県の県境地域が抱える共通の課題について、両県で課題解決に向けて検討・協議することを各知事に要望

3 海外研修

- (1) 日時 令和7年3月30日（日）～4月5日（土）
 (2) 場所 フィンランド、オーストリア
 (3) 内容 両国における林業等の先進的取組の視察

令和6年度 収支決算（案）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（鳥取県側）

科 目	決 算 額（円）	摘 要
1 収入の部	195,822	
前年度繰越	64,008	
会 費	10,000	10名分（R6年4月）
	121,000	11名分（R6年5月～R7年3月分）
利 息	814	
2 支出の部	25,328	
研修費	0	
会議費	24,888	11/22 総会・意見交換会経費
振込手数料	440	
3 翌年度繰越金	170,494	

（岡山県側）

科 目	決 算 額（円）	摘 要
1 収入の部	717,059	
前年度繰越	296,823	
会 費	420,000	7名分（R6年4月～R7年3月）
利 息	236	
2 支出の部	85,767	
研修費	0	
会議費	85,767	11/22 総会・意見交換会経費
3 翌年度繰越金	631,292	

令和7年度 事業計画(案)

添付資料

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 総会、意見交換会の開催

- (1) 日時 令和7年9月2日(火) 15:00～
 (2) 場所 ザ・シロヤマテラス津山別邸(岡山県津山市山下30-1)
 (3) 内容 総会、意見交換会

令和7年度 収支予算(案)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(鳥取県側)

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
1 収入の部	315,494	
前年度繰越金	170,494	
会 費	144,000	12名分(R7年4月～R8年3月分)
会 費(前年度未収分)	1,000	7名分(R7年3月分)
2 支出の部	315,494	
研修費	100,000	
通信費ほか	3,000	
予備費	212,494	

(岡山県側)

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
1 収入の部	1,051,292	
前年度繰越金	631,292	
会 費	420,000	7名分(R7年4月～R8年3月分)
2 支出の部	1,051,292	
研修費	100,000	
通信費ほか	3,000	
予備費	948,292	

鳥取・岡山県境議員連盟規約

添 付 資 料

(名称)

第1条 本連盟は、鳥取・岡山県境議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、鳥取・岡山両県の県境を接する地域の県議会議員が、県境に関することをはじめとした共通する問題を解決するため、交流を図り、活動することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業及び活動を行うものとする。

- (1) 県境地域の振興を図るため必要な事業及び活動
- (2) 有害鳥獣対策やツキノワグマの保護管理対策を図るために必要な事業及び活動
- (3) 林業の振興を図るため必要な事業及び活動
- (4) 鳥取・岡山県両県で行われる広域観光の推進を図るために必要な事業及び活動
- (5) 県境に関わる諸課題の調査・研究
- (6) 県境をまたがる広域防災、広域医療の協力体制の構築
- (7) 必要な事業に対しての事業計画について協議し、予算化を行なうものとする。
- (8) 県境市町村との連携を図る。

(組織)

第4条 本連盟は、鳥取県、岡山県の県境に関連した地区選出の県議会議員の有志をもって構成する。

(役員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、幹事若干名、会計監事若干名
- (2) 役員は、会員の中から総会において選任する。
- (3) 本連盟に、顧問をおくことができる。

(任期)

第6条 本連盟の役員の任期は、2年とし、会長、副会長については、鳥取・岡山両県県議の中から交互に就任することとする。

(事務局)

第7条 本連盟の事務局は、会長選出県の議会事務局に置く。

(運営)

第8条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本連盟の会費は、月額1000円とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、会長が役員と協議して定める。

附 則

この規約は、平成25年3月15日から施行する。

この規約は、平成27年9月 3日から施行する。

鳥取・岡山県境議員連盟

添付資料

役員名簿

役職名	氏名	県名
会長	内田 博長	鳥取県
副会長	小林 義明	岡山県
幹事	伊藤 保	鳥取県
	市村 仁	岡山県
会計監事	川部 洋	鳥取県
	山本 雅彦	岡山県

議員名簿

鳥取県		岡山県	
選挙区	氏名	選挙区	氏名
鳥取市	福浜 隆宏 東田 義博 山本 暁子	津山市・苫田郡・ 勝田郡	山本 雅彦 清水 薫 本山 紘司 小原なおみ
八頭郡	福田 俊史 前住 孝行		
倉吉市	川部 洋 鳥羽 喜一	新見市	小林 義明
東伯郡	伊藤 保 語堂 正範 入江 誠	真庭市・真庭郡	河野 慶治
		美作市・英田郡	市村 仁
西伯郡	鹿島 功		
日野郡	内田 博長		

活動報告(県外)

議員名：伊藤 たもつ

活動事項	鳥取県議会「民主とっとり」と島根県議会「民主県民クラブ」との合同研修会
活動年月日	令和7年10月20日～21日
場所	島根県松江市、雲南市、奥出雲町
活動の相手方	はたマーケット、(株)加地
活動の目的	中山間地域の買い物対策 中山間地域にあって、自社製品で頑張る企業 島根県庁で国スポへの取り組み、農業政策、 原発の避難計画について
活動内容	鳥取県議会「民主とっとり」と島根県議会「民主県民クラブ」の議員が島根県庁に集まり、貸し切りバスで、雲南市掛合町波多地区コミュニティセンターを訪れ、波多コミュニティ協議会 木村守登会長等から、町内唯一の個人商店が閉店したことに伴いコミュニティセンター内に、店舗を構え、地域の買い物支援をしている現状と課題について (株)加地は、中山間地域に位置する奥出雲町で、会社独自で開発したEXGELを活用した製品で全国展開している企業。[REDACTED]専務取締役から、説明を受けた後、工場内の視察と現状について調査した。 私は、翌日監査があるため、20日のみで帰鳥した。
活動の結果等	中山間地域における買い物支援は両県の共通の課題であるが、波多地区においては、コミュニティセンターの一角に、最低限の品物をそろえ、住民の便宜が図られていたが、売り上げも少なく厳しい運営であるが、センターの職員が、兼務で運営することで何とか継続されていた。職員の兼務がミソであった。 (株)加地は、独自に開発したEXGELを活用した医療、福祉製品、自動車用品等を製造されていたが、活用範囲は、広がりがあり、海外展開がされていた。独自の技術を持っている企業の強さがあった。
関連領収書番号	A 1,360 円

令和7年度

鳥取県議会「民主とっとり」
島根県議会「民主県民クラブ」
合同研修会

令和7年10月20日（月）～21日（火）

鳥取県議会「民主とっとり」と島根県議会「民主県民クラブ」
との合同研修会 実施要領

1. 目 的

両県における諸課題について、現地事例等の調査や会派間の情報交換を通じ、施策提言や会派活動に資する。

2. 期 日

令和7年10月20日（月）～21日（火） 1泊2日

3. 調査先・調査内容

【令和7年10月20日（月）】

(1) 波多コミュニティ協議会

(2) 株式会社 加地

懇親会：創作中華 爸爸厨房（島根県松江市末次本町79）

【令和7年10月21日（火）】

(1) 国民スポーツ大会2030島根県大会の準備状況（島根県環境生活部）

(2) 島根県の農業施策（島根県農林水産部）

(3) 原子力防災にかかる避難計画（島根県防災部）

場 所：島根県議会議事堂別館 1階 大会議室

4. 参加者

- ・鳥取県議会「民主とっとり」 6名
- ・島根県議会「民主県民クラブ」 5名

鳥取県議会「民主とっとり」と島根県議会「民主県民クラブ」との合同研修会（令和7年10月20日～21日）

NO 44

月日	時間	行程（調査先）	添付資料
10月20日 (月)	10:30	議事堂別館集合・バス乗車	松江市内中原町40
	10:40 ～ 11:30	【以下 貸切バスで移動】	46分(48km)
	11:30 ～ 12:30	昼食（道の駅 たたらば老番地 レストランむらげ） ・ふじはらで予約済み(11:35頃～、11名座席確保済) ・当日各自メニューからご注文いただき、お支払いをお願いします。	雲南市吉田町吉田4378-31
	12:30 ～ 12:55	移動（昼食会場 → 波多コミュニティ協議会）	25分(19km)
	13:00 ～ 14:30	調査活動① 波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町）	雲南市掛合町波多459-1
	14:30 ～ 15:20	移動（波多コミュニティ協議会 → (株)加地）	47分(37.5km)
	15:30 ～ 17:00	調査活動② 株式会社 加地（奥出雲町） 【写真撮影】工場内の撮影はご遠慮ください。 【会場】会議室の予定ですが、少し狭いとのことです。ご了承ください。	仁多郡奥出雲町三成1295-3
	17:00 ～ 17:55	移動（(株)加地 → 島根県議会議事堂）	55分(42km)
	18:00 ～ 18:10	宿泊先へ(松江ニューアバンホテル本館)	松江市内茶町40-1 徒歩 7分(500m)
	18:10 ～ 18:20	宿泊先:チェックイン ・ふじはらで予約済み(予約NO :A0030088142) ・朝食付き	浜田議員・尾崎議員・村上議員・坂野議員
10月21日 (火)	18:20 ～	懇親会場へ(創作中華 爸爸厨房)	宿泊先から徒歩6分(400m)
	18:30 ～	懇親会(創作中華 爸爸厨房) ・ふじはらで予約済み ・18:30～11名、2F大広間 ・¥6,000/人(コース・2時間飲み放題)	松江市内末次本町79 ※奥田議員・伊藤議員 懇親会後 日帰り
	8:50	議事堂別館 集合	
	9:00 ～ 10:00	調査活動③ 環境生活部(国民スポーツ大会2030島根県大会の準備状況)	議事堂別館1階:大会議室
	10:05 ～ 11:05	調査活動④ 農林水産部(島根県の農業施策)	〃
	11:10 ～ 12:00	調査活動⑤ 防災部(原子力防災にかかる避難計画について)	〃
	12:00	解散	

※時間等について変更になる場合があります。

鳥取県議会「民主とっとり」と島根県議会「民主県民クラブ」との
合同研修会 参加者名簿

令和7年10月20日(月)～10月21日(火)

所属	役職	氏 名	備考
鳥取県議会 「民主とっとり」	会長	興治 英夫	10/20(月)のみ参加
	顧問	伊藤 保	10/20(月)のみ参加
	副会長	浜田 妙子	
	幹事長	尾崎 薫	
	政調会長	坂野経三郎	
	総務会長	村上泰二郎	
島根県議会 「民主県民クラブ」	会長	須山 隆	
	副会長	白石 恵子	
	幹事長	岩田 浩岳	
	副幹事長	岸 道三	
	政策調査会長	角 智子	
合 計		11名	

活動報告(県外・国外)

議員名： 伊藤 保

活動事項	第16回全日本ホルスタイン共進会視察調査
活動年月日	令和7年10月24日(金)～10月25日(土) (1泊2日)
場所	北海道勇払郡安平町
活動の相手方	第16回全日本ホルスタイン共進会
活動の目的	鳥取県議会の有志で結成している「鳥取県の畜産業の発展を考える会」の会長として、北海道勇払郡安平町で開催された第16回全日本ホルスタイン共進会に鳥取県内から出品された酪農家の激励と応援、さらにはホルスタインの改良状況についての調査
活動の内容	初日の10月24日は鳥取から北海道へ移動し、午後7時から新苫小牧プリンスホテルで開催された激励会に出席。出品酪農家の皆さんに激励のあいさつ。10月25日は北海道勇払郡安平町の第16回全日本ホルスタイン共進会会場で県内からの出品乳牛を応援するとともに、ホルスタインの改良状況について調査を行った。
活動の結果等	観光シーズンと重なったことから、宿泊施設の確保、飛行機の確保が厳しく、ようやく、24日の1泊と最終便の飛行機が確保できたので、強行日程の中での視察となった。 5年に一度開催される「乳牛のオリンピック」とも言われている全日本ホルスタイン共進会。永年元気で搾乳できる体型の改良具合を競い合う大会で、県内からは5部門に5頭が出品され、最高位である優等賞は逃したものの、1等賞に1頭、2等賞でも1席に2頭が入賞するなど前回共振会を上回る結果であった。 県内の乳量を安定的に確保するためにも、また酪農家の経営安定のためにも、健康で長く、搾乳できる乳牛の導入や改良を進めることが求められていることを痛感した。 飼育頭数からしても、酪農の本場である北海道の出品義勇は素晴らしく、圧倒的な強さを見せつけられた大会でもあった。 大山乳業協同組合と畜産試験場との連携を深める中で、優秀なホルスタインの確保や改良の必要性がある。 今大会の結果を踏まえ、鳥取県の畜産業の発展を考える会としても、より一層県内の酪農振興に反映させていきたい。 なお、会場へのシャトルバスは用意されていたものの、会場周辺の大渋滞のため動けず、3キロ以上歩いて会場に到着し、県内の出品牛の審査に間に合った。
関連領収書番号	A, B, C, F 合計 89,473 円

第16回全日本ホルスタイン共進会 鳥取県出品牛結果一覧

農家名	市町村名	順位	部	クラス	生年月日の範囲 (基準日: R7年9月30日)	名号
■■■■■	南部町	2等賞1席 (19/29)	1	10月以上12月未満	R6年10月1日～ R6年11月30日	ウエストバレー SC カブレレスパシコール
■■■■■	琴浦町	1等賞5席 (15/37)	2	12月以上14月未満	R6年8月1日～ R6年9月30日	ハッピーフィールド ラム スピリッツ
倉吉農業高校	倉吉市	2等賞5席 (15/18)	5	18月以上20月未満	R6年2月1日～ R6年3月31日	ヒースクリフ パーフェクション ロック バント
(同) 三浦牧場	琴浦町	2等賞1席 (11/15)	9	28月以上32月未満 (2歳ミドル)	R5年2月1日～ R5年5月31日	ミキファーム デルタラムダ PT キン
(株) 岡村牧場	琴浦町	2等賞3席 (19/27)	12	36月以上42月未満 (3歳ジュニア)	R4年4月1日～ R4年9月30日	コウラ チーフ マミー

添 付 資 料

10月に北海道勇払郡安平町で開催された「第16回全日本ホルスタイン共進会」に、鳥取県から5頭が出品され、下記のとおりの結果となりましたので報告します。

＜全日本ホルスタイン共進会＞

5年に一度開催されることから「乳牛のオリンピック」とも称えられ、健康で長持ちするために必要な体型の改良度合いを比較展示するために、各都道府県を代表するホルスタイン種を一堂に集めて開催されます。

1 共進会概要

開催日時：10月25日（土）、26日（日）

開催場所：北海道勇払郡安平町

北海道ホルスタイン共進会場

出品頭数：400頭（ホルスタイン 368頭、ジャージー 32頭）

大会日程：10/20～10/24 出品牛搬入

10/25 開会式、第1部～第13部審査、
多回出品者表彰式

10/26 第14部～第17部審査、閉会式、出品牛搬出（～10/27）



2 大会結果

農家名	市町村	順位（全体順位）	部	クラス
■■■■■	南部町	2等賞1席(19/29)	1	10月以上12月未満
■■■■■	琴浦町	1等賞5席(15/37)	2	12月以上14月未満
倉吉農業高校	倉吉市	2等賞5席(15/18)	5	18月以上20月未満
（同）三浦牧場	琴浦町	2等賞1席(11/15)	9	28月以上32月未満(2歳ドル)
（株）岡村牧場	琴浦町	2等賞3席(19/27)	12	36月以上42月未満(3歳ジュニア)

鳥取県勢の成績は、残念ながら最高位である優等賞は逃したものの、前大会（平成27年開催）の成績（全部2等賞）を上回り、本大会では1等賞に1頭、2等賞でも上位の1席に2頭が入賞する等健闘した。



＜福田出品団長コメント＞

全日本ホルスタイン共進会という晴れ舞台に出品し、全国と競えたことは、自分の酪農人生において素晴らしい経験となった。次回大会では今回を上回る成績を残せるよう、5年後に向けて精進していきたい。

3 第17回大会に向けて

今後も引き続き鳥取県の乳牛改良を促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、5年後に開催予定の次回大会の上位入賞を目指し、全日本ホルスタイン共進会対策委員会（小前孝夫会長）の意見を伺いながら必要な支援を行う予定としています。



活動報告(県外)

議員名: 伊藤 保

活動事項	鳥取県議会中部振興議員連盟県外調査
活動年月日	令和7年11月27日(木)
場所	東京都 厚生労働省
活動の相手方	厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 室長補佐 田川 幸太
活動の目的	人口減少が続く中、中部地区の医療をどう守るのか。中でも、厚生病院を中心とした2次医療圏をどう守っていくのが大きな課題であり、地域医療構想とどう向き合うのか先進地の調査。
活動の内容	私は、議連の会長として終日参加したかったが、28日に監査が入ってきたので、厚生労働省での調査活動のみ参加して帰鳥した。 厚生労働省では、医政局医療経営支援課医療法人支援室の室長補佐田川幸太氏から、国が進めようとしている地域医療連携推進法人制度について詳細に説明を受け、意見交換を行った。
活動の結果等	全国的に人口減少が続く中、国も、地域における医療連携を進め、それぞれの地域医療を継続するために、地域医療連携推進法人制度が検討されているとのこと。 中部地区には、同規模の医療機関があり、診療内科もかなり重複しており、経営的にも厳しい環境が想定されるほか、地域住民の皆さんにも影響が出ることも想定される。そうした中、地域医療連携推進法人制度で、中部地区の医療環境の維持を検討。つまり、連携することにより、相乗効果を高めるもので、補助金はない。 こうした、協議を進めるためには、全ての病院をまとめ上げるリーダー、つまり、キーパーソンになる人材が必要とのこと。 こうして学んだことを、中部地区県議会議員が共有することにより、前に進めていきたい。
関連領収書番号	A B 対象経費 135,046 円

令和7年度 鳥取県議会中部振興議員連盟 県外調査 日程

新
中
部
振
興
連
盟

11月27日 (木)

【参加議員】

①伊藤議員②興治副会長 ③川部幹事長 ④入江議員 ⑤鳥羽議員

【執行部】

病院局 中西局長

①②③④

ANA292便
7:05発
鳥取空港

8:15着
羽田空港

東京駅

⑤合流

【県外調査①】
10:30-12:00
厚生労働省等

10:00~12:00 変更

14:20発
東京駅

14:24着
14:30発
浜松町駅

16:55着
庄内空港

ANA397
15:55発

②③④⑤

14:50着
羽田空港

①現地解散

ANA297
16:35発

17:55着
鳥取空港

庄内空港発
空港連絡バス

徒歩約2分

17:45頃着
酒田庄交
バスターミナル

17:50着

【宿泊先】

月のホテル
(酒田市幸町1-10-20)
電話：0234-26-8800

徒歩約5分

<夕食19:00~21:00>
寿司割烹 こい勢
(酒田市相生町1-3-25)
電話：0234-24-1741

11月28日 (金)

9:30発
チェック
アウト

タクシー
約15分

【県外調査②】
10:00-11:30
地域医療連携推進法人 日本海ヘルスケアネット
(山形県酒田市あきほ町30番地 (日本海総合病院内))
電話：0234-26-2001

タクシー
約15分

月のホテル
※荷物受取

徒歩約2分

12:32発
酒田庄交
バスターミナル

ANA1072
14:10発

13:05着
庄内空港

空港連絡バス

15:15着
羽田空港

ANA297
16:35発

17:55着
鳥取空港

【関係連絡先一覧】

区分	氏名/項目	連絡先	備考1	備考2
鳥取県中部選出議員連盟	副会長	興治 英夫		
	幹事長	川部 洋		
	議員	入江 誠		
	議員	鳥羽 喜一		
病院局	局長	中西 徹		
調査先	[1日目] 11/27木	厚生労働省		
	[2日目] 11/28金	地域医療連携推進法人 日本海ヘルスケアネット	0234-26-200 地方独立行政法人 山形県・酒田市 病院機構 日本海ヘルスケアネット推進室 調整 専門員 矢野 剛 様	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地
その他	飛行機・タクシー	東武トップツアーズ 鳥取支店	050-9002-5454	様 航空券の手配
		【11/28 山形県】	酒田合同タクシー 0234-22-4433	9:35発(2台) 月のホテル→日本海総合病院 月のホテル正面玄関前
				11:40発(2台) 日本海総合病院→月のホテル 日本海総合病院正面玄関前 ※月のホテルで荷物を受取後、酒田 バスターミナルへ
		庄内空港発着連絡バス	庄内交通株式会社(酒田) 0234-33-7255	※乗車時に「整理券」を取り、降車時 に運賃をお支払ください
	食事 宿泊	11/27木 夕食	0234-24-1741	寿司割烹 こい勢 現地払い
		11/27金 宿泊	0234-25-8800	月のホテル 現地払い

NO

52

添 付 資 料

11月27日 厚生労働省

医政局 医療経営支援課 医療法人支援室
室長補佐（医療法人制度、政策融資、税制）
地域医療連携推進法人指導官

〒100-8916



田 川 幸 太

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話(03)5253-1111 内線 2606

直 通(03)3595-2261

F A X(03)3580-9644

E-mail: [REDACTED]

地域医療連携推進法人制度の概要

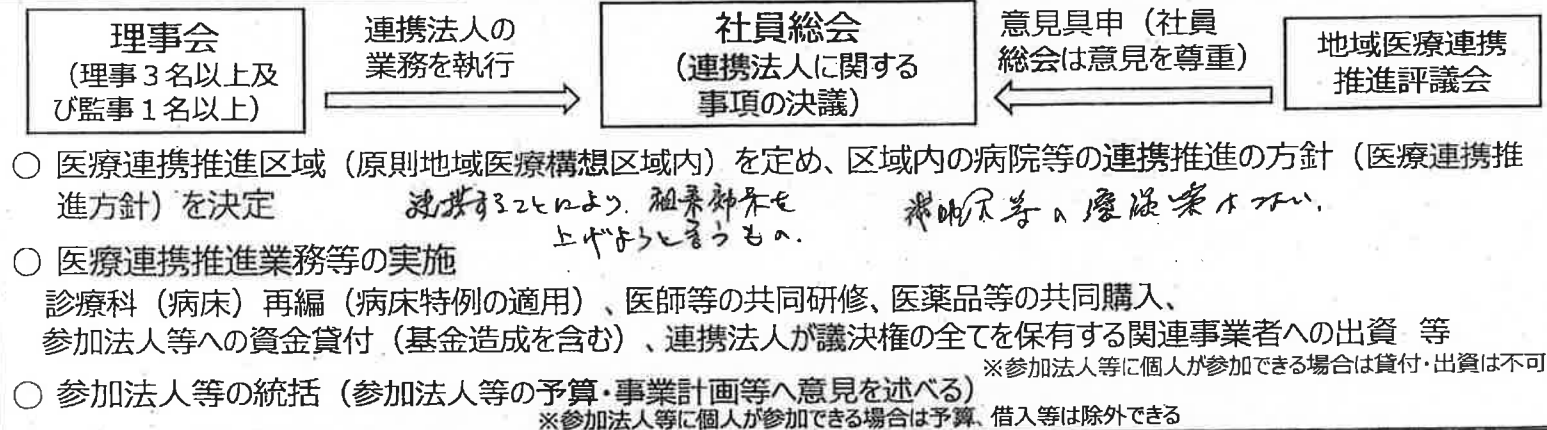
これは自治体間で医療機関を連携してやることである。という。27.11.27. AM10:00

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人

今年で10年。

② キーパーソンに法人がポイント



参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参画(社員)

参加法人等
(病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う非営利法人又は個人)

(例)医療法人A

(例)公益法人B

(例)NPO法人C

(例)個人病院

病院

診療所

介護事業所

病院

- ・区域内の個人開業医
- ・区域内の医療従事者養成機関
- ・関係自治体 等

すべての病院を
まとめる必要が
ある。また、
地域医療、関係
機関

キーパーソン
が必要

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
- ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
- ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

もうからない診療科は民間に委託する。公立病院へ委託する。